

令和2年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案解析)

精神障害の労災認定事案における「極度の長時間労働」事案の検討

研究分担者 高見具広 独立行政法人労働政策研究・研修機構
経済社会と労働部門 副主任研究員

【研究要旨】

本研究は、平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までに業務上認定された精神障害の労災認定事案（うち、自殺以外の事案（生存事案））において、特別な出来事「極度の長時間労働」に該当するケースを対象に、その事案特性に関する集計及び調査復命書等の記述内容の分析を行うものである。具体的には、調査復命書記載の「労働時間集計表」をもとに発病前 1 か月間の労働時間の状況（拘束時間、就業時間帯、休日取得状況等）を検討するとともに、長時間労働となった要因を、精神障害を発病した労働者本人の仕事の状況（業務量や進め方）、会社・上司による仕事管理、労働時間管理の観点から考察する。あわせて、精神障害発病に至る本人の心理的負荷の認識、上司・同僚等の事実認識を検討することにより、長時間労働による精神障害の労災認定事案を読み解く。

71 事案を対象に分析した結果、相当数の事案で、頻繁な深夜労働や、休日がきわめて少ない連続勤務の実態が確認される。また、長時間労働になった要因については、出退勤管理や時間外労働に係る自己申告制の運用等に伴い労働時間が正確に把握されていなかったケースや、管理監督者扱い等に伴い労働時間の状況の把握が疎かになっていたケース、実労働時間は把握されていたものの実効性のある長時間労働対策が行われていなかったケースが見られた。さらには、長時間労働を防げなかった理由として、関係者の申述からは、人手不足や繁忙期に伴う膨大な業務量、業態的に長い営業時間、顧客都合によるタイトな納期・スケジュール、専門性・個別性の高い業務特性、業務責任者であったこと（店長や管理職等）、本人の仕事の進め方や性格特性が関わることが示される。そして、こうした長時間労働の状況等によって、心身の極度の疲弊、消耗を来し、精神障害発病の原因となっていたことが、各事案の記述内容から確認された。長時間労働を当然視する職場風土を見直す等、過労死等を予防するための労務管理（労働時間管理、仕事・職場管理）が求められる。

研究分担者：

池添弘邦（労働政策研究・研修機構・副統括研究員）

藤本隆史（同機構・リサーチアソシエイト）
石井華絵（同機構・アシスタントフェロー）

A. 目的

本研究は、平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までに業務上認定された精神障害の労災認定事案のうち、長時間労働が心理的負荷に大きく関わるケースを対象に、その事案特性に関する集計と、調査復命書等の記述内容の分析を行うものである。

精神障害の労災認定件数は、平成 24 年度

（2012 年度）以降、年間 500 件前後で推移しており、令和元年度（2019 年度）は 509 件（うち未遂を含む自殺 88 件）であった（厚生労働省（2020）「令和 2 年版過労死等防止対策白書」を参照）。精神障害の労災請求件数は増加を続けており、平成 21 年度には年 1,000 件を超え、令和元年度には 2,060 件にのぼる。過労死等防止対策白書においては、認定件数の多い業種、職種、年齢階層等の分析もなされている。

精神障害の労災認定においては、様々な角度から労働時間の長さが評価要素とされている。実際、労災認定事案の中には、時間外労働が長い事案が多く含まれる。前述の厚生

労働省(2020)における、精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)労災認定件数(第1-21表、p.51)を見ると、令和元年度の認定件数509件のうち、「100時間以上～120時間未満」63件、「120時間以上～140時間未満」45件、「140時間以上～160時間未満」9件、「160時間以上」36件となっている。

高見(2020)では、精神障害・労災認定事案における「長時間労働関連事案」を、労災認定事実に基づき定義し、属性的特徴と事案の中身について検討した。具体的には、a.特別な出来事「極度の長時間労働」該当事案のほか、b.具体的な出来事15「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」で「強」認定の事案、c.具体的な出来事16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」で「強」認定の事案、d.具体的な出来事17「2週間以上にわたって連續勤務を行った」で「強」認定の事案、e.「恒常的な長時間労働」が認められて総合評価で「強」と評価された事案を検討対象とした。これらの事案は、時間外労働が長いことが労災認定に大きく関わる点で共通性を持つ。また、上記対象について属性的特徴を検討した結果、精神障害の生存事案は、自殺事案と比べ、勤続年数の短い事案、勤め先経験数(転職回数)の多い事案の割合が大きく、業種や職種においても分布の特徴が異なるなど、被災者属性に相違が見られることから、生存事案を独自の考察対象とする意義があると議論した。生存事案において、精神障害を発病した労働者本人(以下、本人と表記する)の負荷認識を見ると、必ずしも長時間労働ばかりが心理的負荷に関わるのではなく、環境変化、対人関係、職場での出来事等が発病過程で大きな意味を持っていると確認されたが、長時間労働は、こうした事象や認識を生む背景的状況を形作っている。長時間労働削減が、過労死等を防ぐ政策や労務管理として肝要であることが、あらためて確認される。

日本の労働法制下で長時間労働を抑制する仕組みとして、まず、企業が従業員に時間外労働をさせる場合には、それに係る労使協定(36協定)を労働組合または従業員の過半数代表者と締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。こうした手続きを経て許容される時間外労働時間数について、2019年4月に改正労働基準法が施行され(中小企業は2020年4月に施行)、臨時的な特別の事情が

ある場合でも、時間外労働は単月で100時間未満(休日労働を含む)、複数月で月平均80時間(休日労働を含む)を上限とする、労働時間の上限規制が法制化された。本稿対象事案における労働時間数は、現行法制上は違法となる水準の長時間労働である。

企業は、上記の労働基準を遵守とともに、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする義務(安全配慮義務)を負っている。最も、労災認定に関わる業務起因性は、企業の故意・過失とは関わりなく判断されることから、労災認定が安全配慮義務違反と直接に結びつくわけではないが、過去の裁判例では、長時間労働が原因で心身の健康を害した事案について、企業に安全配慮義務違反があつたとして損害賠償が命じられた例がある。健康を害しうる長時間労働を防止することは、企業の労務管理にとって重要な責務と言える。

労災認定された精神障害事案を検討するに当たっては、上記の問題意識から、なぜ当該労働者が長時間労働になったのかを検討し、労働時間管理、仕事管理の課題を考察する必要がある。

あわせて、長時間労働下で本人がどのような認識・経緯を経て発病に至ったのかを問うことも、過労死等の予防策を考案するために有用だろう。特に、精神障害に関する社会学的な研究は、精神障害の発病経過における当事者の主観的認識や、本人が精神障害と位置づけられた社会関係的な背景を問うことにも重きを置く(Wainwright and Calnan 2002、Weitz 2013、Cockerham 2017等を参照)。実践的にも、長時間労働下で本人がどのような心理的負荷を認識し、体調悪化に至ったのか、また、それに対して、職場の上司・同僚等はどういう認識(事実認識)していたのかを詳細に検討することは、過労死等防止策を考えるための基礎資料となりうる。

こうした問題意識をもとに、精神障害に関する労災認定事案における労働時間の状況(拘束時間、就業時間帯、休日取得の状況等)を検討するとともに、長時間労働になった要因を、事業場の労働時間管理(出退勤時刻の把握、時間外労働管理)や、本人の仕事の状況、上司の仕事管理の観点から検討し、体調悪化の過程における本人や周囲の認識を合わせて、事案を研究する。

B. 方法

1. 分析対象

労働安全衛生総合研究所が作成した「過労死等データベース」(平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの間に業務上外(労災支給・不支給)が決定された事案の情報をデータベース化したもの)を用いて抽出された精神障害に係る業務上認定事案を対象とする。本稿では、そのうち、特別な出来事「極度の長時間労働」に該当するケースを対象に検討する。なお、本研究は、発病時年齢が 59 歳以下で、雇用形態が正社員である者に对象を限定している。

厚生労働省労働基準局「心理的負荷による精神障害の認定基準」(平成 23 年 12 月 26 日)においては、「極度の長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を來し、うつ病等の原因となることから、発病日から起算した直前の 1 か月間におおむね 160 時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に從事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする」と記載される。また、同基準記載の「業務による心理的負荷評価表」によれば、発病直前の 1 か月におおむね 160 時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の(例えば 3 週間におおむね 120 時間以上の)時間外労働を行った(休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く)場合に、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。

長時間労働が労災に関わる事案は、先に述べたように、「極度の長時間労働」事案以外にも、長時間労働に関わる「具体的な出来事」への該当事案、あるいは、何らかの「具体的な出来事」の前後に「恒常的長時間労働」が認められる事案がある。なお、これらの「具体的な出来事」の有無評価は、事案が「特別な出来事」に該当しないときの評価基準として用いられるものである。こうしたことからも、「極度の長時間労働」該当事案は、長時間労働関連事案の中で、精神障害発病直前の労働時間が際立って長い、特徴的な事案であり、その心身に与える深刻な影響、及び長時間労働の発生要因を検討する意義のある対象と言える。

本稿での分析対象サンプルは、上記に当てはまる事案のうち、データ不備のケースを除いた 71 件とする。なお、高見(2020)では従業員数 10 人以上の事案に限って集計・検討してい

たが、本稿では従業員規模による限定はしていない。

2. 分析方法

(1) 対象サンプルの基礎集計

まず、対象とする 71 件の基礎集計を行うことで、「極度の長時間労働」事案の特徴を概観する。具体的には、性別、年齢層、業種、職種、転職回数(経験勤め先数)、勤続年数、決定時疾患名の内訳を示すことで検討する。性別、年齢層、業種、職種、決定時疾患名については、上記「過労死等データベース」の情報をもとに集計した。転職回数(経験勤め先数)、勤続年数については、調査復命書に記載の情報から個別に判断し、集計した。

(2) 労働時間の状況の分析

労災認定事案における労働時間の状況は、調査復命書記載の「労働時間集計表」において、精神障害発病前の評価期間(発病日から遡って、最大 6 か月前まで)の、各日の労働時間(始業時刻～終業時刻)、1 日の拘束時間数、1 日の労働時間数、週ごとの総労働時間数、週ごとの時間外労働時間数、月の総労働時間数、月の時間外労働時間数が把握されている。同資料により、発病に至る各日の拘束時間・労働時間の長さ、就業時間帯、休日取得の状況が把握できる。

同資料を用い、「極度の長時間労働」事案における労働時間の状況を検討する。「極度の長時間労働」は、発病直前 1 か月間の労働時間(時間外労働時間数)が認定判断に関わるものであり、発病前 1 か月間の労働時間の状況から労災発生要因を検討するに適した対象である。

具体的には、各事案について、労働時間集計表の記載をもとに、発病前 1 か月間(30 日間)の各日における始業時刻、終業時刻、拘束時間数、労働時間数を検討する。また、過重労働に関わる就業時間帯や連続勤務の状況を検討する目的から、各勤務日の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)の状況について図示を加える。なお、労災認定の判断基準となる時間外労働時間数は、週 40 時間を超える労働時間数をいう。

(3) 事業場による労働時間管理の分析

労働時間の状況の検討と合わせ、事業場の

労働時間管理について検討する。

事業場による労働時間の把握方法について、調査復命書では、「出退勤管理の方法」という記載項目があり、「①タイムカード」、「②出勤簿」、「③管理者による確認」、「④本人の申告」、「⑤その他」(項目選択)及び「特記事項」欄(自由記述)をもって把握されている。本稿では、同記載項目を中心として、事業場による労働時間の把握方法について確認する。また、調査復命書内に「管理監督者扱い」等の記載がある場合も、労働時間管理の状況を把握するための要素として扱った。加えて、事案によつては、付属資料として、労災請求に伴い労働基準監督署が事業場に臨検(立入検査)をしたことによる「監督復命書」も閲覧可能であることから、同資料の記載事項も参照し、事業場による労働時間管理の課題を検討した。

なお、事業場において実労働時間が正確に把握されていたかについても、検討のポイントになる。これは、主に調査復命書の「労働時間を算定した根拠」欄の記載に基づいて検討する。当欄は、労災認定の際に労働時間をどのように算定したかを記載する項目であり、同項目をもとにすると、「出退勤管理の方法」で把握される労働時間(事業場が把握していた労働時間)が実態(実労働時間)に合致しているかが識別できる。例えば、事案によつては、タイムカード等の客観的な方法で実労働時間が記録され、労災認定の際にもそれが労働時間算定の根拠として採用されている。一方、機器等による客観的な労働時間把握がなされておらず、事業場の把握していた労働時間が、労災請求時の本人の申告や、PC のログイン・ログオフ記録、施錠記録等から捕捉される実労働時間と乖離していた事案も見られる。このように、同欄の記載事項に基づけば、事業場によって実労働時間が正確に把握されていたかが識別可能である。

(4) 申述に基づく長時間労働の要因分析

調査復命書に記載される本人や事業場関係者の申述から、労災事案において長時間労働を防止できなかつた要因を分析する。具体的には、調査復命書における「請求人の申述」、「事案の概要(認定した事実)」、「特別な出来事の評価」、「業務による心理的負荷の有無及びその内容」等の記載内容をもとに、長時間労働を防止できなかつた背景要因を、本人の

問題認識、上司・同僚等の事実認識から検討する。なお、労働組合については、調査復命書において言及が乏しいことから、その役割や効果については検討対象としていない。

(5) 業務負荷認識と事案経過に関する分析

上記と合わせ、各事案について、本人の申述や、事業場関係者(職場の上司・同僚等)の聴取結果等をもとに、精神障害発病に関わる業務負荷(心理的負荷)の認識と事案の経過について検討を行う。具体的には、調査復命書における「業務における心理的負荷の有無及びその内容」、「出現した心身の症状等に関する事項」等の記述内容に基づき、まず、本人の申述内容から業務負荷(心理的負荷)の認識を把握し、精神障害発病に関わる体調悪化の要因を考察する。同時に、同じ過程について、職場の上司・同僚等がどのような事実認識をもっていたのかを確認し、本人の認識と照らし合わせる。さらには、本人に現れた体調変化(兆候・症状)と医療機関受診までの経過、発病時期における勤め先との関係変化(休職、退職等)についても、資料から可能な限り情報をすくい上げ、事案の状況を整理する。こうした方法により、長時間労働下で、本人がどのような心理的負荷を感じ、精神障害発病に関わる体調変化を経験したのか、事案がどのような経過をたどったのかを総合的に分析する。これは、高見(2019)(2020)から継続する事案の検討方法である。

C. 結果

1. 対象サンプルの基礎集計

本稿で対象とする「極度の長時間労働」事案 71 件の属性的特徴を示す(表 1)。発病時年齢で見ると 30 代が最も大きな割合を占め(39.4%)、40 代が続く(26.8%)。業種では「運輸業、郵便業」(16.9%)、「製造業」(14.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(14.1%)、「卸売業・小売業」(12.7%)、「情報通信業」(11.3%)等の占める割合が大きい。職種で見ると「専門的・技術的職業従事者」(28.2%)、「事務従事者」(21.1%)の占める割合が大きい。勤続年数は「1~3 年目」(39.4%)が多く、転職回数は「転職 2 回以上」(54.9%)が多い。決定時疾患名別に見ると、「F32 うつ病エピソード」が最も大きな割合を占め(59.2%)、「F43.2 適応障害」が続く(15.5%)。

2. 労働時間の状況の分析

以下の分析結果は、表2の事案一覧に記載している。同表では、各事案の基本項目として、事案番号、性別、発病時年齢、業種、職種、勤続年数、転職回数(経験勤め先数)、発病前1か月間の時間外労働時間数について記載した。また、各事案の概要について、本人における業務負荷の認識、発病に係る体調変化、医療機関受診や休職等の事案経過、業務負荷に関する事業場関係者の事実認識、労働時間管理(出退勤時刻、時間外労働の把握・管理)の状況、関係者の認識する長時間労働の背景要因等を整理した。

合わせて、労働時間集計表の記載に基づき、発病前1か月間の各勤務日の労働時間数を記載し、各勤務日の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)の状況については10分単位で図示している。なお、この拘束時間には休憩時間が含まれる。また、当該勤務日の拘束時間が午前0時をまたぐ場合には、翌日の午前0時以降の欄に図示している。その他、表を読む際の留意事項については、表の冒頭に示した。

なお、事案の並び順については、仕事の性質によって長時間労働の背景要因等が異なると考えられることから、職種ごとのまとめをもって配置した。具体的には、事務従事者(事案1～15)、販売従事者(事案16～21)、サービス職業従事者(事案22～28)、生産工程従事者(事案29～34)、輸送・機械運転従事者(事案35～40)、建設・採掘従事者(事案41～42)、運搬・清掃・包装等従事者(事案43)、専門的・技術的職業従事者(事案44～63)、管理的職業従事者(事案64～71)の順序で並べている。同じ職種の中では、仕事内容に類似性がある事案は近くに配置し、また、類似の仕事の中では、キャリア段階の浅い層(若年層等)ほど前に配置した。

労働時間集計表をもとに各事案の労働時間の状況を検討すると、「極度の長時間労働」事案においては、労働時間・拘束時間が極めて長いことに加え、深夜労働(22時～翌5時)、不規則勤務、連続勤務が相当程度の事案で見られることがわかる。

例えば、多くの事案で深夜労働が発生しているが、その中でも、拘束時間が午前0時をまたぐ深夜労働が発病前1か月間に10日以上

あったことが、21事案で確認される(事案2,4,5,8,10,12,20,21,25,27,30,35,46,50,52,53,54,58,59,60,70)。これに近い例も合わせると、相当数の事案で、深夜労働が恒常的にあったことが確認される。

深夜労働が発生した背景として、所定の始業時刻が固定されている事務従事者等においては、長時間の残業があったことに伴う例も多いが(事案1,2,3,7,9,11,29,28,31,43等)、夜勤等、所定の勤務時間帯が恒常的に深夜を含んでいたと推測される事案(事案18,25,32,55,56,71等)、宿直勤務がたびたびあった事案(事案2,8)、あるいは、トラック運転手や飲食店をはじめとして、深夜労働を含む不規則勤務であったケース(事案20,21,35,36,37,38,39等)も確認された。就業時間帯には、業態や仕事固有の要因が大きく関係するとうかがえた。

また、「極度の長時間労働」該当事案は、休日が極端に少ないことも特徴的であった。発病前1か月間の休日(労働時間数が記録されていない「非勤務日」)が4日未満であったことが、38事案で確認される(事案1,7,8,9,12,13,16,18,19,20,21,23,27,28,31,32,35,38,40,45,46,48,49,50,51,53,54,55,56,57,60,62,63,64,65,66,69,71)。なお、上記でカウントした非勤務日の中には、前日の労働時間が当該日にかかっている例も少なくなく、勤務から完全に解放されている日数(当該日に勤務が全くなかった日の数)はより少ないと言える。また、発病前1か月間に休日が1日もなかった事案も、8事案確認される(事案7,19,48,49,55,63,69,71)。休日が極端に少ない事案は職種によらず確認されるが、とりわけシステム開発・設計に携わる専門的・技術的職業従事者の事案で多く確認された。

以上、「極度の長時間労働」に該当する労災事案は、きわめて長い労働時間であることはもちろんのこと、その事実と大きく重なるが、頻繁な深夜労働があった例、休日が極端に少ない連続勤務となっていた例が多いと整理することができる。

3. 事業場による労働時間管理の分析

次に、事業場における労働時間管理の観点から、各事案で長時間労働を防止できなかつた要因を検討したい。

まず、事業場による労働時間の把握について検討する。事案においては、労働時間の正

確な把握がなされていなかったケースが散見される。事業場における始業・終業時刻の把握方法は、タイムカードや ID カードでの記録のほか、PC の出退勤管理システムへの打刻、管理者による確認、その他の自己申告制等によるもので、事案によって様々である。このうち、勤怠管理簿等の様式への記入など、自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告する方式)で把握していた場合に、事業場の把握していた労働時間と、建物の施錠記録や PC のログイン・ログオフ記録から見る実労働時間との間で乖離があった事案が少なからず見られた(事案 9,22,41,48,59,67)。出勤簿等による出勤有無の確認(押印等)だけで、労働時間が把握されていないケースもあった(事案 58,63)。こうした事案では、タイムカード等に基づく客観的な形での出退勤時刻の把握(記録)が行われなかつたことが、実労働時間が正確に把握されなかつた背景と推測される。

事業場がタイムカード等の客観的な媒体(機器)によって労働時間を把握しているケースでは、大半の事案で実労働時間が正確に把握されていたが、事案によつては、本人がタイムカード打刻後に自己判断で残業していた事案も見られた(事案 8,31)。同事案においても、実労働時間の正確な把握がなされなかつたことが、長時間労働を防止できなかつた背景要因にあると考えられる。

次に、時間外労働(残業)の管理について検討する。まず、労使協定(36 協定)が締結されずに長時間の時間外労働が行われていた事案が確認される(事案 13,17, 23,24,25,27, 32)。その中には、労働時間を規定した就業規則が確認できない等、使用者に基本的な労務管理の理解が乏しい場合も見られた(事案 32)。また、36 協定が締結されている事案でも、検討の限り、総じて、実際の時間外労働時間数がその限度時間を超過していた(事案 2,3,4,5,7, 8,10,11,16,20,28,29,33,36,37,38,39,43,44,45, 50,53,57,59)。

事業場において時間外労働が適切に把握されていない背景として、時間外労働の自己申告制の中、実態として、時間外労働が正確に申告されていなかつたケースも確認される(事案 1,2,63,66)。こうした事案では、申告のない残業や休日出勤等が行われていた。固定残業代制がとられる中、実際の残業時間がみなし残業時間を大幅に上回っていた事案も見

られた(事案 16,18,29,60)。

管理職の場合等、事業場において管理監督者扱いとされる中で実労働時間の状況が把握されていらない事案も確認された(事案 6,14,15,26,34,62,64,68,69,70)。飲食店の店長等、本来、管理監督者とは見做されない運用事例も確認された。管理職や店長といった立場ゆえに、時間管理がなされていなかつたものと考えられる。

また、裁量労働制が適用される中で、労働時間管理が疎かになり、長時間労働を防げなかつたと推測されるシステムエンジニアの事案も見られた(事案 46,47,51)。さらには、労働時間制度の適用とは関わりなく、専門性の高い業務の場合等、事業場による労働時間の把握が不十分(従業員まかせ)であった事案が見られた(事案 55,56,58,63)。

なお、検討事案では、タイムカード等で実労働時間の把握が行われていたにも関わらず、実効性のある長時間労働防止策が行われていなかつたケースも少なくない。労働時間の実態を把握しながら対策が行われなかつた理由として、事業場関係者の申述からは、業務の性質(繁忙期、人手不足、顧客都合、業務の専門性)、本人の仕事の進め方や性格特性等の事情が申述された。次にその点に関する検討結果を示す。

4. 申述から見る長時間労働の背景

事案における長時間労働の背景要因について、調査復命書に記載される、本人及び事業場関係者(職場の上司、同僚等)の申述から検討した。検討した事案においては、大きく分けて、①業務量の多さ(繁忙期や人手不足等による)、②業態的に営業時間が長いこと、③顧客都合等によるタイトな納期・スケジュール、④専門性・個別性の高い業務特性、⑤業務責任者であること(店長、管理職等)、⑥本人の仕事の進め方(非効率であったこと、申告せずに残業していた等)、⑦本人の性格特性、仕事に対する意識等の要因が挙げられた。

まず、過重な業務量に関わる要因から見る。会社の繁忙期であったこと(事案 4,22,27,29)、人手不足であったこと、上司の退職・異動等で本人の担当業務が増えたこと、新規業務が追加されたこと等が、長時間労働となつた背景として挙げられる。東日本大震災直後の事情が大きく関係すると推測される事案もあった(事

案 12,36,57)。過重な業務量に関する申述は職種を問わず見られるが、職種的な特徴を挙げるならば、事務従事者において、上司の不在(異動・退職等)にともなって本人の業務負担が増したなど、職場での業務分担の偏りが長時間労働の主要因と申述される例が多い(事案 1,5,8,9,10,11)。また、生産工程従事者では、人手不足等を背景に、課されている物理的な業務量が多かったことに焦点が当たっている事案が確認される(事案 29,30)。さらには、販売従事者や専門的・技術的職業従事者の事案において、過重なノルマが課されていたと申述される例も確認される(事案 16,19,43,44,71)。

次に、販売従事者やサービス職業従事者、輸送・機械運転従事者のケースを中心に、業態的に営業時間が長いことが長時間労働に関係すると推測される事案が見られた。サービス職業従事者において、業界の慣行や業務の都合のために、通常時間外の業務が続いた事案(事案 27,28)や、販売従事者において土日に勤務することが多かった事案(事案 16)、 トラック運転手等の輸送・機械運転従事者において長時間労働・不規則勤務が常態化していた例(事案 35,36,37,38,39)がある。販売職・サービス職の対象事案には、飲食店等の事例が多く含まれるが(事案 20,21,22,23,24,25)、業態的に営業時間が長く、夜間も含まれることに加え、アルバイトに頼る雇用管理が行われている等、少数の正社員に負担が偏っているケースもあり(事案 20,21,25)、そうした状況が本人の恒常的な長時間労働をもたらしていたと推測される。

顧客との関係で、過重労働になった事案も確認される。納期・スケジュールがタイトであったこと(事案 42,46,47,49,51,52,53,54)、顧客の要求水準が厳しかったこと(事案 11,46,50)が、長時間労働(恒常的な残業や連続勤務)を防げなかった要因として挙げられる事案が多く見られた。この顧客・スケジュール要因は、特定の職種に限るものではないが、対象事案では、専門的・技術的職業従事者、特にシステム開発・設計業務等で多く申述されているのが特徴である(事案 45,46,47, 49,50,51,52,53,54)。

専門性・個別性の高い業務特性も、長時間労働を防止できなかった要因として挙げられる。業務の専門性が高く、本人しかできない業務

であったこと(事案 45,46)、本人に仕事管理が委ねられていたこと(事案 10,51,55)が、事業場関係者の申述において、長時間労働を防げなかつた要因として挙げられた。こうしたケースも、職種別に見ると、専門的・技術的職業従事者で多く見られるのが特徴である。

次に、本人が業務の責任者・管理者であった事案である。管理的職業従事者のケース(事案 64~71)では、特にそうした例が多い。管理的立場の者が、多様な業務を抱えていたこと、業務の責任を負っていたことが、長時間労働の背景要因と推測された。飲食店や販売店の店長等(事案 19,20,21,25,26,34,70)のケースをはじめ、営業所の責任者・管理者(事案 6,67,68,69)、現場監督(事案 41,42)のほか、企業の部長・課長等、特定業務の責任者や管理的立場にある者として、その職責が長時間労働に関係したことがうかがえる事案が確認された(事案 13,14,15,64,65)。こうした事案では、事業場の労働時間管理において管理監督者として扱われていたケースも少なからず見られた。また、飲食店等、正社員が少ない環境下で、アルバイトの人手不足やシフトの穴を正社員が補うために、正社員(店長等)が長時間労働になった例も見られた(事案 21,25,70)。

次に、本人の仕事の仕方や性格に係わる要因である。事業場関係者の申述からは、長時間労働の背景として、本人に関わる要素(仕事の進め方や性格特性等)が挙げられた。まず、本人の仕事の進め方に関わるものとして、上司・会社の申述から、本人の仕事の進め方が非効率であったこと、仕事のスピードが遅かつたこと(事案 17)、やらなければいけないことができていなかつたこと(事案 71)、進捗を報告しなかつたこと(事案 51)が申述される。また、時間外労働に関して、会社が禁止と指導しているながら、本人の判断で残業や休日出勤をしていたと申述される事案や(事案 3,33)、申告なしに自己判断で残業・休日出勤していたとされる事案(事案 28)が見られた。

最後に、本人の性格特性である。長時間労働になった背景として、本人が完璧主義であったこと(事案 58)、抱え込む性格であったこと(事案 44)が、事業場関係者の申述で示される。自己研鑽のために長時間働いていたと申述される事案もあり(事案 7)、本人の仕事に対する意識・姿勢が長時間労働に関わると推察されるケースも見られた。

5. 本人における負荷認識、事案経過

ここでは、各事案について、本人の認識をもとに、業務負荷(心理的負荷)、精神障害発病に至った体調悪化、医療機関受診や休職等の経緯を確認するとともに、労働者の体調変化等についての、事業場関係者(職場の上司・同僚等)の事実認識を検討する。客観的な労働時間の状況(拘束時間、時間外労働時間数等)については労働時間集計表に基づいて検討したが、それと合わせ、本人において、長時間労働が主観的にどのように経験され、労災に関わる精神障害発病に至ったのかを検討するものである。

まず、本人における業務負荷(心理的負荷)の認識を見ると、先に検討したような様々な要因から、長時間労働、過重労働になったことが、多くの事案で、負荷の中心として認識されている。過重な業務負荷によって心理的に限界に達したという認識が示される例(事案 64 等)が典型的である。また、不規則な勤務スケジュールも相まって、睡眠・食事等の基本的な生活リズムが保てなかつたことが体調悪化要因と認識される例もある(事案 37 等)。

本稿で対象としているのは長時間労働事案であるが、申述を見る限り、負荷要因は長時間労働や業務量だけに限らない。職場における人間関係や、職場における立場の変化も、精神障害発病において大きな要因となっている。例えば、上司からの厳しい指導・叱責(事案 3,4,6,13,14,16,17,19,22,31,33,43,62,70,71)、人間関係トラブル(事案 32,58)、職場での事件発生時の責任追及(事案 13,26)、降格や人事異動などの担当業務変更(事案 31,32,71)、退職・解雇(事案 15,27,33)、就職・転職・異動直後の環境変化への適応困難(事案 3,27,28)等が、本人の精神障害発病において、大きな心理的負荷要因として認識されている。

体調変化の認識を見ると、長時間労働が続く中、不眠、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、下痢、食欲低下等の症状が出現したことが、多くの事案で確認されている。他にも、過呼吸(事案 31)、息苦しさ・胸痛(事案 48,62,65)、頻繁な動悸(事案 33,50,64)、手のしひれ(事案 43)、涙が出る・止まらない(事案 5,35,58,59)、蕁麻疹(事案 19,21,37,56)等の様々な身体的症状が確認される。

また、気分の落ち込み・抑うつ感(事案

10,31,32)、情緒不安定(事案 5,33,34,67)、焦燥感(事案 8,39)、不安感・恐怖感(事案 39,42,45,46,47,62)、イライラ感(事案 42)、疲労感(事案 9)、倦怠感(事案 37,38,45,61,68)、自己否定(事案 31,52,60,66)、幻覚(事案 23)といった精神症状も自覚されていた。

こうした症状の出現と並行して、業務にも支障を来していたことが認識されている。例えば、集中力・注意力・思考力・記憶力の低下(事案 10,17,24,28,31,36,41,52,61,67,70)、仕事進捗の悪化(事案 8)、意欲・気力の低下(事案 10,12,21,24,32,54)といった認識が確認される。症状が出現する中で、仕事のミスや事故を起こした例も複数確認される(事案 3,22,26,28,31,59,66,68 等)。また、体調悪化を感じる中で、欠勤・遅刻・休暇取得等の行動面の事象が伴った事案も複数確認される(事案 15,27,29,54,61)。

このように、極度の長時間労働となる中で、職場での様々な事象も絡み合い、心身の極度の疲弊、消耗を来し、精神障害発病の原因となっていたことが、各事案における調査復命書の記述内容から確認された。

そして、事案においては、異変を認識した自らの判断で医療機関を受診した例が多い。中には、自らメンタルクリニック等を探して受診したというエピソードが確認される例もある(事案 10,17)。内科等を受診した際に異常が発見されず、精神科・心療内科等の受診を勧められた例もある(事案 43,62 等)。自らの判断で受診に至った事案では、朝起きられない等で会社に出勤できなくなったことが受診のきっかけとなつたと推察される例が多く確認される(事案 4,9,11,12,14,22,26,29,39,40,41,69)。家族による異変の気づきや(事案 23,27,59,61)、同僚による気づき(事案 21,51)が受診につながつた例も見られる。上司が異変に気づき、産業医との面談を促した例もある(事案 49)。

なお、「極度の長時間労働」事案では、意識を失う等で倒れたこと、救急搬送されたことが、労災に係わる医療機関受診のきっかけとなつたと推察される事案も複数見られた(事案 6,19,25,34,45,55)。こうした事案では、調査復命書の限り、本人において、精神障害に関わる事前の異変認識は確認されない。また、自殺未遂や自傷行為が、受診のきっかけと推察される例も複数見られた(事案 2,8,13,66)。

そして、精神障害に関わる医療機関受診後

の事案経過として、休職となった例のほか、退職に至った例も少なからず見られた。

上司の事実認識を見ると、多くの事案で、本人の体調変化(異変)は十分認識されていない。体調が悪いという話がなく、見た目も異変を感じなかつたとする例や(事案 54)、突然の診断書提出や欠勤に驚いたとする例が見られる(事案 7,41)。異変認識に関する、本人と職場関係者(上司・同僚等)とのギャップが確認される。

以上、分析した事案では、長時間労働下で本人において強い心理的負荷や体調変化の認識があつたが、長時間労働を当然視する職場風土等もあり、労災に関わる精神障害発病を未然に防ぐことができなかつたと考えられる。

D. 考察

1. 労働時間管理に関する課題

ここでは、事業場による労働時間管理の観点から、長時間労働防止に関わる課題を整理する。

まず、労使協定(36 協定)が締結されずに長時間の時間外労働が行われる等、法令に則った基本的な労務管理が行われていなかつたケースがあり、法令遵守がなされる必要がある。36 協定の限度時間を超過して時間外労働が行われていた事案についても、同様に、法令遵守を徹底する必要がある。

次に、出退勤管理や時間外労働に係る自己申告制の運用等に起因して、事業場において実労働時間の正確な把握がなされておらず、それが長時間労働を防げなかつた一因とされるケースである。これに対しては、長時間労働防止のために、タイムカード等による客観的な労働時間の把握(記録)方法を用いる等、実労働時間を適切に管理することが求められる。また、自己申告制を用いる場合でも、事業場が把握する労働時間が、実態と相違すること(時間的な乖離)がないよう、適切に運用する必要がある。

管理監督者扱い等に伴い実労働時間が把握されていなかつたケースが多く見られた。管理監督者、みなし労働時間制の適用者については、労働基準法上、実労働時間の把握・管理についての扱いが一般の労働者と異なるが、健康確保の観点から、勤務実態(労働時間の状況)を把握する必要はある。その点、本稿で検討した事案においては、労働時間の状況の

把握が不十分であり、長時間労働を防げていなかつた。従業員の健康確保のために、労働実態の把握及び過重労働防止の取組みが求められる。

2. 仕事管理・職場管理に関する課題

次に、仕事管理・職場管理に関する課題を考察する。検討した事案では、実効性のある長時間労働抑制策が行われていなかつたケースが多く見られた。そして、この背景については、本人や事業場関係者から様々な理由が申述された。

まず、膨大な業務量やタイトなスケジュール等、業務自体に起因して長時間労働が発生していた事案が多く見られた。人手不足や繁忙期等で会社全体が忙しかつた場合や、顧客都合で納期がタイトであった場合、飲食店等で営業時間が長かつた場合が代表的である。過重労働防止のために、業務量マネジメントや、人員補充を含めた適切な要員管理が求められる。

次に、専門・技術職の事案等、業務遂行が従業員の自己管理にゆだねられていた結果、長時間労働を防げなかつた事案が少なからず確認された。専門性・個別性が高いという業務の性質もあり、会社・上司による仕事管理が不十分であったと言える。事案では、タイトな納期に間に合わせるために、従業員自身の判断で恒常的な長時間残業や休日勤務になっていた例等が多く見られるが、時々の残業の必要性が担当者の自己判断に依つたとしても、恒常的な長時間労働になっていた責任は、適切な仕事管理を行つていなかつた使用者にもあると言えるだろう。使用者は従業員の安全配慮義務を負っており、その点、労務管理として不十分であったと考えられる。

また、事業場関係者の申述から、本人の仕事の進め方に問題があつたとされる例があつた。業務効率を改善することは重要であるが、当人の仕事の仕方が非効率的であることをもつて長時間労働を正当化することはできない。過重労働防止の観点からは、長時間労働の状況を是とするのではなく、教育訓練による生産性向上、業務分担の見直しによる負荷軽減等の職場管理施策がとられる必要がある。また、上司に適切な申告がなく、もしくは、会社が残業禁止と指導しているにもかかわらず、労働者が自己判断で長時間残業を行つていたケース

については、労務管理として、実効性のある残業禁止措置がとられる必要がある。

総じて、長時間労働が関わる労災事案においては、労働時間管理の問題、仕事管理・職場管理の問題に加え、それと大きく重なることとして、長時間労働や過重労働の防止に対する使用者の意識（長時間労働を当然視する組織風土等）に問題があると考えられた。労働時間を適切に管理するとともに、長時間労働・過重労働とならないよう、適切な労務管理が求められる。

E. 結論

本研究では、精神障害の労災認定事案（うち、自殺以外の事案（生存事案））において、特別な出来事「極度の長時間労働」に該当するケースを対象に、その事案特性に関する集計及び調査復命書等の記述内容の分析を行った。

精神障害による労災申請・認定件数は、いまだ多くを数えている。長時間労働は労働者の精神的健康を著しく阻害しうる。企業における法令順守、適切な労務管理、行政による監督指導等によって、長時間労働を是正していくことが強く求められる。

F. 健康危機情報

該当せず。

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) Takami, Tomohiro (2020) A Case Study on Overwork-related Mental Disorders in Japan: Focusing on Young Employees *Japan Labor Issues* vol.4 no.26.
- 2) 高見具広(2020) 精神障害・長時間労働関連事案の特徴および負荷認識に関する分析 労働政策研究・研修機構編『過重負荷による労災認定事案の研究 その2』JILPT 資料シリーズ No.234、第2章。

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

む)
なし

I. 文献

- 1) Cockerham, William C. *Sociology of Mental Disorder* 10th Edition Routledge 2017.
- 2) 高見具広. 精神障害の労災認定事案における記述内容の研究 高橋正也 研究代表『平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」分担研究報告書』. 2019.
- 3) 高見具広. 精神障害・長時間労働関連事案の特徴及び負荷認識に関する分析 高橋正也 研究代表『令和元年度労災疾病臨床研究事業費補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」分担研究報告書』. 2020.
- 4) Wainwright, David, Michael Calnan. *Work Stress: The making of a modern epidemic*, 2002, Open University Press.
- 5) Weitz, Rose. *The Sociology of Health, Illness, and Health Care: A Critical Approach* Seventh Edition Cengage Learning 2013.

表1. 精神障害の労災認定事案（生存事案）における
「極度の長時間労働」事案の属性内訳（N=71）

		N	割合(%)
全体		71	100.0%
発病時年齢	20代以下	12	16.9%
	30代	28	39.4%
	40代	19	26.8%
	50代	12	16.9%
性別	男性	63	88.7%
	女性	8	11.3%
業種	建設業	3	4.2%
	製造業	10	14.1%
	情報通信業	8	11.3%
	運輸業、郵便業	12	16.9%
	卸売業・小売業	9	12.7%
	金融業・保険業	1	1.4%
	不動産業、物品賃貸業	1	1.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	2	2.8%
	宿泊業、飲食サービス業	10	14.1%
	生活関連サービス業、娯楽業	2	2.8%
	教育、学習支援業	4	5.6%
	医療、福祉	4	5.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	5	7.0%
職種	管理的職業従事者	8	11.3%
	専門的・技術的職業従事者	20	28.2%
	事務従事者	15	21.1%
	販売従事者	6	8.5%
	サービス職業従事者	7	9.9%
	生産工程従事者	6	8.5%
	輸送・機械運転従事者	6	8.5%
	建設・採掘従事者	2	2.8%
	運搬・清掃・包装等従事者	1	1.4%
勤続年数	1～3年目	28	39.4%
	4～9年目	17	23.9%
	10～19年目	17	23.9%
	20年以上	9	12.7%
転職回数	転職なし	21	29.6%
	転職1回	9	12.7%
	転職2回以上	39	54.9%
	不詳	2	2.8%
決定時 疾患名	F31 双極性感情障害	3	4.2%
	F32 うつ病エピソード	42	59.2%
	F33 反復性うつ病性障害	2	2.8%
	F34 持続性気分（感情）障害	3	4.2%
	F41 その他の不安障害	2	2.8%
	F43.1 心的外傷後ストレス障害	1	1.4%
	F43.2 適応障害	11	15.5%
	F43.8 その他の重度ストレス反応	1	1.4%
	F44 解離性（転換性）障害	3	4.2%
	F45 身体表現性障害	1	1.4%
	F4 下位分類不明	1	1.4%
	F2：統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1	1.4%

**表2. 精神障害の労災認定事案（生存事案）における
「極度の長時間労働」各事案の概要（N=71）**

事案番号	発病時年齢	性別	業種	職種	勤続年数	転職回数	決定時疾患名	時間外労働時間数
事案概要								
発病前1か月間の労働時間の状況 (勤務日ごとの労働時間数、および、拘束時間（始業時刻～終業時刻）の図示)								

注1. 年齢、性別、業種、職種、決定時疾患名の情報は、「過労死等データベース」に基づく。勤続年数、転職回数については、調査復命書の記載をもとに集計した。調査復命書に記載がなく不明な場合は「-」と表記した。

注2. 時間外労働時間数は、発病前1か月間における時間外労働の合計時間数を、調査復命書の記載をもとに表記した。

注3. 事案概要中では、労災認定に係る精神障害を発病した労働者について「本人」と表記している。

注4. 発病前1か月間の各日における労働時間の状況は、調査復命書の「労働時間集計表」の記載に基づく。

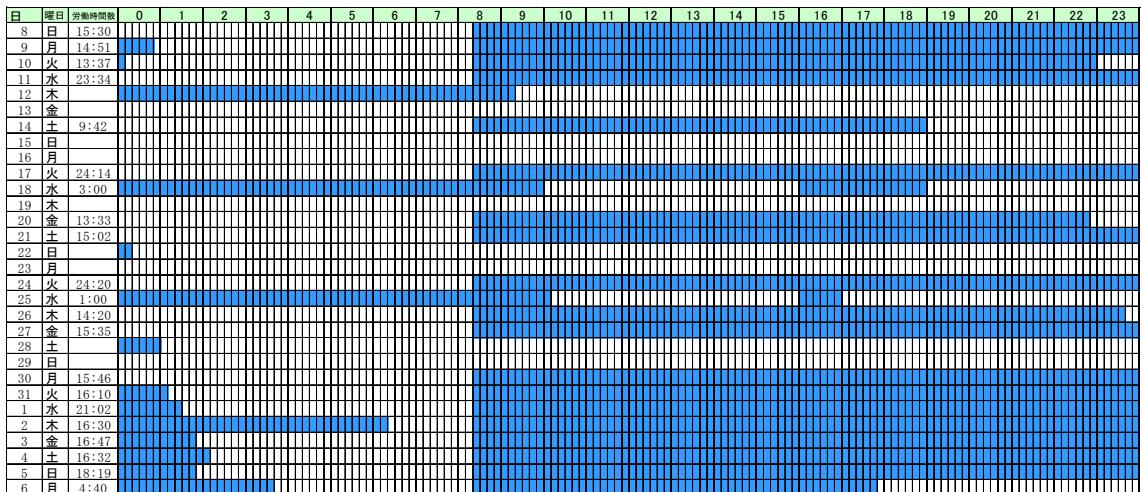
注5. 図示されている各勤務日の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）は、10分単位で表記されている。拘束時間のうちには休憩時間が含まれる。また、当該勤務日の拘束時間が日付（午前0時）をまたぐ場合については、翌日の午前0時以降の欄に図示している。

注6. 各勤務日の労働時間数は、労働時間集計表に記載の始業時刻と終業時刻に基づいており、夜勤等によって翌日（午前0時以降）にかかる場合でも、一続きの勤務として当該勤務日の労働時間数として扱っている。そのため、図示されている各日の拘束時間の状況と、当該日の労働時間数の数値との間で、やや不整合に見える場合がある。

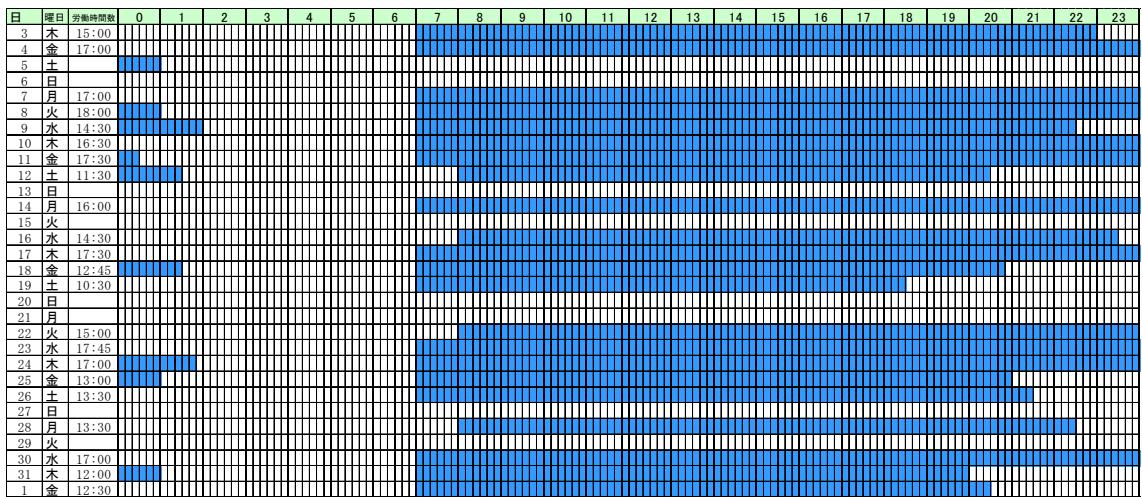
注7. 図示では、個人の特定を防ぐ観点から、「月」の情報は除いて記載している。

1	20代以下	男性	医療、福祉	事務従事者	勤続1～3年目	転職2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働：164時間																			
社会福祉法人の経理担当。利用料金請求業務などを行う。上司が相次いで退職したことにより、業務を引き継ぐこととなつて業務量が増大し、恒常的な長時間労働が生じたという。頭痛、吐き気などが続き、不眠、食欲低下もあり、異変を感じた同僚の勧めもあって心療内科を受診。会社は、人手不足の状況にあり、本人の業務負荷が大きかったことを認められる。本人に幅広い業務を学ばせる意図もあったという。事業場は労働時間をタイムカードで記録していたが、時間外労働は別途事前届出制であり、18時までに申請できないものは残業扱いとならず、本人は忙しくて申請できることもあった。実態として、時間外労働として事業場が把握していた時間は、タイムカードで記録されていた時間と乖離していた。																											
日	曜日	労働時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
11	金	9:09																									
12	土	11:25																									
13	日	8:00																									
14	月	12:30																									
15	火	10:33																									
16	水	16:39																									
17	木	10:57																									
18	金	8:42																									
19	土																										
20	日																										
21	月	9:11																									
22	火	9:07																									
23	水	9:54																									
24	木	10:12																									
25	金	11:55																									
26	土	12:40																									
27	日	8:00																									
28	月	11:35																									
29	火	10:10																									
30	水	14:42																									
1	木	14:30																									
2	金	12:37																									
3	土	11:05																									
4	日	14:58																									
5	月	13:46																									
6	火	11:09																									
7	水	13:46																									
8	木	15:48																									
9	金	11:46																									
10	土	9:17																									

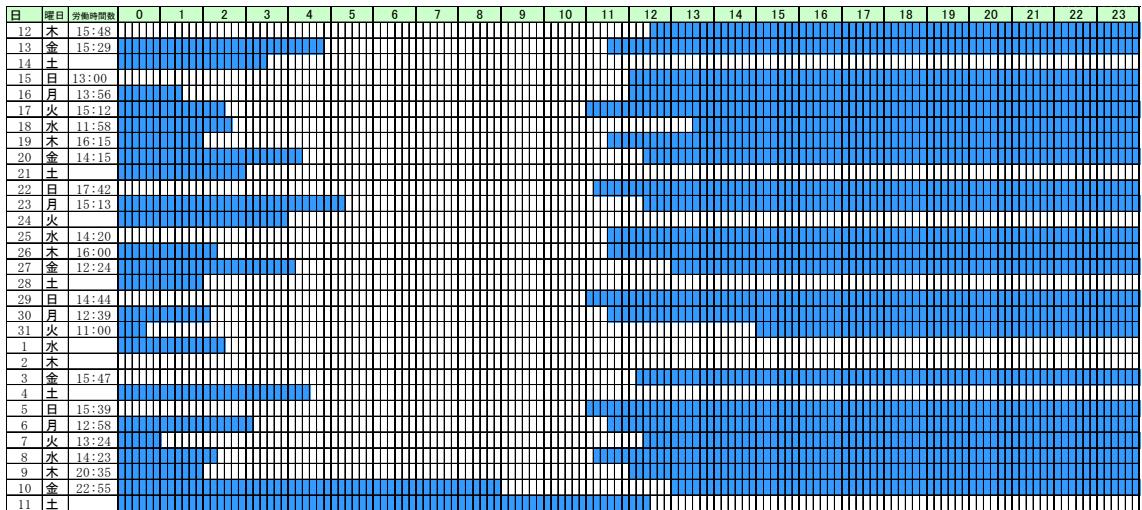
2	20代以下	男性	医療、福祉	事務従事者	勤続 1~3年目	転職なし	F43.8 その他の重度ストレス反応	時間外労働： 154時間
病院の医療事務。毎月初めはレセプト時期のため、残業によって翌日の朝方に帰宅することがほとんどだった。また、日勤後、月数回は当直勤務をしていた。通常業務に加え、電子カルテ導入に向けての担当業務が増え、長時間労働になった。睡眠不足が続く中、打ち合わせが不成功になった後に緊張の糸が切れたような心理状態となり、会社で飛び降り自殺を図り、重症を負った。会社は、課全体が長時間労働であり、本人の業務量も多かったことを認める。事業場は労働時間をPCの出退勤管理システムで把握していたが、時間外労働は別途自己申告制であり、出退勤管理システムで把握していた時間と乖離があった。時間外労働が正しく申告されていないことを認識していたが、改善できていなかったと言う。36協定は締結されていたが、限度時間を超過していた。また、本人の長時間労働の主要因は、配置転換による不慣れな業務、新規業務の追加によるものと認められた。								



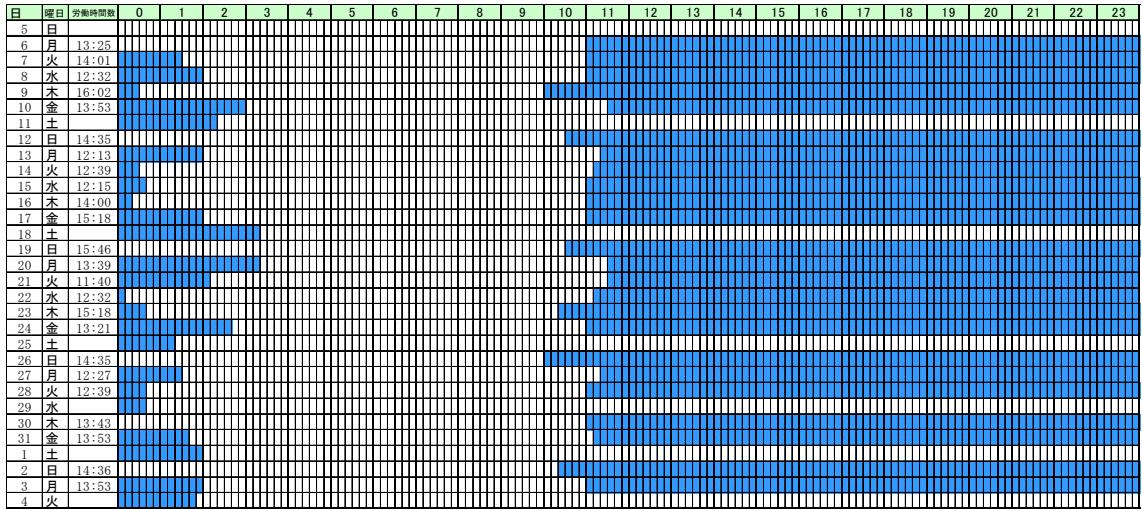
3	30代	男性	運輸業、郵便業	事務従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 161時間
貨物業の配送事務。見習い期間の後、配車業務を任されるが、ミスが続き、上司からの叱責もあった。パワハラ、職場での孤立感も訴える。労働時間はタイムカードで管理。労働時間が長時間であったことを上司も認めるが、上司が帰った後も自己判断で連日長時間残って作業しており、残業を減らすよう声をかけていたが、効果がなかったという。また、上司は、本人の物覚えが悪い、要領が悪いと感じていた。本人が専門家のカウンセリングを受ける中でメンタルクリニックを紹介されて受診した。特別条項付きの36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。								



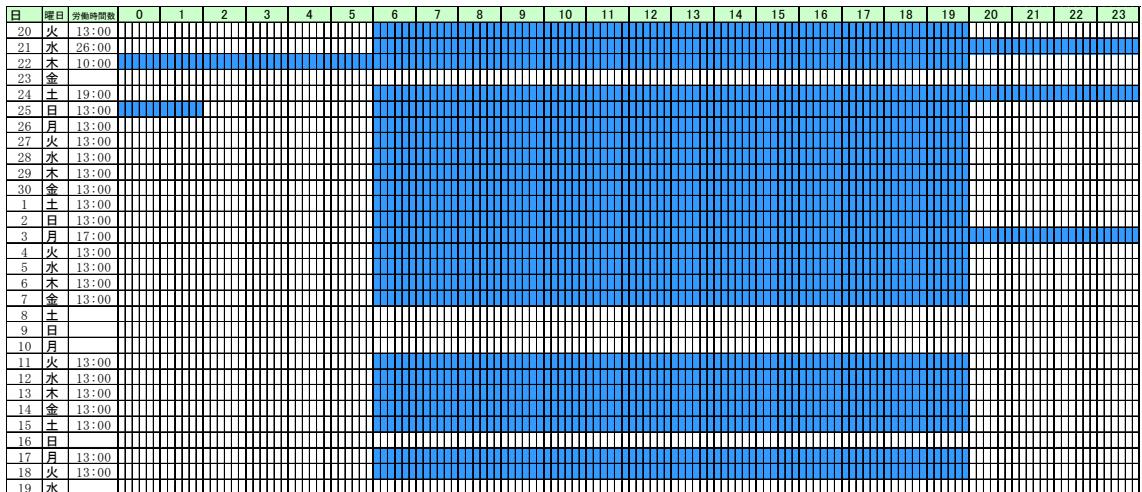
4	30代	男性	運輸業、郵便業	事務従事者	勤続 4~9年目	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 169時間
運輸業の配車事務。顧客対応、納品伝票・作業書の作成のほか、配送業務も行う。仕事量や責任が増加する中で人員が増えず、クレーム処理も多かった。顧客、上司から怒られることが多く、支払い処理の書類作成の負荷もかかった。下痢・吐き気や不眠のほか、死にたい、会社に行きたくないという気持ちになり、メンタルクリニックを受診した。上司は、本人の体調変化に気づかなかったという。労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。36協定（特別条項なし）が締結されていたが、限度時間を超えていた。会社の繁忙期であったことが認められる。								



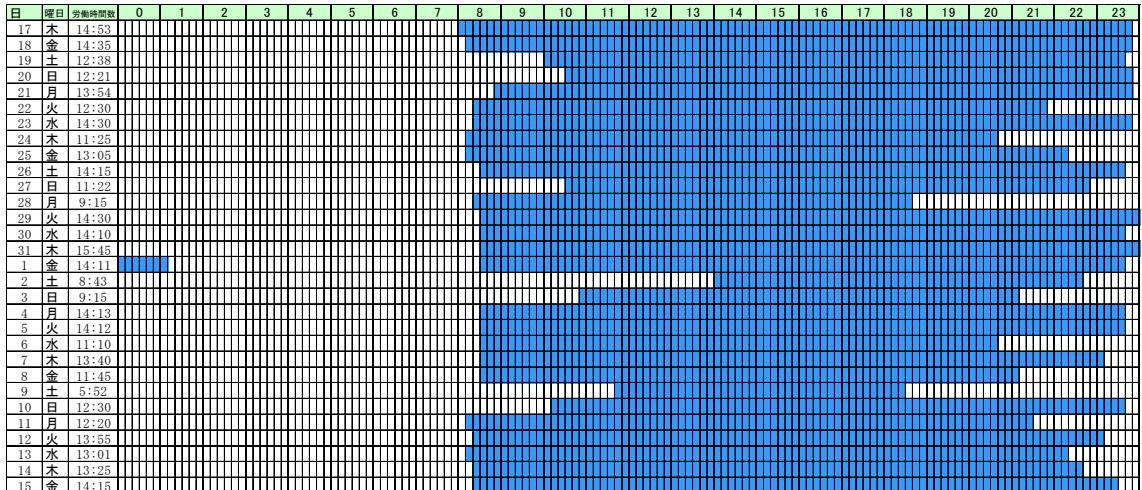
5	30代	女性	運輸業、郵便業	事務従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 160時間
受注伝票入力、仕分け整理、電話対応等の事務業務。上司が退職して以降、自分がその仕事を担当することになり、長時間労働になったという。心身ともに疲れ、情緒不安定になり、涙を流すようになった。休むと他の人に迷惑をかけるからと医療機関受診を控えていたが、その後受診し、うつ病と診断された。休職し、結果的に退職した。周囲は、本人が仕事の悩みや愚痴を言っていたことからストレスを抱えていたものと推測する。真面目で責任感があるタイプと評され、協調性も評価されている。労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。36協定（特別条項なし）が締結されていたが、限度時間を超過していた。								



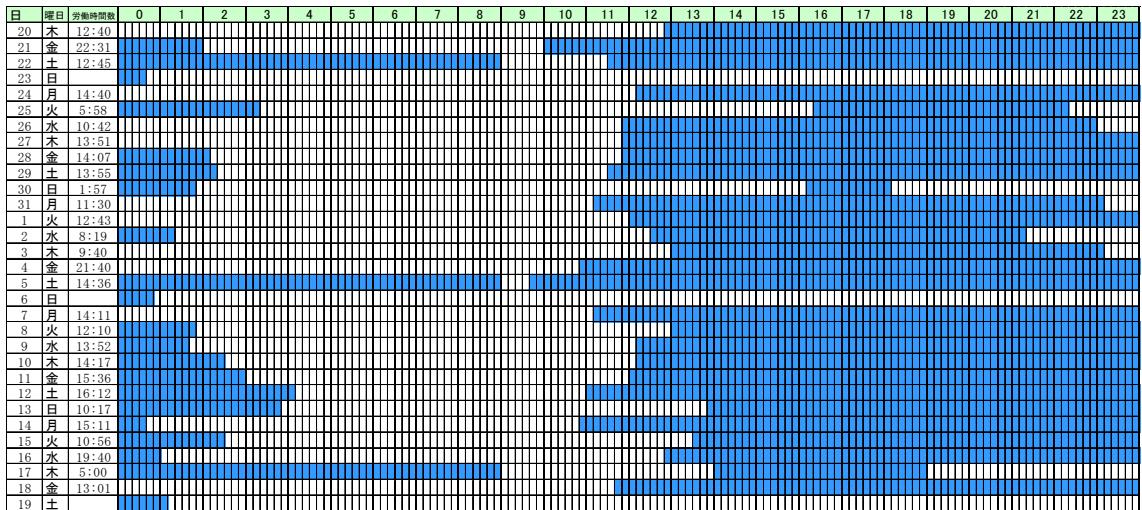
6	40代	男性	運輸業、郵便業	事務従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 164時間
運輸関係の営業所長。管理職待遇の役職になったが、多くの社員が退職したため、無線室のシフトにも入ることになり、睡眠時間を確保できないほどの長時間労働になったという。あわせて、上司から罵声を浴びせられることが多くなり、体調を崩した。出勤準備中に倒れ、救急搬送された。体調を崩した要因として上司からのパワハラを訴える。会社は、社員の退職による人員不足で、なかなか帰れない状態となり、長時間労働になったことに加え、管理職は本来業務以外の業務もこなすのでどうしても長時間労働になりがちだったと述べる。管理監督者扱いとされ、事業場は実労働時間を把握していないなかった。								



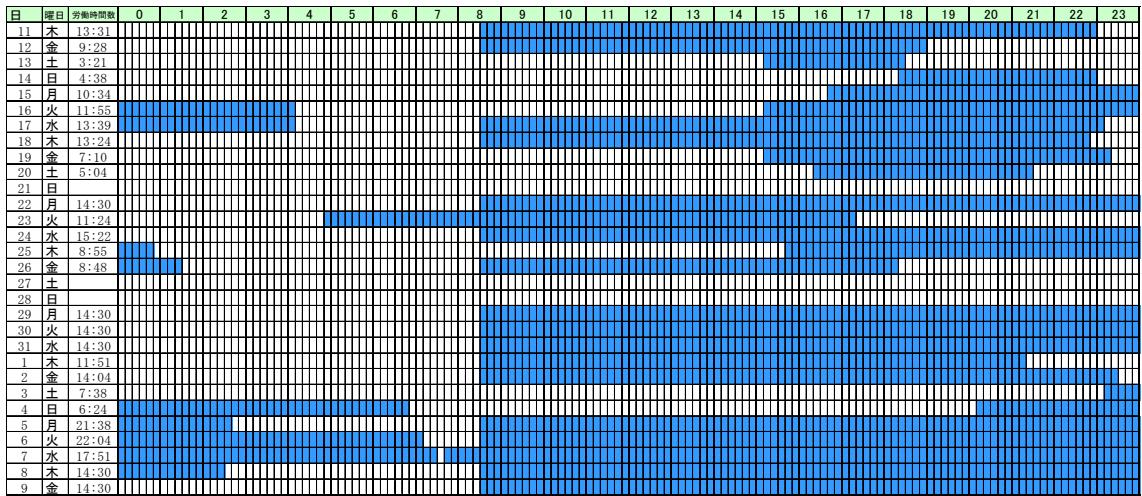
7	30代	女性	卸売業・小売業	事務従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F4 下位分類不明	時間外労働： 221時間
機器販売等を行う企業の営業事務。パワハラや長時間労働によって精神障害を発症したと訴える。めまい、発汗、発熱がひどくなり、出勤できる状態でなくなったため、会社を休み、受診した。会社は、本人の体調変化を認識しておらず、突然「うつ病」の診断書が送られてきて休んでしまったと述べる。労働時間管理はタイムカードによって行われていた（把握は正確）。会社は、本人を含め現場の労働時間が長かったことを認識し、残業短縮を指示していたが、本人は、仕事が楽しいから大丈夫と言っていたと述べる。特別条項付き36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。代替要員の確保ができていなかったことと、本人については自己研鑽のため自主的に時間外労働を行っていたことが認められる。								



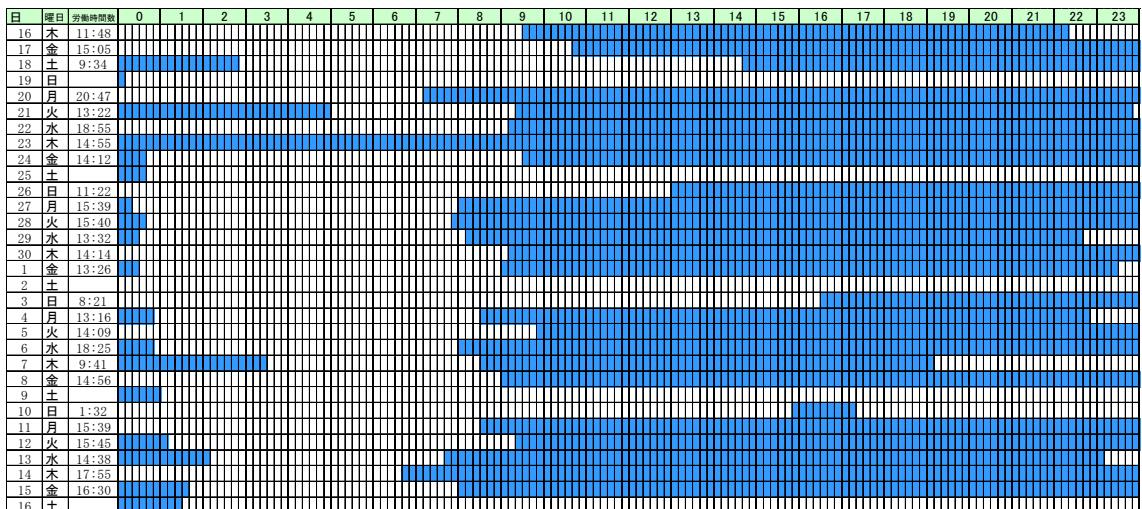
8	30代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	事務従事者	勤続10～ 19年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 201時間
ホテルの経理担当。上司の異動によって業務量が増加した。決算のやり直しを指示されたことをきっかけに仕事進捗が大幅に悪化したという。焦燥感、中途覚醒などの症状があったが、自傷行為が発生し、入院先からの連絡で精神科を受診した。月に3回程度、21時から翌9時までの間、緊急業務に対応するため待機する宿直業務があった。宿直業務については、宿直許可を取得していないこともあった。会社によると、本人は深夜まで仕事をしていたので、始業時刻は本人の都合に任していたという。労働時間管理はタイムカードによるが、本人はタイムカードを打刻した後も仕事をしていたので、実労働時間が正確に把握されていなかった。36協定が締結されていたが、限度時間（月30時間）を超えて時間外労働が行われていた。								



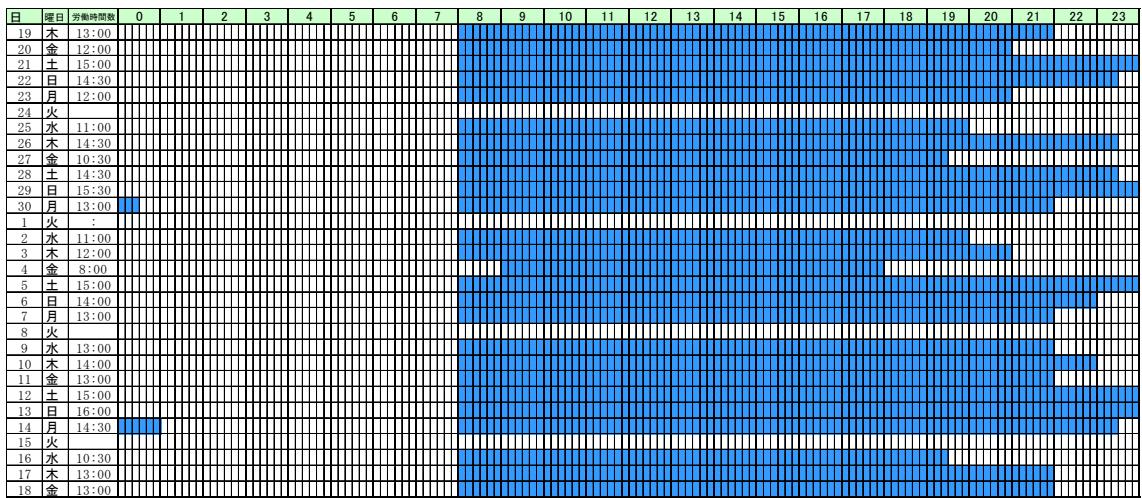
9	30代	男性	教育、学習支援業	事務従事者	勤続10～ 19年目	転職なし	F34 持続性気分（感 情）障害	時間外労働： 165時間
大学の事務職員。物品の発注手続き、予算管理、施設管理等を行う。研究科移転に関する業務や当初契約等で忙しくなっていた上、上司が不在となり、業務分担が増加した。心身ともに極度に疲弊し、仕事を休むようになったという。診断を経て、病気療養することになった。同僚も、本人が膨大な業務量を抱え、毎日夜遅くまで、場合によっては朝方まで仕事をしていたこと、休日出勤していたことを認める。出勤簿上の出退勤時刻は、自己申告に委ねられており、実際の残業時間よりも少なく記録されていた。								



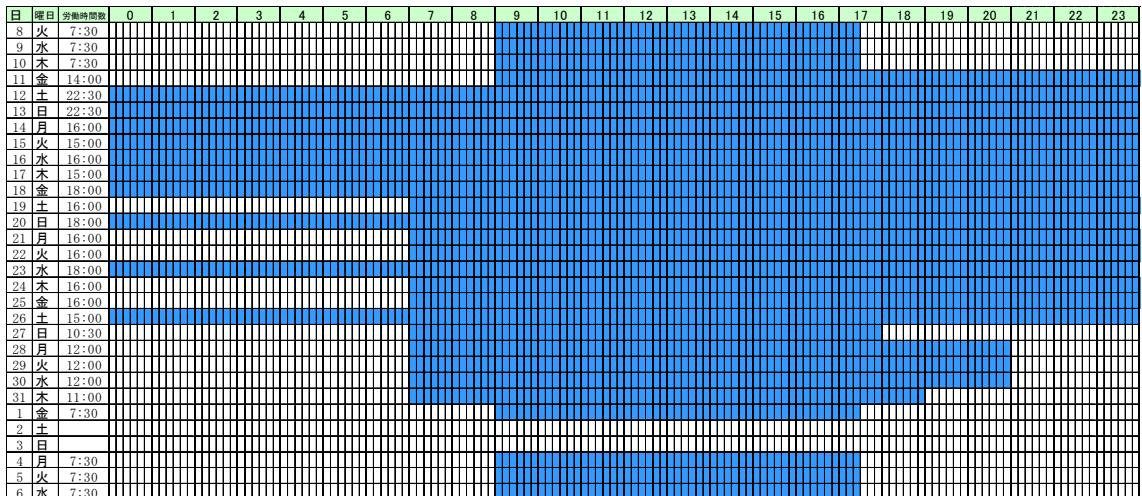
10	20代以下	女性	情報通信業	事務従事者	勤続 1~3年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 195時間
広告代理店。販促プロジェクトの進行管理業務。入社2~3年目にもかかわらず、難易度の高い仕事を担当し、上司に営業現場経験が乏しい中、周囲からアドバイスをもらえる状況になかった。長時間労働下で、吐き気、食欲低下、気分の落ち込み、集中力低下などが続いたため、自らインターネットで病院を検索して受診し、休職になった。周囲も、本人が膨大な業務量を抱え、残業していたことを認める。勤務評価も高かった。フレックスタイム制が適用され、労働時間はタイムカードで管理されていた（把握は正確）。会社は、長時間残業の実態を把握していたが、仕事管理を本人に委ねており、対策を行っていなかった。36協定を締結していたが、その限度時間を超えて時間外労働が行われていた。								



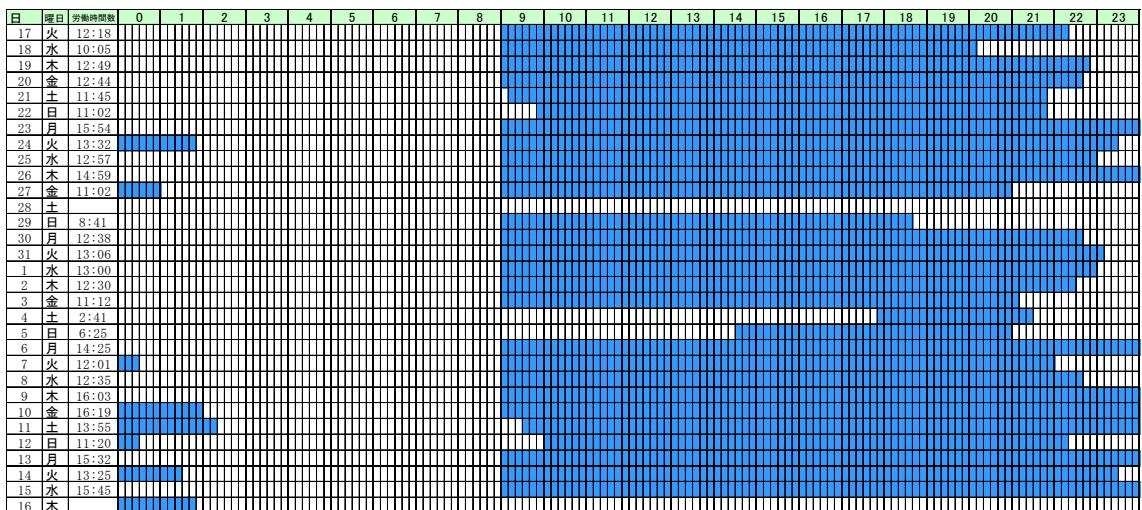
11	40代	男性	サービス業（他に分類されないもの）	事務従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 172時間
ビルメンテナンス作業スタッフ。新規ホテルオープンの準備を担当し、業務多忙と、ホテルの担当者から高圧的な要求がある中、上司が休みがちになり、長時間労働になった。朝から夜中まで、月の半分以上家に帰らない状況の中で業務を行い、精神的に不調になったと述べる。頭痛、めまい、吐き気が続き、体調不良で出勤できないこと、仕事を辞めたいことを、会社と継続的に相談していたが、メンタルクリニックを受診し、休職することになった。会社は、ホテル側の要求水準が高かったなどの事情から長時間労働になったことを認める。当時は、スタッフ全員がストレスを感じている状態だったといい、本人は特に、ホテル側との調整業務や、従業員教育を行う立場であったことも負荷に関係したものと申述される。事業場の労働時間管理は、管理者がメンバーの始業・終業を確認し、PC入力する方式（把握は正確）。36協定は締結されていたが、限度時間を超えていた。								



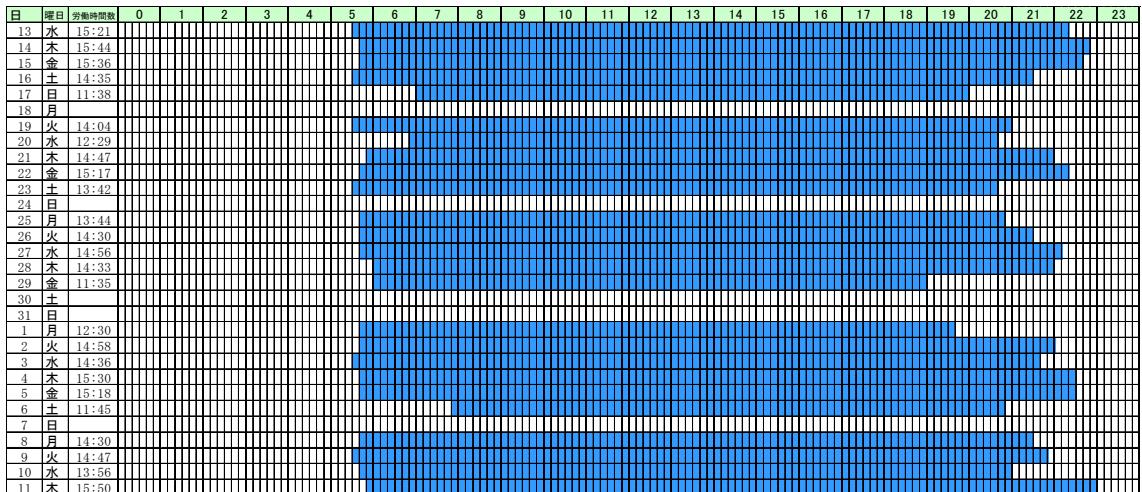
12	30代	男性	サービス業（他に分類されないもの）	事務従事者	勤続 4~9年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 204時間
事務職。本来の業務はパソコン入力作業などの一般事務であったが、東日本大震災直後に勤務先が避難所として使われ、避難所での被災者対応が主な仕事になった。交替制の夜間緊急対応を含む泊まり込みでの長時間勤務となった。ある日の帰宅後に体中の力が抜けやる気が起らなくなり、翌日から仕事を休んだ。本人は震災前に病気休職していた期間があったため、職場は業務負荷に配慮していたというが、震災直後の状況から、休憩時間を取りないほどの長時間労働となつたものと認められる。労働時間管理は管理者による確認であり、出退勤時刻の客観的な記録はなかった。								



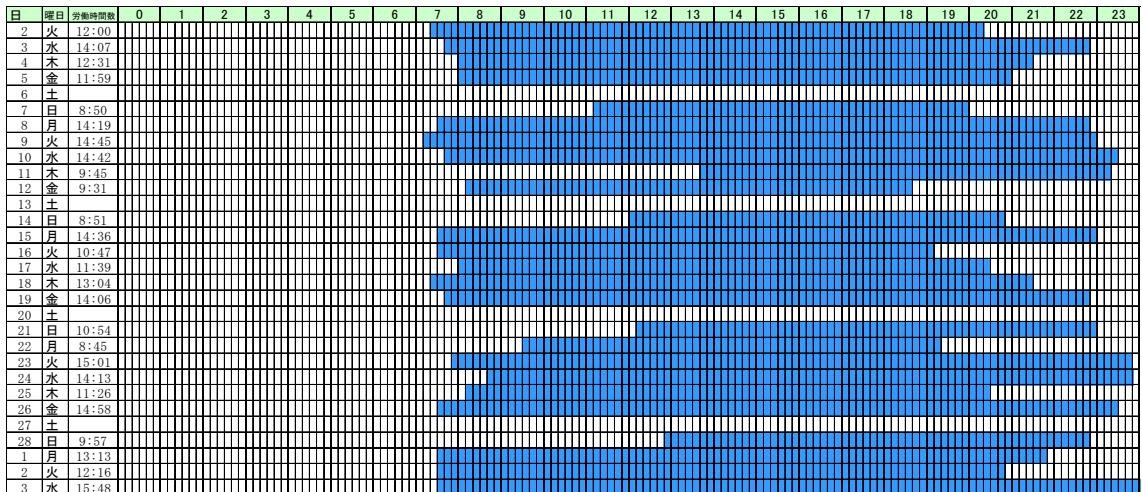
13	50代	男性	製造業	事務従事者	勤続 4~9年目	転職1回	F31 双極性感情障害	時間外労働： 192時間
販売事業の取締役兼部長で、総務・経理を担当。会社の経営に影響するような在庫不照合問題が発覚し、問題解決のため責任者として最善を尽くしたが、社長から、できない奴と言われ、その言葉が頭から離れなくなったことが発病要因と述べる。長時間労働は苦にならず、責任者としてやり遂げるという使命感で出勤していた。吐き気、頭痛などの症状が出て、自殺未遂に至ったため、家族の勧めで医療機関を受診した。会社によると、在庫不照合問題は、会社経営に直結するような重大問題であるとまでは言えないが、責任者として本人のショックが大きかったのではないかと述べる。また、人格否定の発言もしていないという。事業場の労働時間管理は、出勤簿と残業申請書によるもので、実労働時間は正確に把握されていなかった（建物の施錠記録と乖離していた）。36協定は締結されていなかった。								



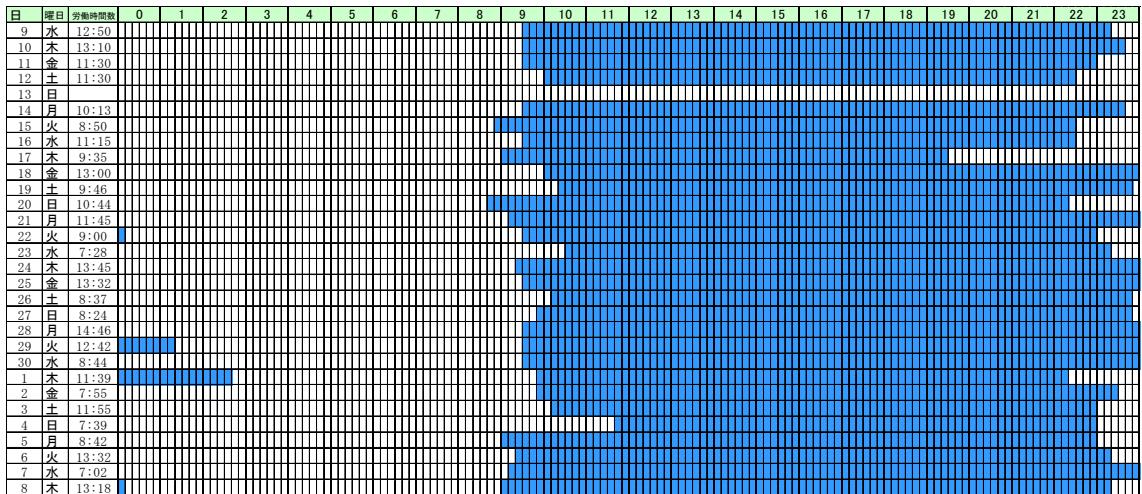
14	50代	男性	製造業	事務従事者	勤続10~19年目	-	F32 うつ病エピソード	時間外労働：188時間
製造管理者。支店を異動後、生産ラインの人事管理から加工の実務まで自身で行うようになり、長時間労働が常態化したという。また、業務をめぐって取引先や上司から叱責を受けたこと、コスト削減のため増加した業務を休日出勤等によって1人でこなさなければならなくなったと述べ、そうした過重な業務が主要な発病要因と認識していた。不眠、食欲不振等の症状で一時休職し復職するも、また長時間労働になり、再び体調不良で出勤できない状態になったという。事業場の労働時間管理は、一般社員はタイムカードで行われていたが、本人は管理監督者扱いとされ、出勤管理表に自ら出退勤時刻を記入する自己申告方式であった。								



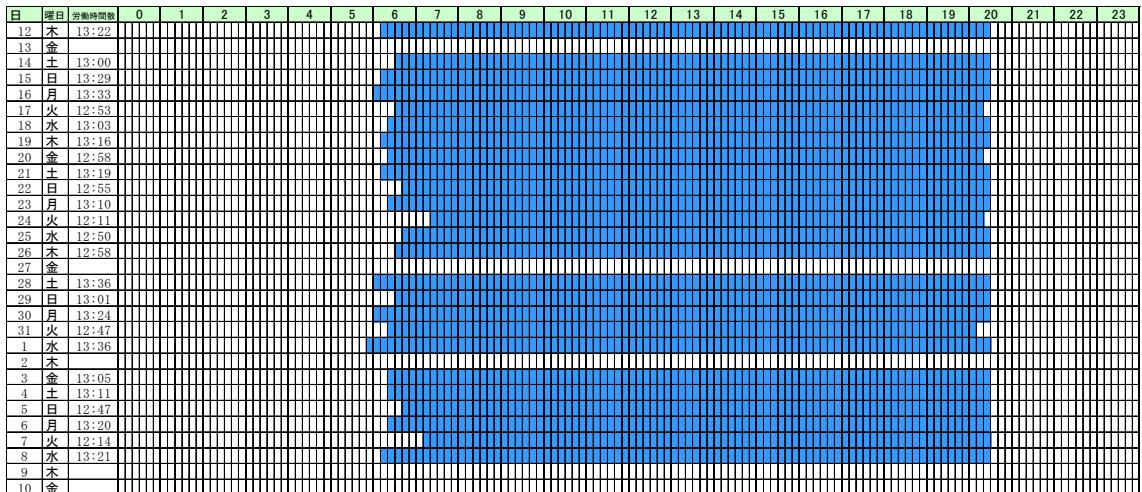
15	50代	男性	金融業・保険業	事務従事者	勤続1~3年目	転職2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働：162時間
損害保険の業務責任者。不眠不休の長時間労働を強いられた上に不当解雇を受けたことで多大な精神的苦痛を被ったと申述する。請われて入職し、会社に尽くしたのに、社長と仲が良くなかったばかりに解雇されたという。欠勤があった後に退職になった事実が認められる。会社を休んでいる期間中、不眠の症状があったため内科を受診したところ、心療内科を勧められて受診した。仕事が忙しい時期で長時間労働になったことは、同僚も同じ認識。ただ、会社側は、在職期間中は病気の話がなかったにもかかわらず、退職後になって、うつ病のため出勤できなかった期間があったと言わされたことに対し、認識を異にする。本人は管理監督者扱いとされ、時間管理されておらず、事業場は実労働時間の把握をしていなかった。								



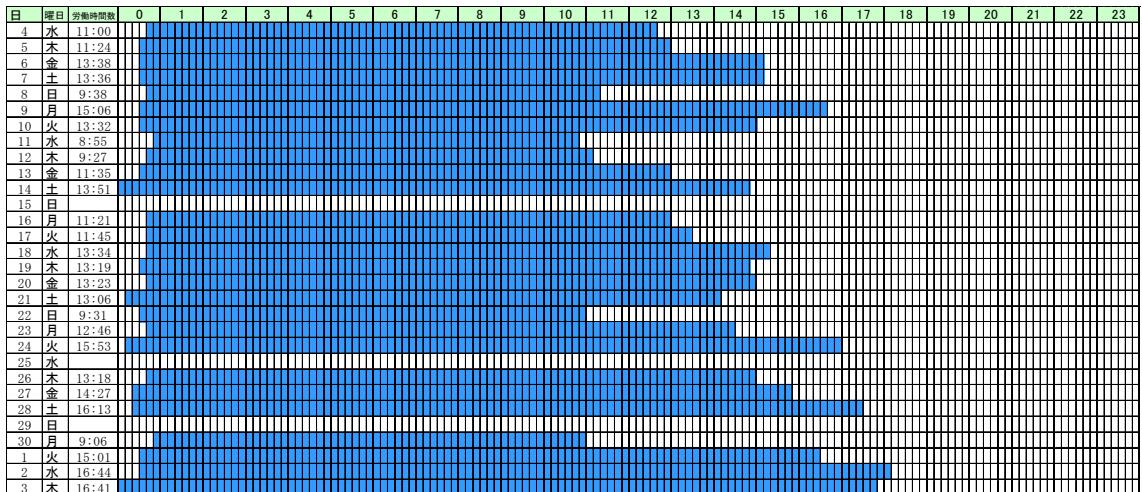
16	30代	女性	卸売業・小売業	販売従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 152時間
宝石・貴金属等の展示販売。長時間残業、過重なノルマ、上司のパワハラによって発病したと主張。めまい、吐き気、頭痛が激しくなり、かかりつけの病院の紹介でメンタルクリニックを受診し、休職になった。会社は、本人の体調変化は感じなかったという。また、上司も、顧客の都合から土日に勤務することが多いと述べ、仕事柄、退勤時間も遅かったと述べる。出退勤管理は出勤簿による出勤確認のみで、労働時間の把握は行われていなかった。上司は、本人の出退勤時刻や休日出勤の状況が正確にわからないという。36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。会社は、固定額の営業手当を残業見合い分として支給し、これを目安に残業時間を抑えるよう指示していたという。								



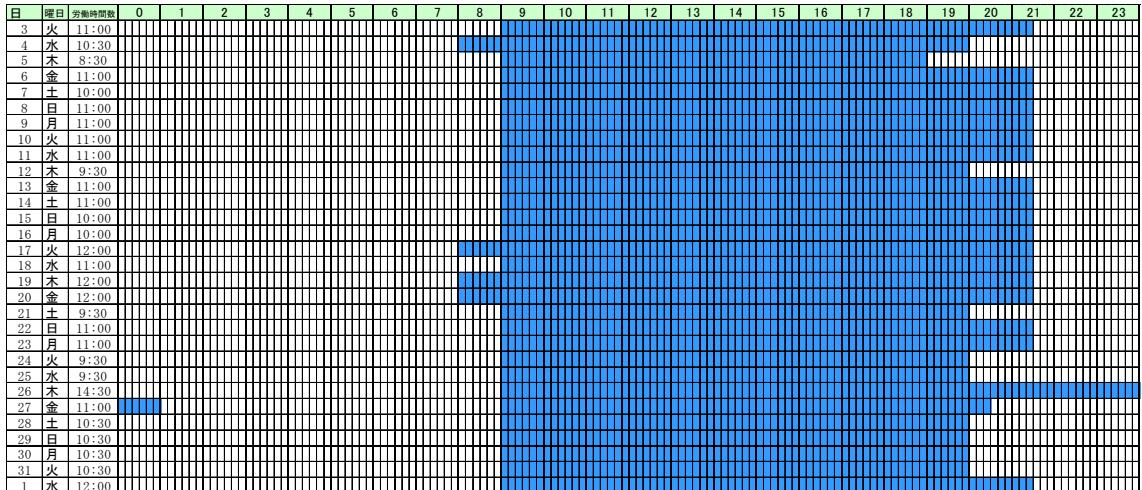
17	40代	男性	卸売業・小売業	販売従事者	勤続10~ 19年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 167時間
スーパーの青果品出し。長時間労働と、退職を迫るパワハラを発病要因として訴える。上司から度々、仕事のできが悪いと叱責され、長時間労働で睡眠不足となり、集中力低下、眠気、疲労感が強くなった。自らメンタルクリニックを探して受診。労働時間に関して、会社は、本人が職場に長時間いる必要性はなかったといい、このようにすれば早く仕事が終わる等と指導したが、本人の仕事のスピードが遅く、改善されなかったという。労働時間管理にタイムカードが使われていたが、36協定の締結はなされておらず、労働契約時の労働条件明示もされていなかった。								



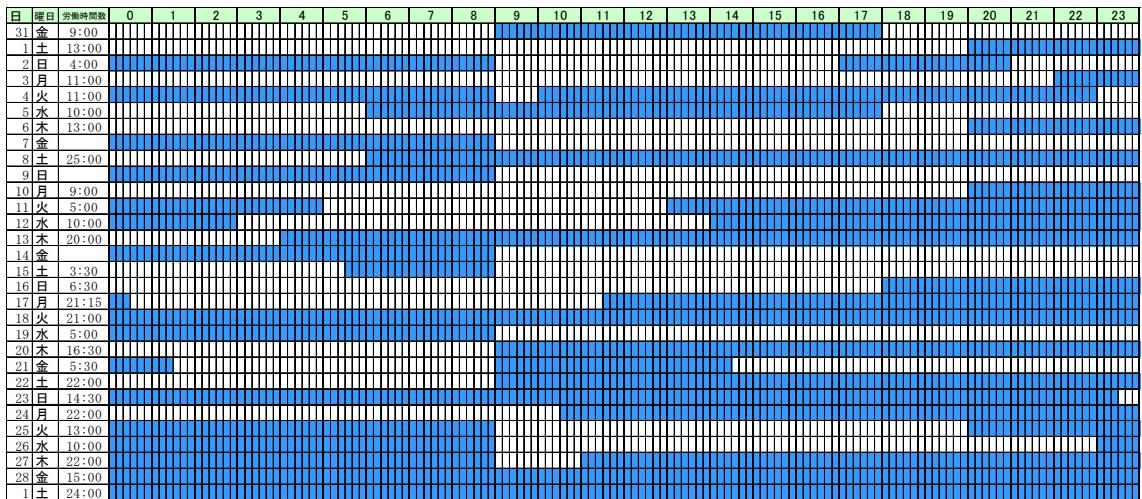
18	40代	男性	卸売業・小売業	販売従事者	勤続10～ 19年目	転職 2回以上	F45 身体表現性障害	時間外労働： 179時間
冷凍・冷藏庫への出入りを伴う業務によって体調不良になったと申述。転勤で勤務形態が変わり、午前0時からの勤務と長時間労働の日々になった。上司は、真面目な性格と評するが、アルバイトのように作業するだけだったため評価が低く、降格になった。家庭でも、時間帯のせいで会話がなく、それ違いの生活だった。上司は、本人だけでなく、営業所全体で労働時間が長い傾向にあったので、なんとかしなければと思っていたが、作業量との関係で、早く帰れと言ってもなかなかそうになっていなかったと述べる。労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。本人は、他の者と比べて労働時間が長い傾向が認められた。固定残業代として業務手当が支払われていたが、実際の残業時間が超過していた。								



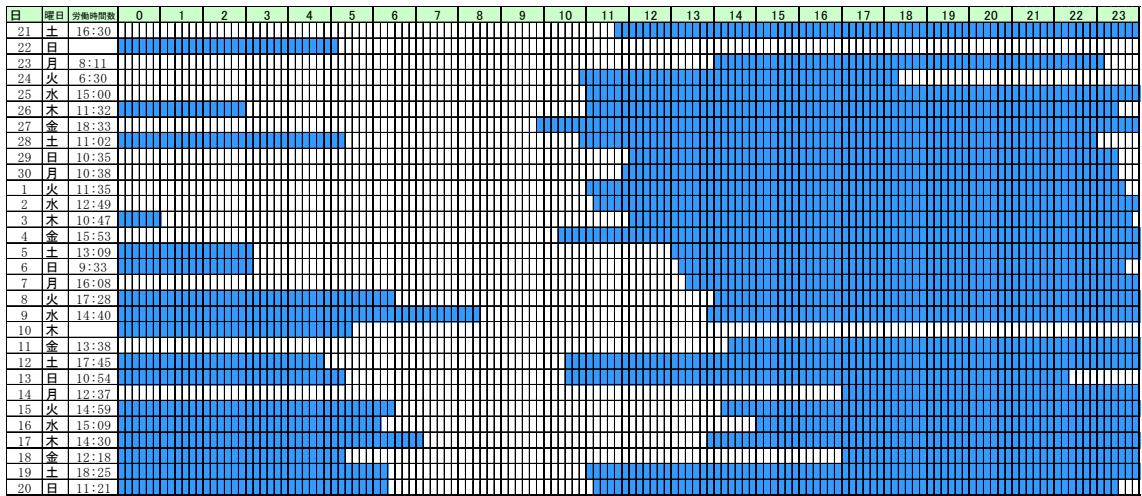
19	30代	男性	卸売業・小売業	販売従事者	勤続10～ 19年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 163時間
販売店店長。他の店舗の管理も任せられ、業務量が増加した。達成困難なノルマ、上司からの厳しい叱責もストレスになっていたという。頭痛、肩こり、吐き気、蕁麻疹などの症状があった。業務中に倒れ、救急搬送された。その後も体調が悪い状態が続き、心療内科を受診し「うつ病」と診断された。会社は、管理者として本人の業務量が増えていたこと、叱責と取られるような注意をしていたことを認める。また、管理職として、会社はタイムカードによる出退勤管理はしておらず、出退勤時間は自分で決めていたという。労働時間の把握はされていなかった。								



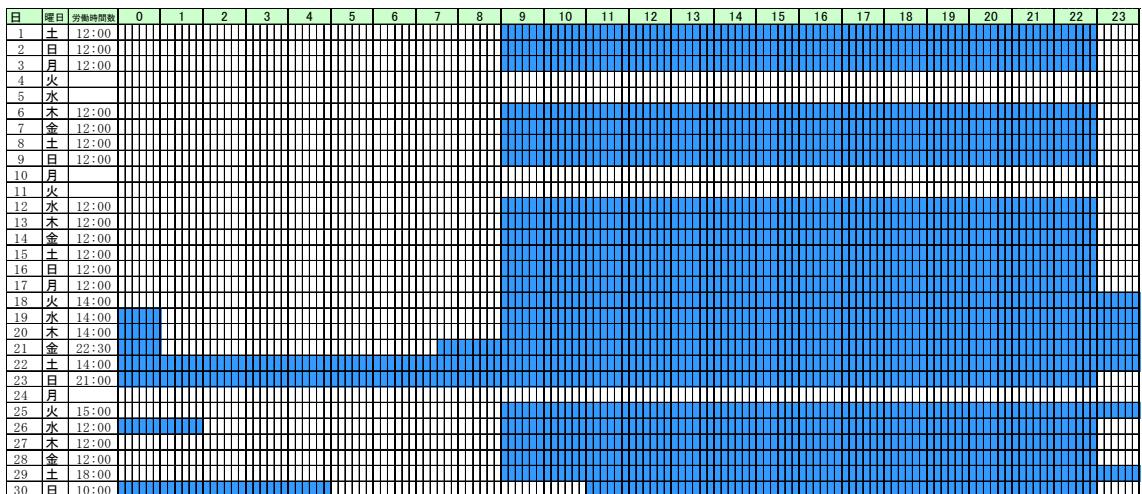
20	20代以下	男性	宿泊業、飲食サービス業	販売従事者	勤続 1~3年目	転職なし	F44 解離性（転換性）障害	時間外労働：201時間
入社直後から飲食業のエリアマネージャーとして勤務。担当エリアにおいて、飲食物の製造・販売・管理、店内の接客業務、各店舗のシフト・営業報告書作成、アルバイトの管理監督などの業務に従事。勤務中に意識を失い、救急搬送される。会社によると、店舗のアルバイトが大量離職したため、人手不足になっていたなどの事情もあった。労働時間は、勤怠報告書に記入する自己申告方式で管理されていた（把握は正確）。36協定は締結されていたが、特別条項に基づく限度時間を超える時間外労働が行われていた。残業削減対策は行われていなかった。								



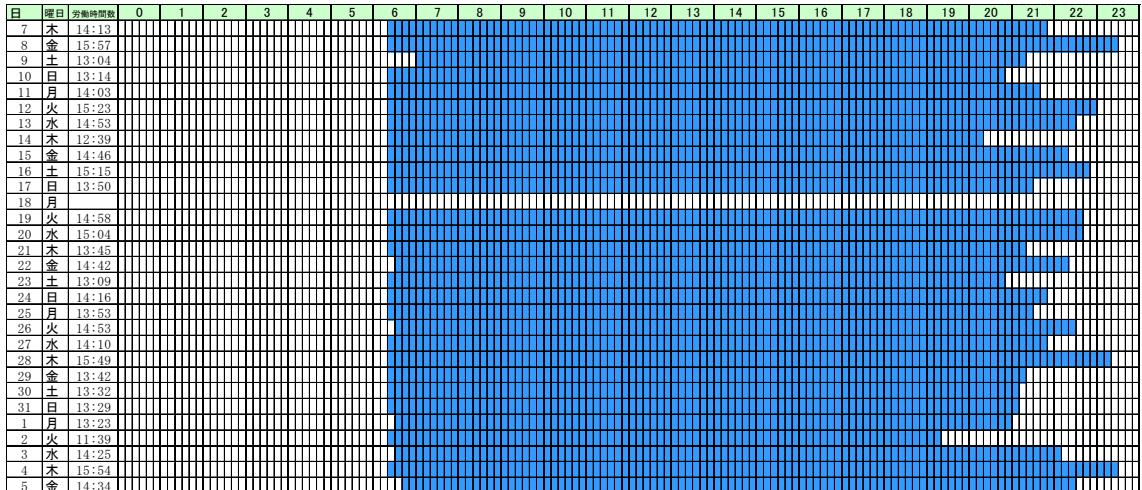
21	30代	男性	宿泊業、飲食サービス業	販売従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働：204時間
飲食店店長。調理、接客業務のほか、シフト管理、メニュー基準書作成、売上管理等の業務にも従事。アルバイトの都合がつかなかったり、業務に不慣れだったりしたことから、正社員の店長として、週末勤務、昼夜連続勤務をしており、帰宅は週1回程度で、他の日は店舗のソファで寝泊まりするような状況であった。尋麻疹、立ちくらみが続き、体がもたない、仕事がおっくうな状態になった。同僚から病院に行った方がいいと言われ受診した。事業場の労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。								



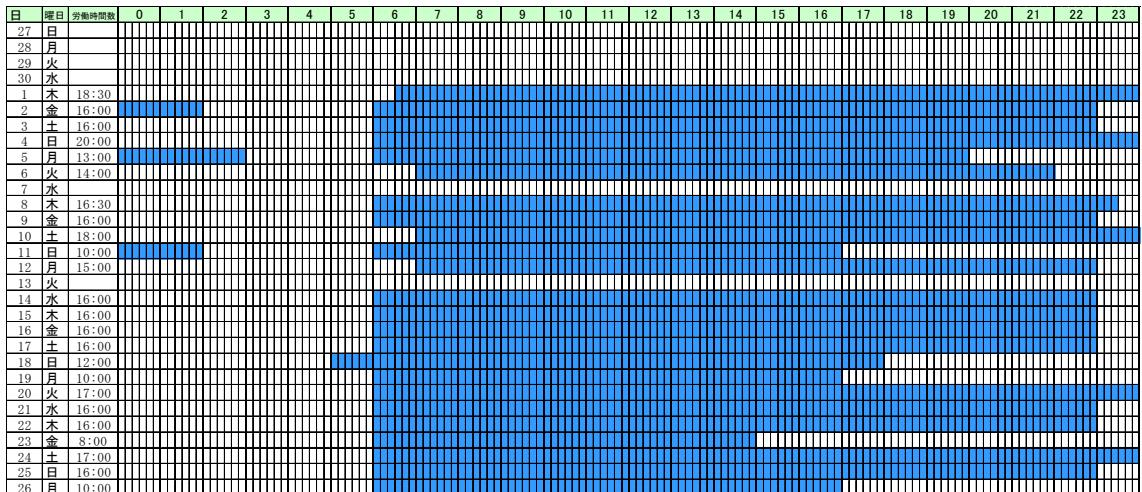
22	30代	男性	卸売業・小売業	サービス職業従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 158時間
飲食店の調理および接客。仕事上のミスをしたことから、上司から叱責やいじめを受けたと申述。新店舗のオープン業務のため、長時間労働が続き、漫画喫茶や店に泊まる日が続いたこと、上司からの暴行やプレッシャー、罵声もあって、不眠の症状が長く続いた。出勤することができなくなり、メンタルクリニックを受診した。不払い残業も訴える。会社によると、新店舗オープン間近は忙しくなり、労働時間も長くなる傾向にあるという。また、本人には、将来の店長候補として、調理だけでなく、店舗の運営なども習得してほしいと考えていたという。労働時間管理は、本人記載の出勤表によるもので、実労働時間と乖離していた。								



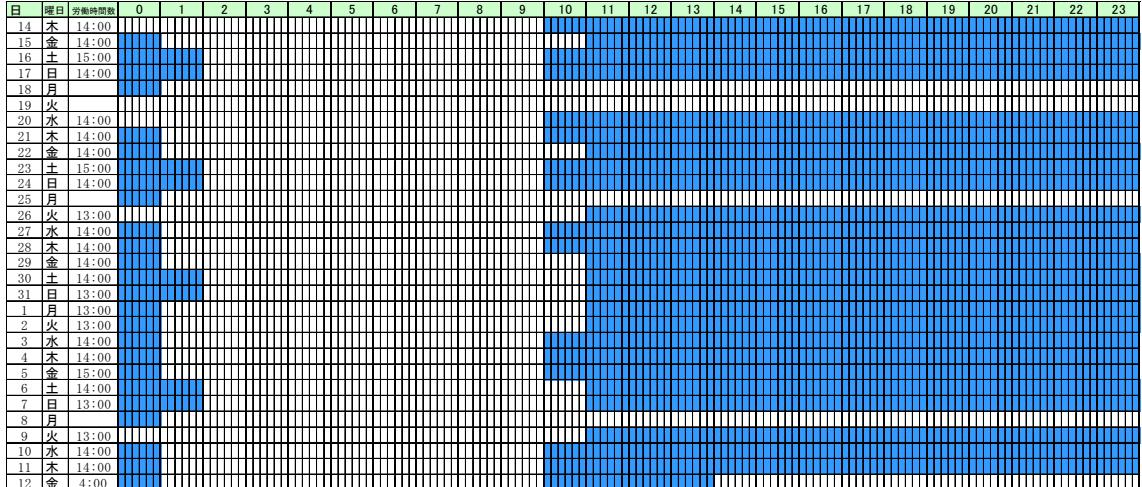
23	40代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	サービス職業従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 252時間
仕出し弁当の調理。人手不足や上司の異動があり、1日15~17時間の労働を余儀なくされた。不眠、食欲不振、幻覚などが現れ、異変を感じた親の勧めで病院を受診したところ「うつ病」と診断された。会社も、人手不足による業務量増加で、恒常的な長時間労働になった実事を認める。本人が疲れている様子は認識していたが、精神的な面で変わった様子は見られなかったという。36協定は届け出を忘れていた。タイムカードの打刻はあったが、それを時間管理に使用していたのはアルバイトのみで、正社員は労働日数のカウントのみに使用していた。								



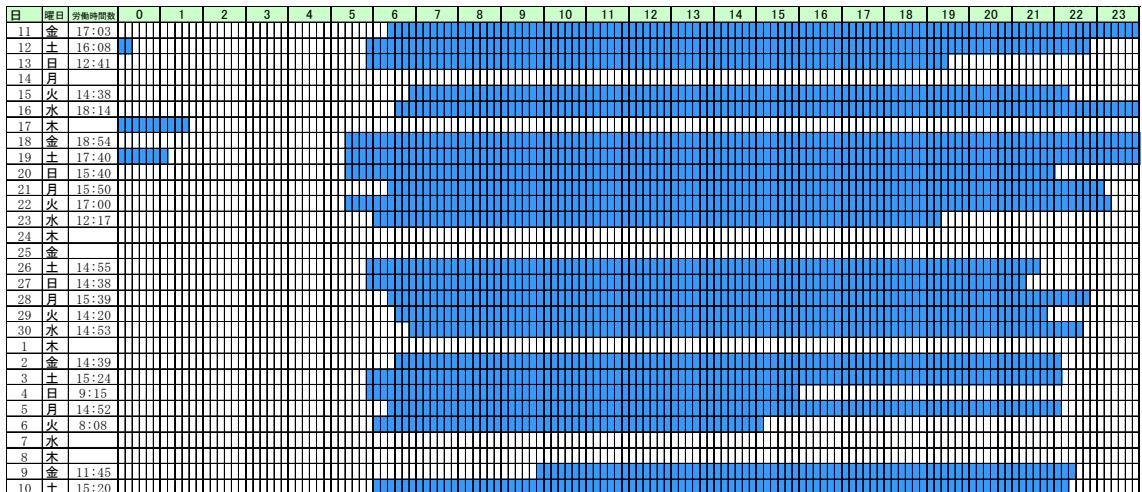
24	50代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	サービス職業従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 199時間
飲食業の調理。拘束時間が長く、食事や睡眠をほとんど取れない状況で、うつ病の症状が悪化したと述べる。同月に退職。6時から23時頃まで、ほぼ休みなく業務があった事実が認められる。前職在籍時にもうつ病の診断を受けて、その後退職している。前職退職時は症状改善も、転職後、集中力や意欲の低下、睡眠障害が顕著になった。労働時間管理は、出勤確認のみで、出退勤時刻は把握されていない。36協定は締結されておらず、労働契約時の労働条件明示もなされていなかった。会社によると、店舗の営業時間は11~14時、16~21時であるが、法事等の仕出し、宿泊施設からの注文等が入ることがあり、早朝からの出勤や、22時を超える勤務となることがあると述べる。								



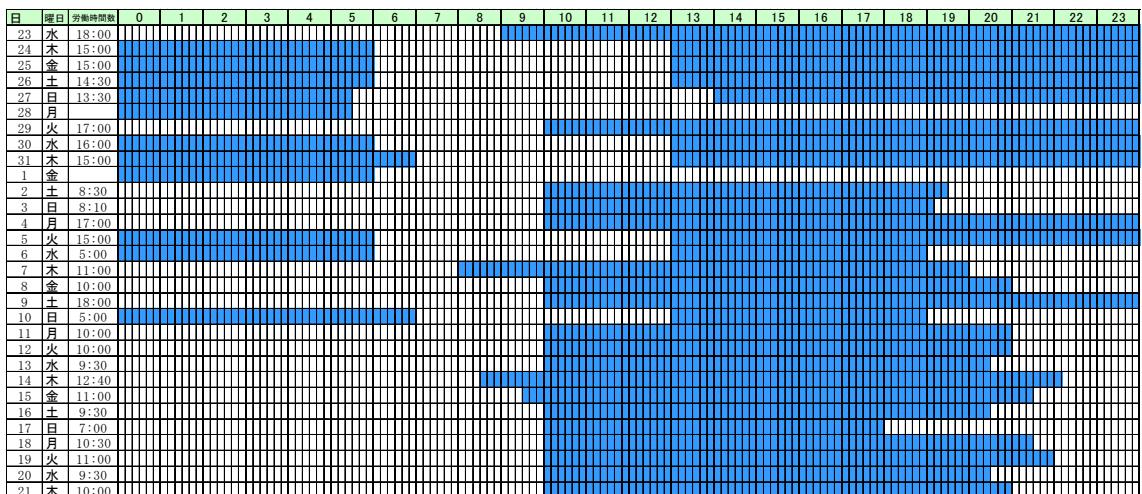
25	20代 以下	女性	宿泊業、飲食 サービス業	サービス職業従事者	勤続 4~9年目	転職1回	F44 解離性（転換性） 障害	時間外労働： 183時間
飲食店店長代理。接客、調理、閉店後の片付け、シフト作成ほかの事務作業。従業員は、事業主と本人以外、アルバイトのみ。限られた予算の中でシフトを作成することとなり、アルバイト店員が足りないときは、自らが業務を補った。休憩時間も短時間しかとれない中で、昼夜の労働が続いた。慢性的な疲れと睡眠不足、食欲低下などを感じていた中、業務中意識を失い、救急搬送された。事業主は、他の業務を行っていたため、店の業務をほとんど任せていたという。アルバイトについてはタイムカードで時間管理していたものの、正社員である本人については時間管理がされていなかった。36協定も締結されていなかった。								



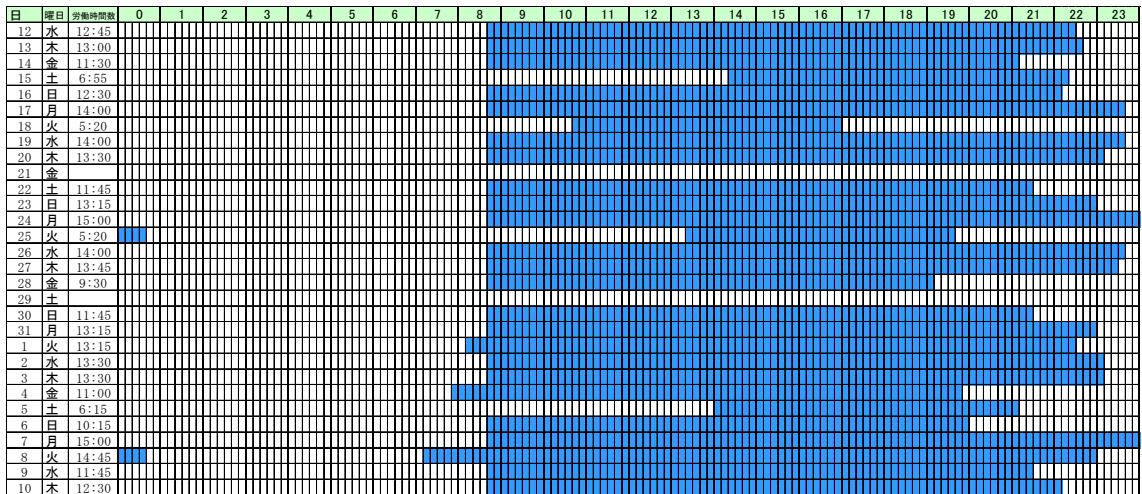
26	40代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	サービス職業従事者	勤続 20年以上	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 163時間
ホテルのマネージャー職。人員削減で、マネージャー業務以外の現場業務も担当するなど、業務量が増大した。疲労蓄積の中、支配人から失敗の取り調べで責任を追及され、心が折れたという。体調が悪い中で仕事を続け、仕事のミスが多くなった。体調不良で会社を休んだことが医療機関受診のきっかけ。会社は、人手不足を認めるが、募集してもなかなか集まらない状況にあったという。また、本人が人員面で大丈夫と言ったとも申述する。労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。管理監督者扱いとされ、時間外勤務手当の支給はなかった。								



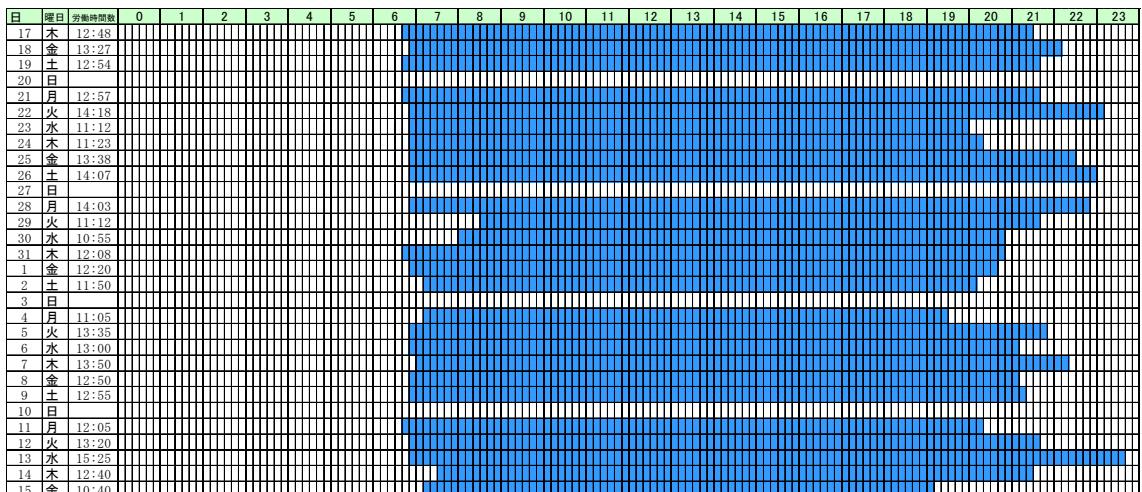
27	20代 以下	男性	サービス業（他に分 類されないもの）	サービス職業従事者	勤続 1~3年目	転職なし	F2：統合失調症、統合失調 症型障害及び妄想性障害	時間外労働： 172時間
照明器具等の商品開発、販売、施工業務の会社。入社直後が会社繁忙期。深夜勤務を伴う技術系の現場作業に従事し、連続勤務で休日がなくなった。現場での作業経験が乏しいことから戸惑いもあった。体力的にきつく、このまま続けていけるか不安になり、体調が悪くて欠勤もあった。迷惑をかけると思い、上司に退職の相談をした。上司は、本人がマイナス思考になっていると把握していた。退職後に希死念慮が強まり、家族の同意の下で受診し、在職時に発病したものと診断される。上司は、夜間作業・連続作業は体力的にきついが、会社として繁忙期があるのは仕方なく、この時期に仕事が続く人も辞めていく人もいるものと認識。施工期間は限られており、連続勤務にならざるを得ないという。労働時間は、管理者の確認および作業日報で管理（把握は正確）。36協定は締結されていなかった。								



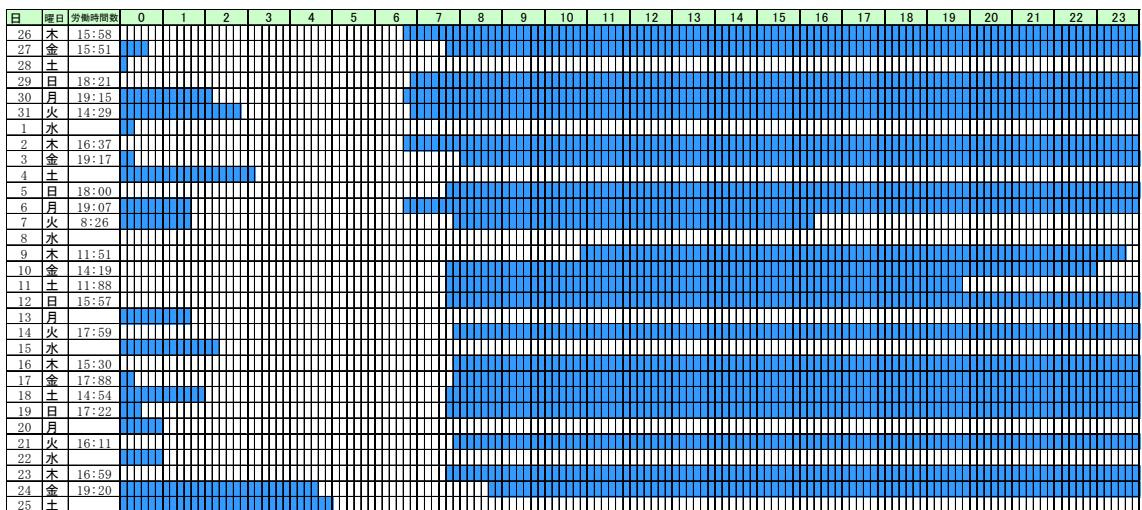
28	40代	男性	生活関連サービス業, 娯楽業	サービス職業従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F41 その他の不安障害	時間外労働： 172時間
コールセンター管理業務。転職して入社直後。繁忙期で電話が鳴り止まず、長時間労働、休みなし。日中は通常業務ができないため、時間外、休日に通常業務を行わなければならなかった。仕事のミスや考えがまとまらないなどの症状が出現。業務に支障を来たしたため受診した。事業場の労働時間管理は、出勤簿のほか、管理者が確認して把握する方式で行われていた。ただ、上司は、本人が上司に申請せず独自の判断で休日出勤していたと述べ、正確に把握されていない。特別条項付き36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。会社は、原因として、営業時間中は顧客対応で終わってしまうため、管理事務は時間外の処理となりがちだったと申述する。								



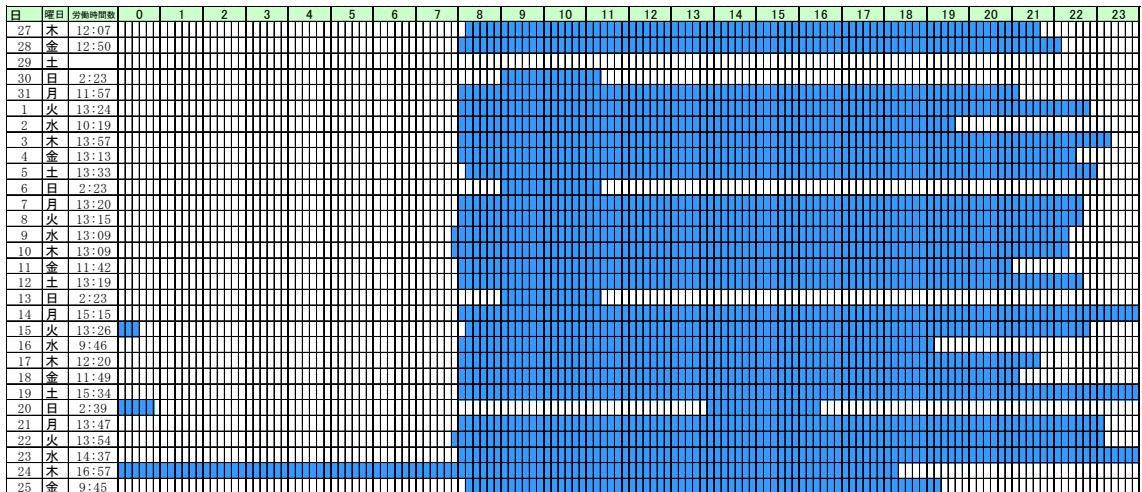
29	20代 以下	男性	製造業	生産工程従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F34 持続性気分（感 情）障害	時間外労働： 162時間
金属加工。業務繁忙期に、過重な業務量を課され、1日15時間以上の労働時間となり、仮眠程度の睡眠時間しかとれない中で作業していた。下痢、頭痛、不眠、食欲不振などが続き、朝起き上がることができず、出勤できなくなり、心療内科を受診した。会社も、無断遅刻や、服装の乱れなどを認識していたが、病気とは思わなかった。繁忙期には、みな疲れていたと言い、他の従業員で長い労働時間働いていた者もいるが精神障害になったりはしないと述べる。労働時間はタイムカードで管理されていた（把握は正確）。36協定が締結されていたが、限度時間を超えていた。会社は固定残業代制度をとっていたが、実態として、実際の残業時間がみなし残業時間を上回っていた。								



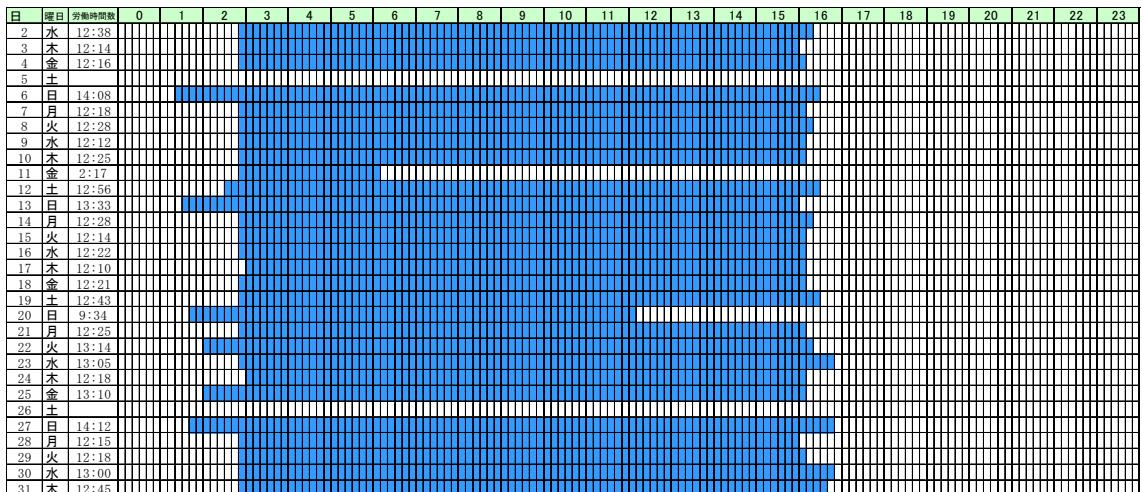
30	30代	男性	製造業	生産工程従事者	勤続 4~9年目	転職なし	F34 持続性気分（感情）障害	時間外労働： 186時間
食料品製造。受注量が通常の数倍となり、機械トラブルもあって、業務多忙に。社員を増やしてほしいと総務部門に頼んだが、聞き入れてもらえなかったという。めまい、不眠などの症状を抱え、メンタルクリニックに通院しながら勤務していたが、身体的な負傷を機に休職することになった。上司も、本人から相談を受けていたものの、人手不足もあって職場全体が多忙だったため自身も休日返上で仕事をしており、生産量が落ち着くまでがんばってくれと伝えた。応募者が来ないため採用が難しく、現状の人数で行うしかなかった。労働時間はタイムカードで管理されていた。								



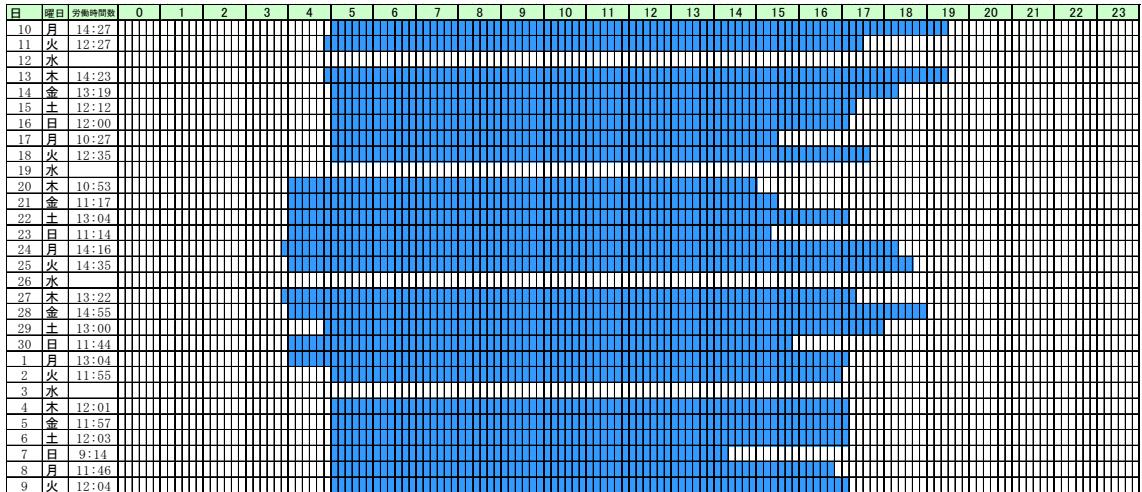
31	40代	男性	製造業	生産工程従事者	勤続 20年以上	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 176時間
金型製造。徹夜作業や長時間労働が続く中、頻繁にミスをするようになり、工場長からの暴言や、係長から一般社員への降格があった。社員の皆からダメな人間だと思われていると考え、落ち込むようになり、過呼吸、記憶力低下などの症状が生じた。周囲からも様子がおかしいと指摘され、自分でもこのまま仕事を続けると重大事故を起こすなど周囲に迷惑をかけてしまうのではないかと感じて、医療機関を受診した。事業場の労働時間管理はタイムカードによる。ただ、本人は退勤打刻後に残って仕事をしていたことや、休日に打刻なしで勤務していた事実が認められ、正確に把握されていない。同僚は、平日は皆22時以降まで仕事をすることが多くあったと述べる。また、本人は経験年数が長いこともあって、業務量が他の社員より多いことから、休日も頻繁に出勤していたものと認められる。								



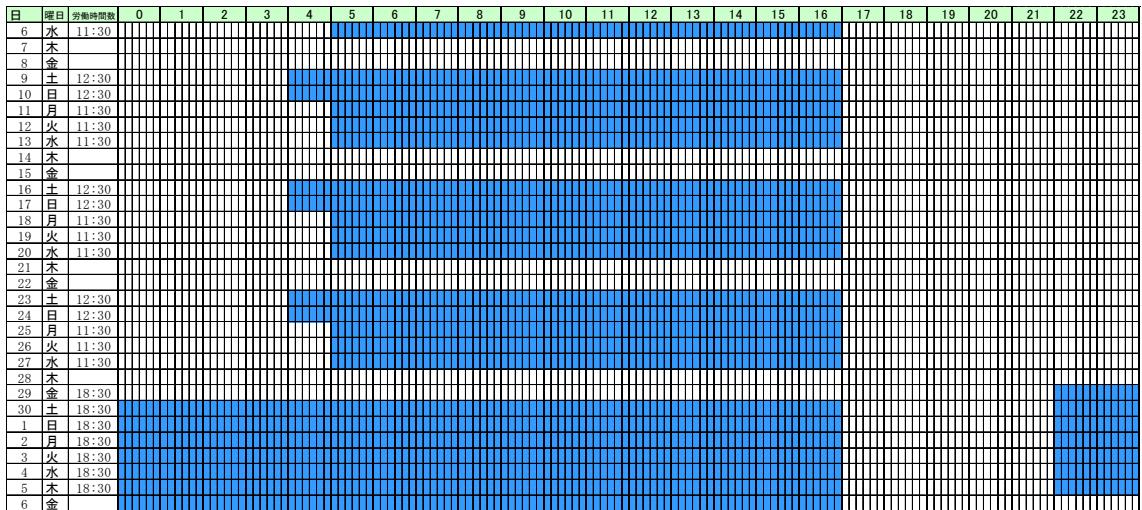
32	40代	男性	製造業	生産工程従事者	勤続 20年以上	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 181時間
食料品製造業の配送・洗浄。主任になって以降、長時間労働が続いたことに加え、パート従業員とのコミュニケーションがうまくいかないことで、会社内で孤立し、自身の仕事を奪われるような担当業務の変更があったことにより発病したと申述する。抑うつ気分、意欲低下、不安、不眠があり、周囲から病院受診を勧められたという。事業場の労働時間管理は、タイムカードによる。ただ、就業規則は確認されず、使用者は、通常の1日あたり実労働時間は13時間で、休日は週1日だが仕事の都合で不定期だったと述べ、労務管理の基本（法定労働時間、所定労働時間、休憩、休日等の制度）を理解していないと認められる。36協定は締結されていなかった。								



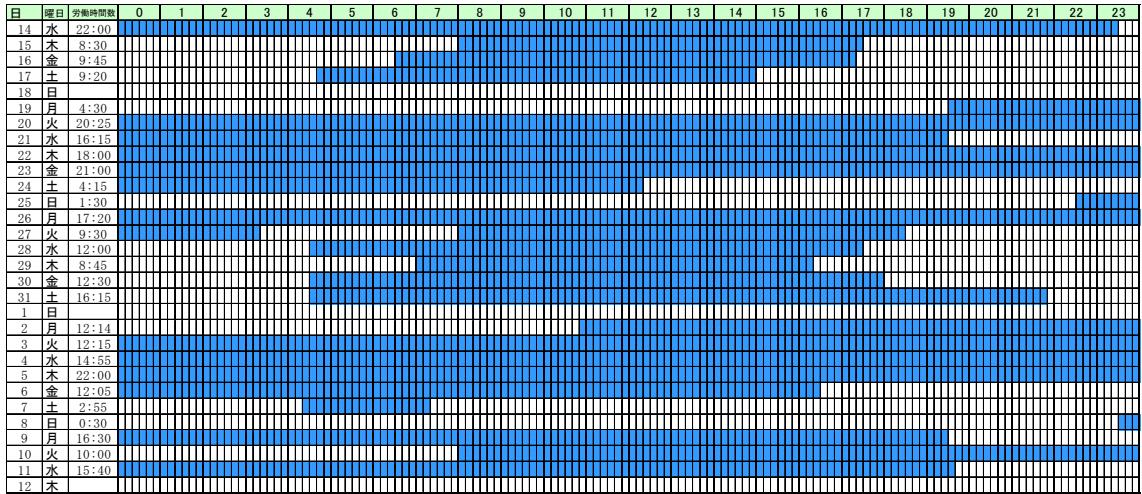
33	50代	男性	卸売業・小売業	生産工程従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 164時間
スーパー・マーケットの鮮魚加工担当。入社後から続く長時間労働と、不当な解雇が発病要因と申述する。社長から叱責された際、それまでの不満が爆発して言い返した。その数か月後に解雇を言い渡され、悔しさや生活の心配で寝込んだ。なお、その社長面談の前から、頭痛、動悸、作業効率の低下、情緒不安定等の症状のため医療機関を受診し、自律神経失調症の診断を得ている。解雇は発病後の出来事と認定されている。会社は、当人が深夜に出勤したり、休日、休憩時間もとらず仕事をしていたので、再三、仕事は所定の時間にすること、休日や休憩時間はきちんととることを指導したが、本人が指示に従わなかったという。労働時間管理はタイムカードによるもので、正確に把握されていた。特別条項付きの36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。同事業場では、他の従業員にも長時間労働が認められた。								



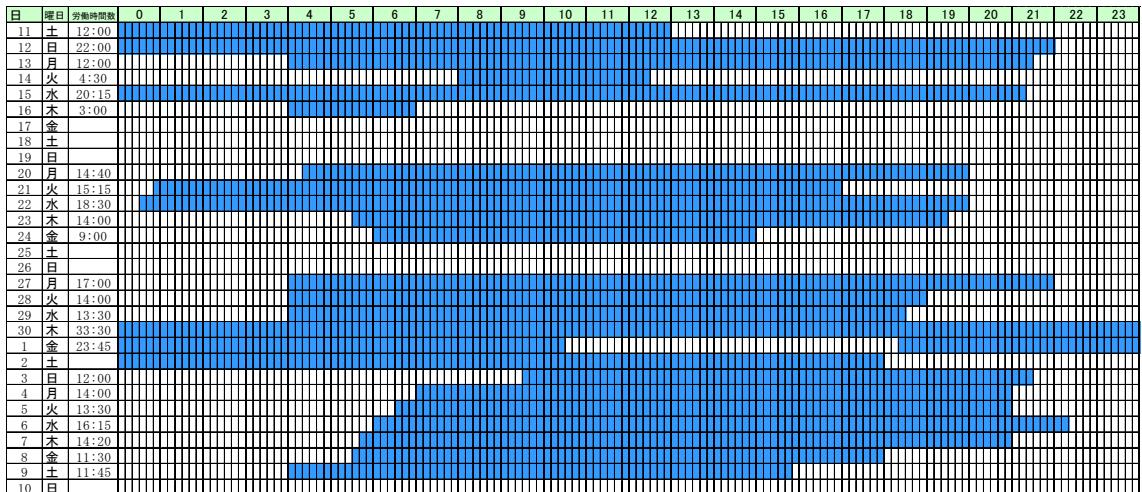
34	40代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	生産工程従事者	勤続10~ 19年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 159時間
ペーカリー店長。昇進後の長時間労働や睡眠不足による体調不良、売り上げが良くないことへの不安が発病要因と申述する。過酷な状況の中、精神面の不安定を自覚し、周囲も、本人の情緒不安定を感じていた。会社で気を失って倒れ、心身症と診断される。倒れた後、覇気もやる気もなくなった。同僚によると、勤務時間は、店長も他の社員と同じく勤務表に基づいて行っていたが、本人は、自己判断で早く出社したりしていたと述べる。また、本人は管理監督者扱いとされ、出退勤管理は出勤簿での出勤確認のみであり、労働時間管理が行われていなかった。								



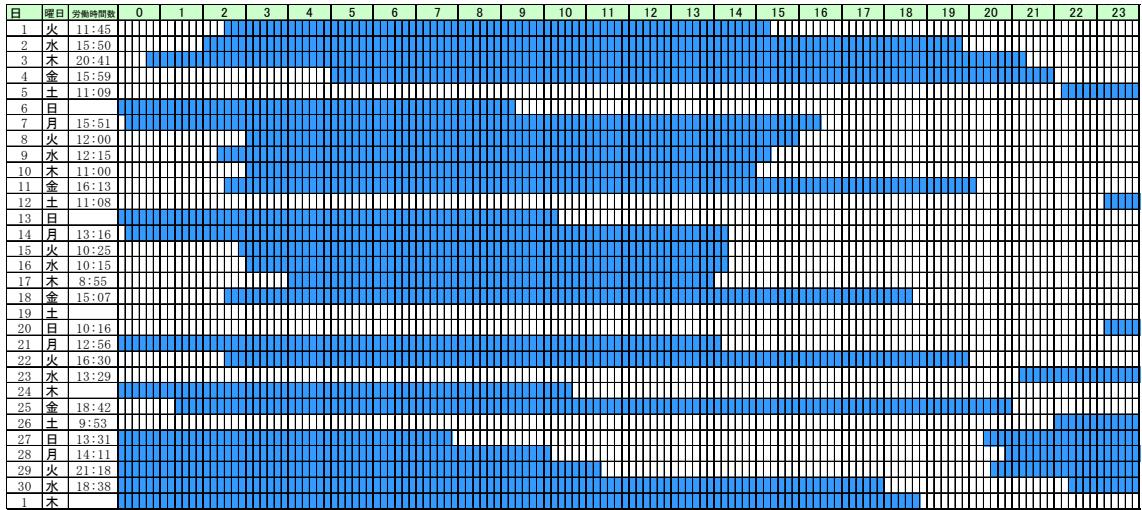
35	20代 以下	男性	運輸業、郵便業	輸送・機械運転従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 170時間
トラック運転手。自分以外に担当のいない産業廃棄物収集・運搬の業務に従事し、遠方に顧客があり時間制約もある中、夜中の移動でも仮眠できず、長時間労働が続いたという。深夜の走行中に突然涙が出始め、吐き気がして、パニックになってしまった。その後も、体の震え、吐き気などを我慢しながら勤務していたが、良くならなかったため、医療機関を受診した。会社に不払い残業代も請求した。会社は、本人が、遠方への配送を行うに当たり、決められた時刻よりも早めに出発し、余裕を持って現地に到着し、現地で休憩したいという意向を持っていたと述べる。早朝に現地に到着して、取引先の会社が開くまで待機していることがあったという。労働時間管理は運転日報による（把握は正確）。								



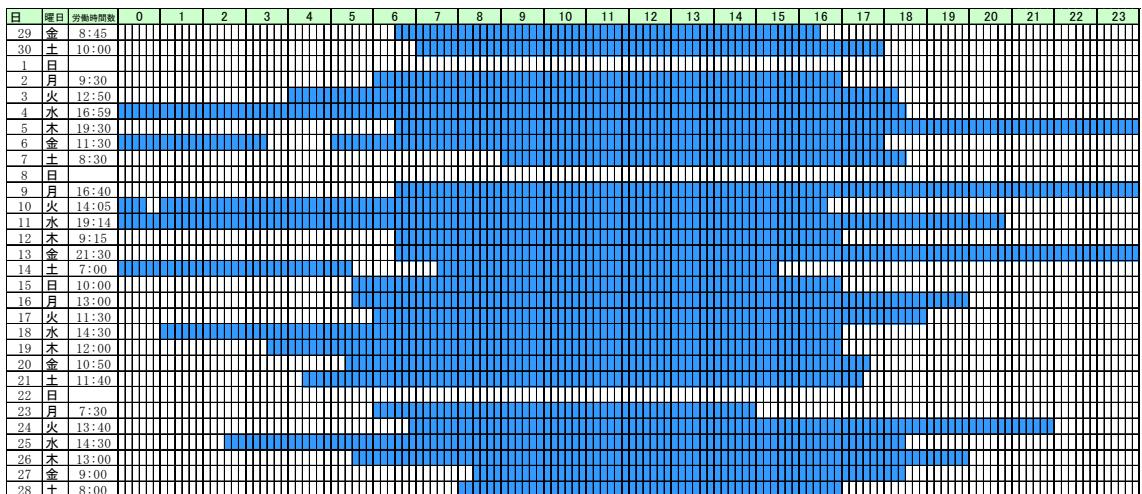
36	40代	男性	運輸業、郵便業	輸送・機械運転従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 180時間
トラック運転手。東日本大震災後の拘束時間の長い勤務が原因で睡眠不足、疲労困憊になったと申述する。睡眠不足により、思考力、行動力の低下が生じていたという。休日は月2日程度、帰宅は週1~2日程度であった。労働時間は、運転日報に記載された出発時刻と終了時間によって把握されていた。36協定は締結されていたが、限度時間を超過していた。休憩時間も適切に取得できていなかった。業務の繁忙期であることに加え、震災直後で、物資運搬業務に関して先の読めない混乱期だったこともあり、長時間労働になったことが認められた。								



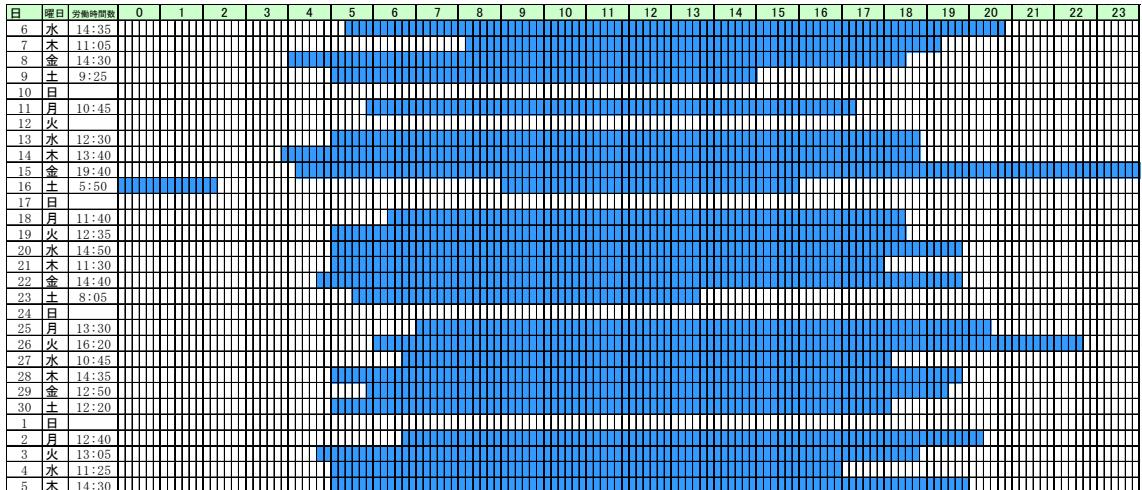
37	40代	男性	運輸業、郵便業	輸送・機械運転従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 193時間
食料品の配送業務。決まった配送ルートについて、タイムスケジュールに合わせて配送を行う。以前より尋麻疹、倦怠感、不眠などの症状があり、仕事をしながらうつ病の服薬治療を続けていたが、長時間労働や不規則な勤務スケジュールの中、基本的な生活習慣（食事、睡眠、服薬）が維持できなくなり、体調が悪化したと認められる。事業場によると、所定労働時間はシフト制で、就業時間帯はまちまちと言う。休憩時間は、運転手に任されており、配送に間に合えばいつ取っても良いと決められていた。労働時間管理について、トラック運転中はデジタルタコメーターで管理されていた（把握は正確）。36協定は締結されていたが、限度時間を超過していた。								



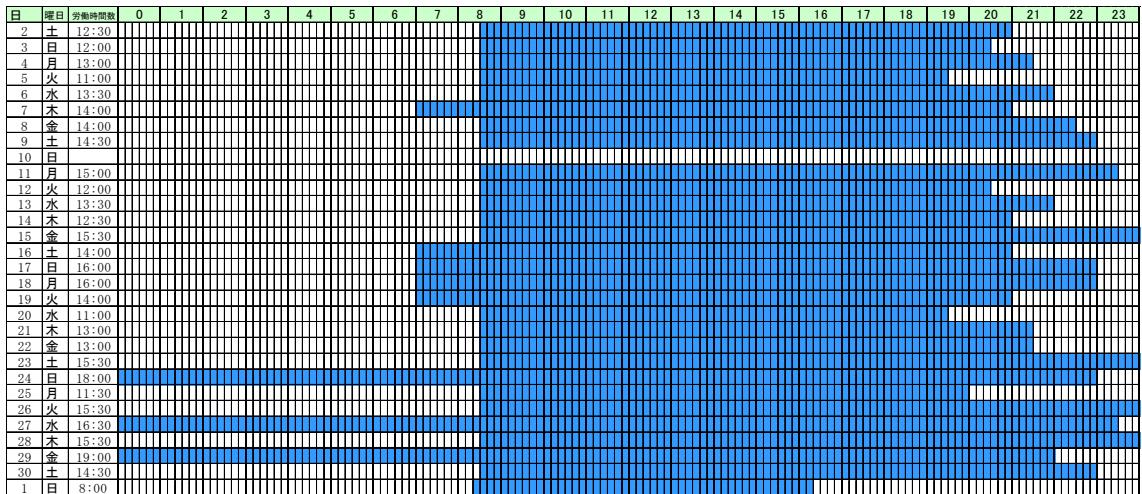
38	40代	男性	運輸業、郵便業	輸送・機械運転従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F31 双極性感情障害	時間外労働： 166時間
トラック運転手。取引会社において集荷作業を行い、その荷を指定された場所へ配達する業務。入社以来、連日の長時間労働で心身ともに疲労し、事業主の残業代不払いについても訴える。食欲低下、不眠、倦怠感、気持ちの落ち込みなどがあって医療機関を受診した。労働時間管理は、出勤簿によるもので、正確に把握されていた。36協定は締結されていたが、限度時間を超過していた。								



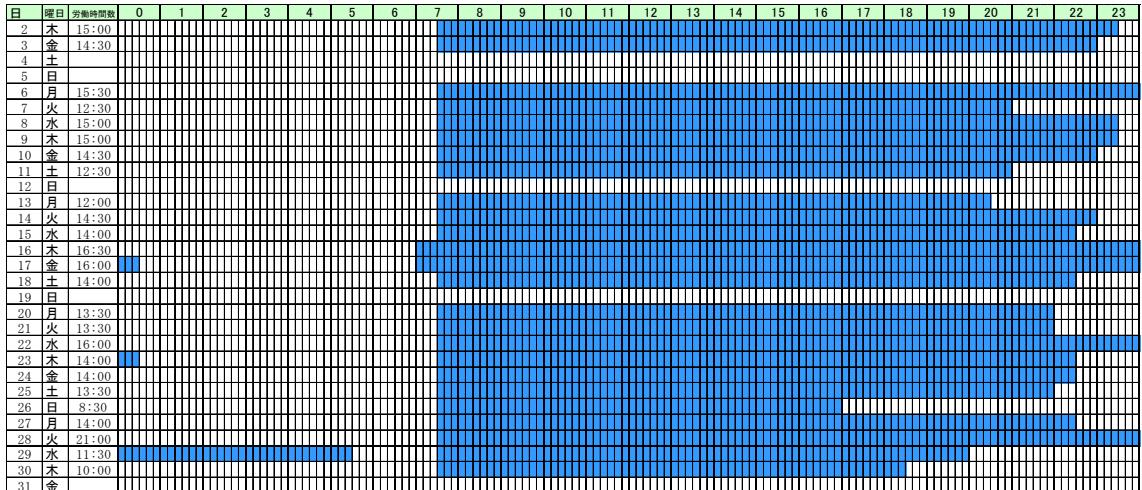
39	40代	男性	運輸業、郵便業	輸送・機械運転従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 157時間
食料品の運送業務。車両の運転の他、荷の積み込み、下ろし作業も行う。運送先変更により、スケジュールが細かくなり、積み下ろしの回数が増え、時間的な余裕が少なく、休憩時間の調整が難しくなった。頭痛とだるさを感じながら仕事をしていたが、自宅で休息中に、頭痛、睡眠障害、強い不安、焦りを感じ、風邪薬を服用したが効果がなく、翌日から仕事を休み始めた。心療内科を受診し、うつ病と診断された。労働時間は、出勤簿のほか、運転手である本人が記載する運転日報とタコグラフにより管理されていた。ただ、休憩時間は正確に把握されていなかった。36協定は締結されていたが、運行管理が適切に行われていない等の理由から、限度時間を超過していた。								



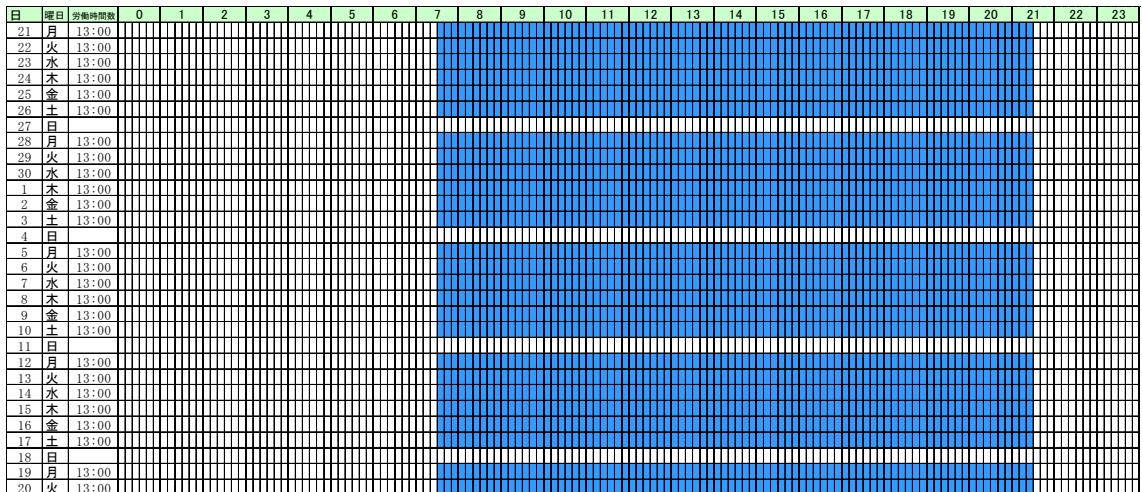
40	40代	男性	教育、学習支援業	輸送・機械運転従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 228時間
事業主の専属運転手。長時間労働や、事業主との口論から、精神障害を発病したと申述する。運転手業務以外にも、事業主から指示される様々な業務があったため、休憩時間をとれなかったという。頭痛、不安、不眠等の症状が強くなって、出勤できなくなり、医療機関を受診した。事業主は、長時間労働があった事実は認めるが、本人の不調は感じられなかっただと述べる。労働時間管理は、勤務表に本人が出退勤時刻を記載する方式で、正確に把握されていた。								



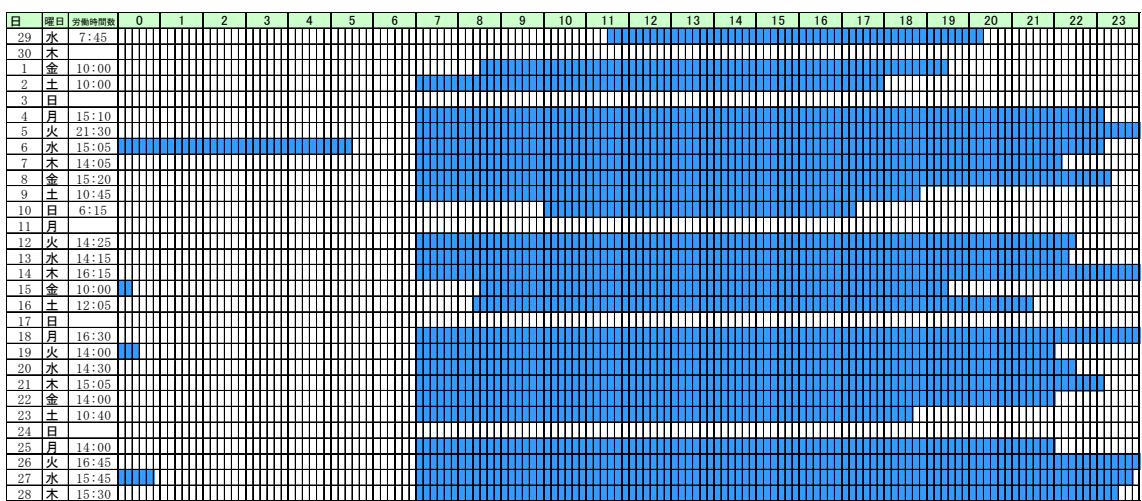
41	30代	男性	建設業	建設・採掘従事者	勤続 1~3年目	-	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 183時間
建設現場監督。深夜就業が当たり前で、徹夜明けで現場に直行することもあった。業務量の増加、現場のトラブルもあり、だるさ、気分の落ち込みを感じていた。朝方やっと寝付けるなどの状況で睡眠不足をかかえていた。疲労によって注意力が散漫になり、事故を起こすのではないかという恐怖感から車の運転ができなくなり、会社にも出勤できなくなつた。上司は、本人の仕事ぶりを評価していたが、突然の無断欠勤に驚き。事業場では出勤簿で労働時間を把握していたが、出退勤時刻は自己申告方式であり、実態と乖離していた。業界として、昼間現場に立会い、夕方から会社に戻りデスクワークを行うので終業時刻が20時、21時になるのは当たり前のことであり、だらだらやっている人、経験が少ない人は、退勤が22時から24時くらいになるとあると述べる。								



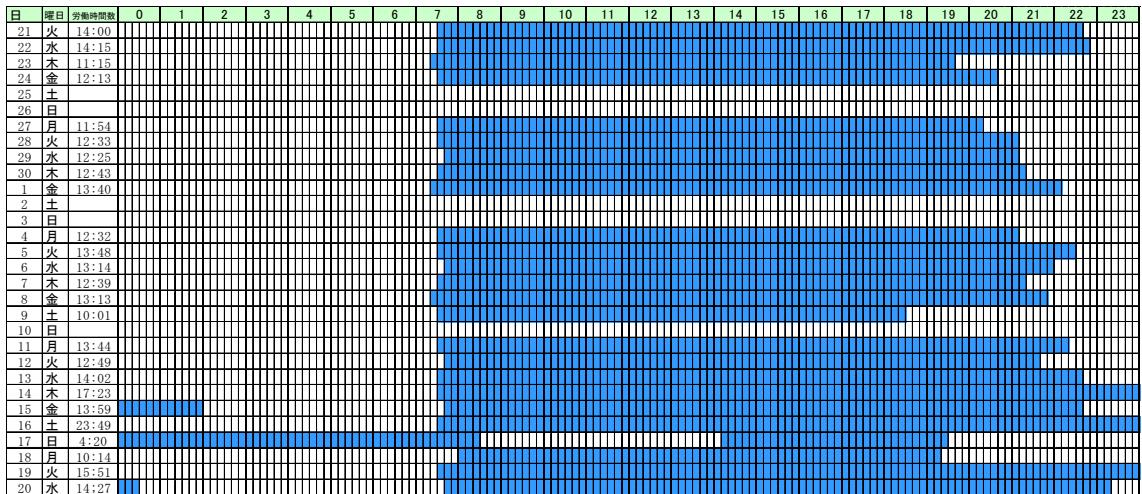
42	30代	男性	建設業	建設・採掘従事者	勤続10~19年目	転職2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働: 170時間
現場監督。昼間は主に事務所で図面や各種書類の作成、業者との打ち合わせを行い、夜間工事では現場監督を行っていた。タイトなスケジュールで長時間労働を強いられ、イライラ感、不眠、不安感が生じ、医療機関を受診したという。事業場では、労働時間管理について、現場に入場した時点での本人からのファックス送信によって始業時刻は把握していたものの、終業時刻の確認は行われていなかった。現場作業の遅れ等の事情から、昼間の工事、夜間の工事が連続して行われた状況が認められる。								



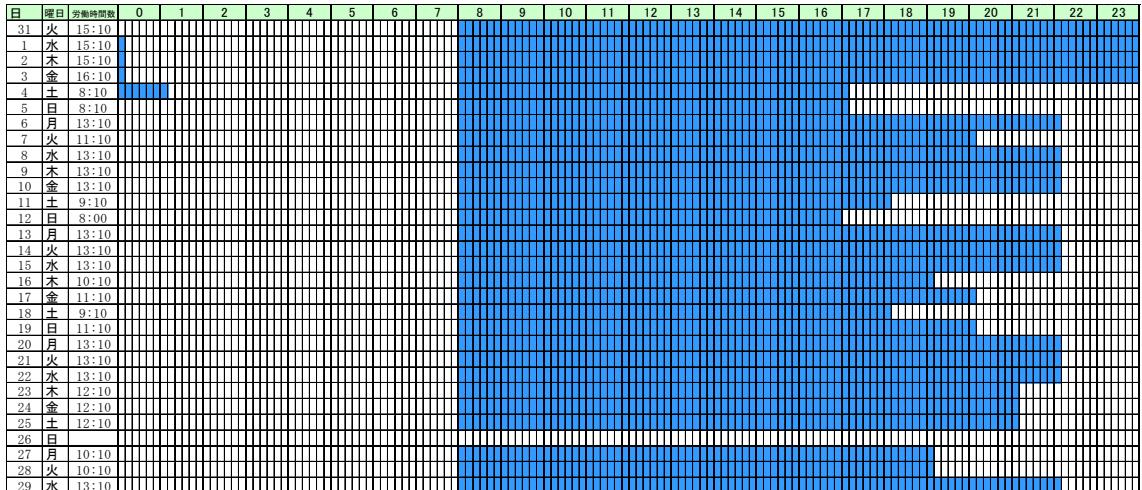
43	50代	男性	運輸業、郵便業	運搬・清掃・包装等従事者	勤続20年以上	転職なし	F43.2 適応障害	時間外労働: 171時間
貨物運送事業の事務。異動後に時間外労働が大幅に増加し、疲労の蓄積と睡眠不足があって発病したという。また、上司から業務に関して頻繁に叱責を受けていたこと、達成困難な営業目標を課せられていたことも精神的な重圧になったと述べる。会社は、営業目標について、未達成時のペナルティがないことからノルマとは言えず、叱責も業務に関する注意・指導で、業務の範囲を逸脱した言動はないと言べる。頭の重さ、手のしごれなどの症状から、内科を受診するも異常がなく、心療内科を受診し、休職となった。事業場の労働時間管理は、出勤簿と勤務表による（把握は正確）。残業は事前申告制だったが、仕事が終わらないために申告して残業していた。同僚は、本人の仕事の進捗が悪く、たびたび残業していたことを認める。36協定は締結されていたが、限度時間数を超過していた。業務の遗漏事項について頻繁に修正を求められ、個人目標を課せられたこともあって長時間労働になったと認められる。								



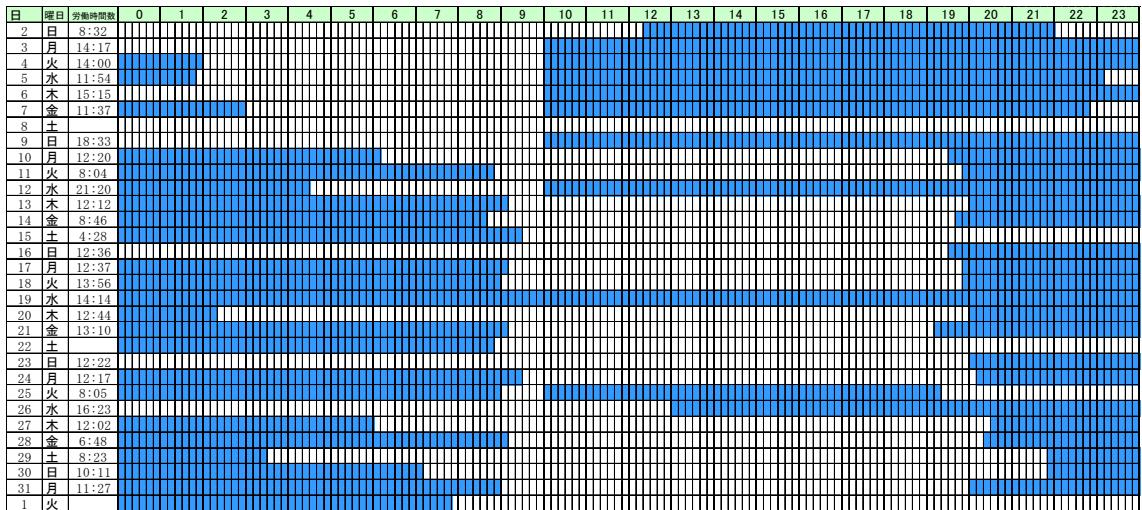
44	30代	男性	製造業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F33 反復性うつ病性障 害	時間外労働： 163時間
機械オペレーター。アシスタントマネージャーとなり、新しい設備の担当になった。機械のトラブルにたびたび見舞われ、1人で処理したこと、タイトなスケジュールのプレッシャーがあったと申述する。職場の同僚は、本人の労働時間が長かったことを認めるが、病気とは思わなかった。抱え込む性格だったなどと申述する。労働時間はタイムカードで管理。時間管理に関して、36協定では月42時間が上限で、特別条項の取り決めではなく、協定の時間数を超過していた。								



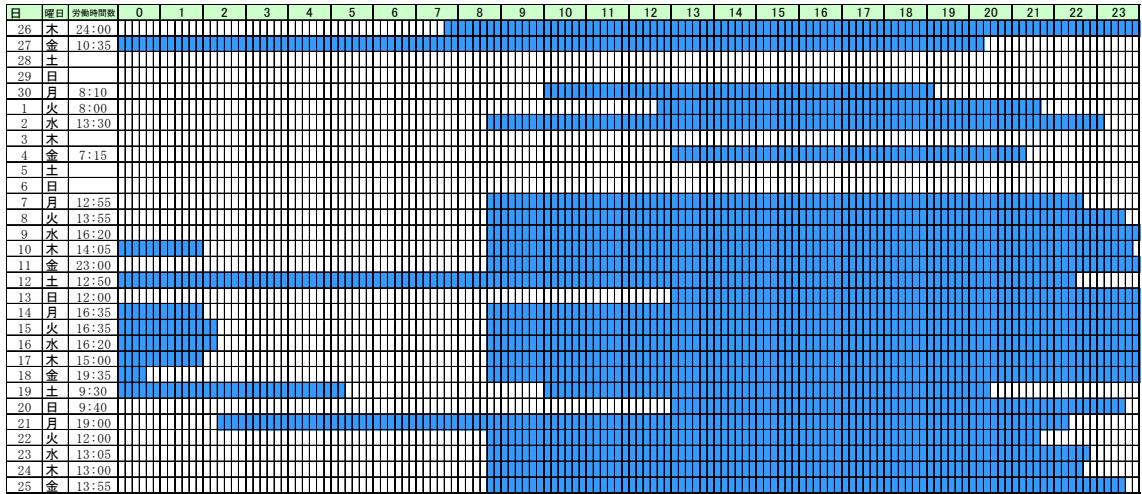
45	30代	男性	製造業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F33 反復性うつ病性障 害	時間外労働： 189時間
システムエンジニア。制御盤・プログラム設計・組立・配線検査など。設計した機械の試運転のため長期出張していた期間、膨大な業務量、短納期、不具合の発生などで、休みをとる余裕がなくなった。全身倦怠感などがある中、夜通しの作業をした翌朝、出勤時に倒れて救急搬送された。出張中は、滞在先のホテルでも連日深夜までプログラム修正作業をしていた。会社も、現地作業期間は負荷の大きな時期だったと認識。労働時間は正確に把握されていた。特別条項付き36協定が締結されていたものの、その限度時間を超過していた。その他の労働者についても、出張中は、長時間労働が認められた。クライアントの要望によりスケジュールが不規則になったことに加え、専門性が高いソフトを扱うため、特定の個人に頼らざるをえなかったという。								



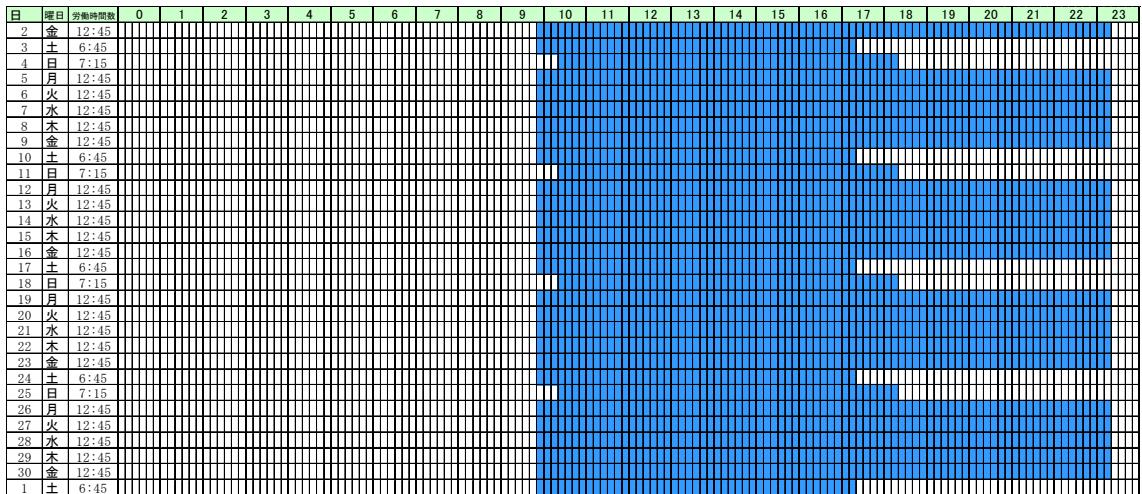
46	30代	男性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 4~9年目	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 162時間
システムエンジニア。大手通信キャリア向けの製品の設計・評価検証を担当。担当していたプロジェクトは重要な案件で、顧客から厳しい要求が続いた。別のプロジェクトも抱え、他の人ではスキル的に対応できないため、自分が行うしかなかったという。顧客都合で納期がタイトであり、また、夜勤で対応する必要があったため、負荷が増加した。不眠、強い不安感、恐怖感などの異変を感じ、自らメンタルクリニックを受診し、休職することになった。会社も、経験とスキルが要求される仕事であり、本人にお願いするしかなく、仕事の負荷が重かったことを認める。労働時間は、各自がウェブ上で出退勤時刻を打刻する方式で、正確に把握されていた。本人には裁量労働制が適用されていた。								



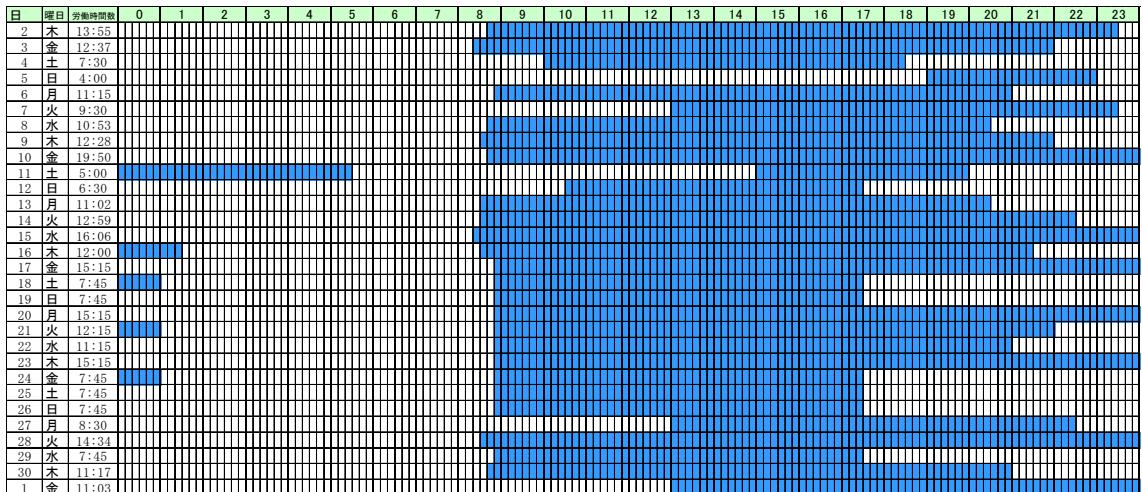
47	30代	男性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続10～ 19年目	転職なし	F31 双極性感情障害	時間外労働： 194時間
システムエンジニア。顧客先の事業場に常駐し、システムのプログラミングの検査を行う。通常の作業に加えてプロジェクトリーダーとしての業務が加わり、作業遅延等に伴う対処も行ったことで作業量が大幅に増加した。顧客への納期を遅らせられない中で、徹夜勤務や、休日を取れない連続勤務の状況となり、不眠・抑うつ・不安・食欲不振等の症状が生じたと述べる。事業場の労働時間管理は、毎月10日締めで勤怠管理表を紙で提出する方式で行われていた（把握は正確）。本人には裁量労働制が適用されていた。								



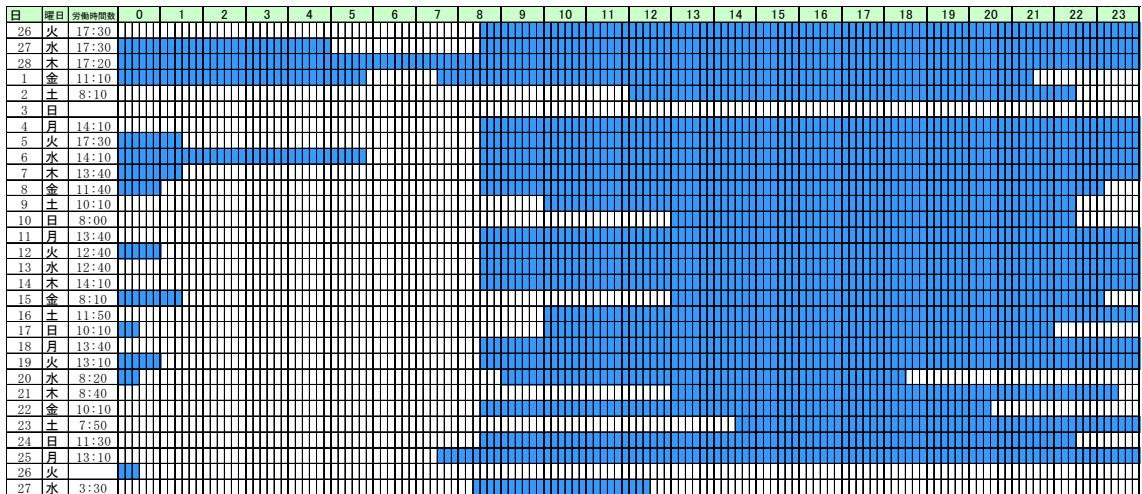
48	30代	男性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続10～ 19年目	転職なし	F41 その他の不安障害	時間外労働： 170時間
ソフトウェア設計・開発業務。担当プロジェクトの業務量が多く、長時間労働であり、休日も取得できない状況で精神障害を発病したと申述。首の痛み、胸苦しさなどがあったが、肉体的異常はなく、通院先の病院から精神科を勧められ受診した。会社も、プロジェクトの業務量が膨大で、難易度も高く、土日の勤務もあり、拘束時間がきわめて長かったことを認める。労働時間管理は自己申告制。会社は、時間外労働時間の記録をとっていたが、月俸制だったため、本人が正確に申告していなかったという。								



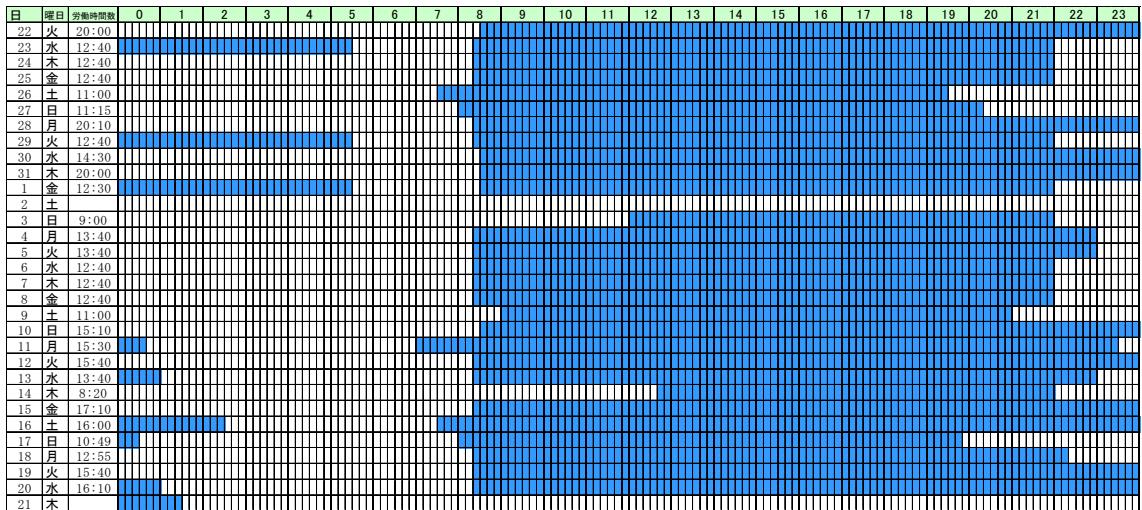
49	30代	男性	卸売業・小売業	専門的・技術的職業 従事者	勤続10～ 19年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 158時間
システム開発、保守、運用等の情報システム関連業務に従事。重要な案件に携わり、納期が決まっていたことから、時間外労働が増えたと申述。同僚も、本人の業務量が多かったことを認める。プロジェクトは遅れ気味であり、上司は、本人がスケジュール遅れに対する責任感、使命感で残業していたものと認識する。上司が、本人の異変（体調変化）を察知し、不眠であることを把握したため、産業医との面談を促した。労働時間管理は、各自でPCの勤怠システムに出退勤時刻を入力し、上司が確認するもので、正確に把握されていた。								



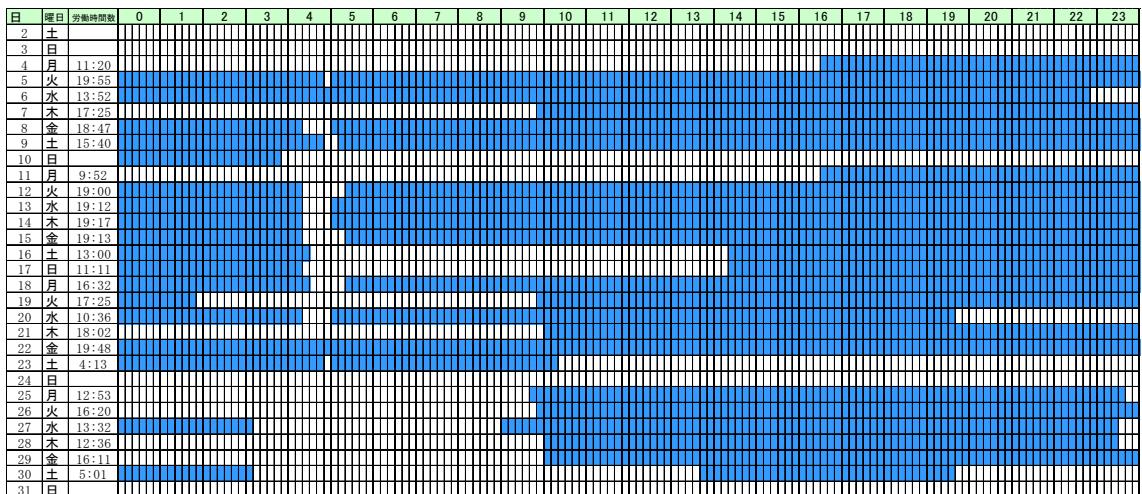
50	40代	男性	卸売業・小売業	専門的・技術的職業 従事者	勤続10～ 19年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 174時間
システムエンジニア。担当業務外の障害対応に時間をとられ、顧客からのクレームもあって長時間労働が続いた。疲労の蓄積で勤務が頻発し、仕事が手につかなくなつたため、医療機関を受診した。上司も、当時の業務量は多く、長時間労働を要する負荷がかかっていたことを認める。労働時間管理は、各自が入力した作業日報に基づき会社が勤怠表を作成する形で行われていた（把握は正確）。特別条項付き36協定が締結されていたが、システム導入にかかるクライアントからの苦情対応で部署としての業務負担が増えたところに、本人の場合は、異動による環境変化も重なつて、上限時間を超過し、休日出勤を行つたことが認められる。								



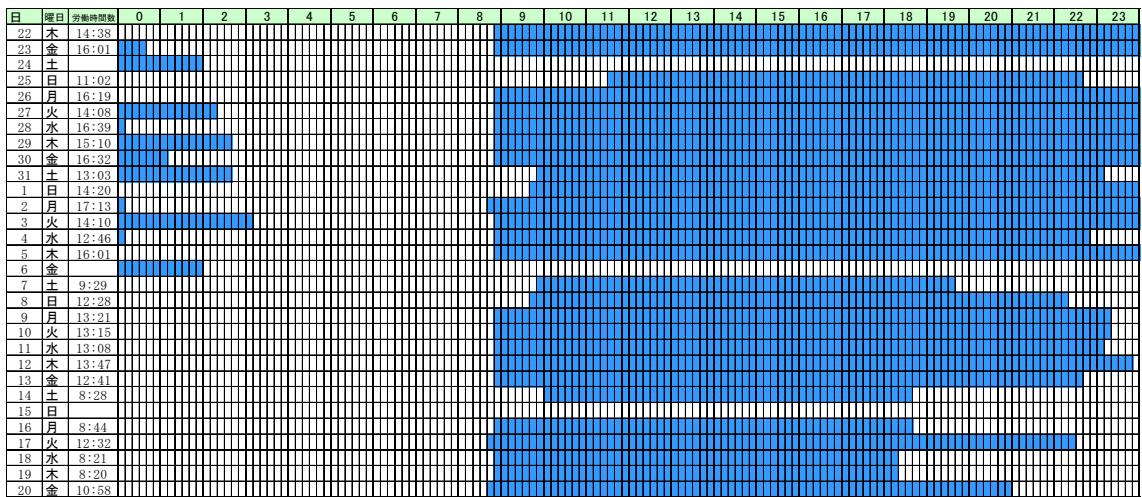
51	40代	男性	サービス業（他に分類されないもの）	専門的・技術的職業 従事者	勤続10～ 19年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 234時間
システムエンジニア。人手不足とシステム不具合発生により長時間労働となり、極度の緊張とストレスから、不眠や体調不良となったと申述する。スケジュールを遅らせられない仕事であり、連続勤務となつたという。睡眠不足が続き、出勤中に嘔吐を繰り返すなどの状況になった。会社の同僚も本人の様子に異変を感じるようになる。同僚の勧めで病院を受診し、「うつ病」と診断された。上司は、本人が会議等の場で業務の進捗状況を正確に報告しないなど、仕事の進め方に問題があり、本人にだんだん余裕がなくなつてきているのがわかったものの、自身の招いたことで仕方ないと考えているところがあった。事業場の労働時間管理は、出勤簿に本人が出退勤時刻を記入する方式（把握は正確）。本人には裁量労働制が適用されていた。								



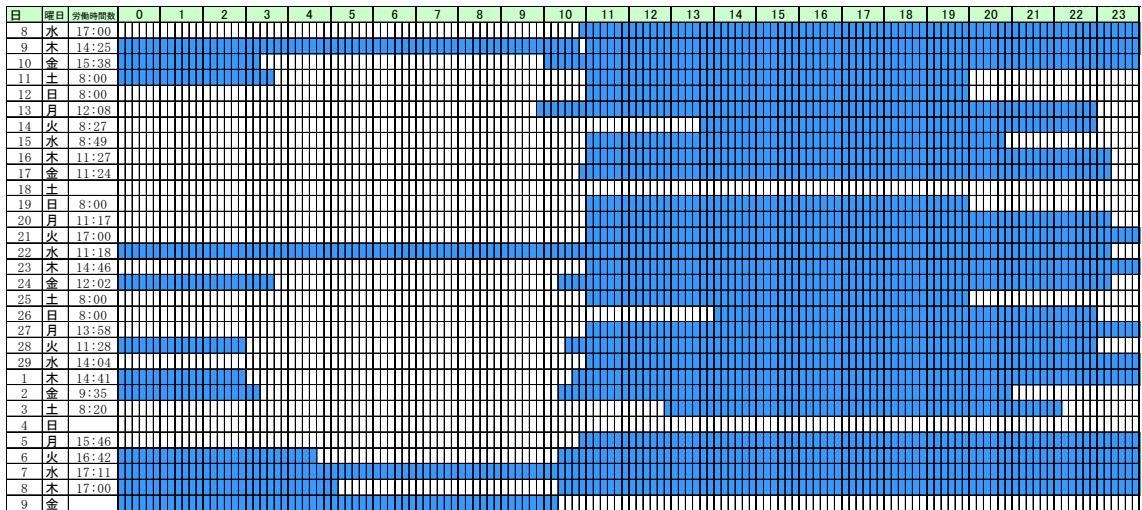
52	30代	女性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 210時間
遊技機の開発・製造。映像、音声などを確認する専門業務を担当。他の部の業務も兼務した。業務は締め切りが決まっており、自分が行うしかないと上司に言われて頑張った結果、労働時間や休日出勤、泊まり込み勤務が増えたと言う。仕事が好きだったため当初は苦にならなかったが、会議に出ても内容が頭に入りこない、集中できない、ネガティブ思考等を感じるようになり、自らインターネットで調べて、メンタルクリニックを受診した。会社は、本人が泊まり込み作業をしていたことを認めるが、そこまでの業務量ではなく、また、この仕事は突き詰めていくとキリがないので、ある程度のところで見切りをつけないと長時間労働になってしまふと述べ、仕事の洗い出しをするように伝えたが本人ができていなかったと申述する。労働時間管理は、出退勤時にPCで出退勤ボタンを押す方式で、正確に把握されていた。								



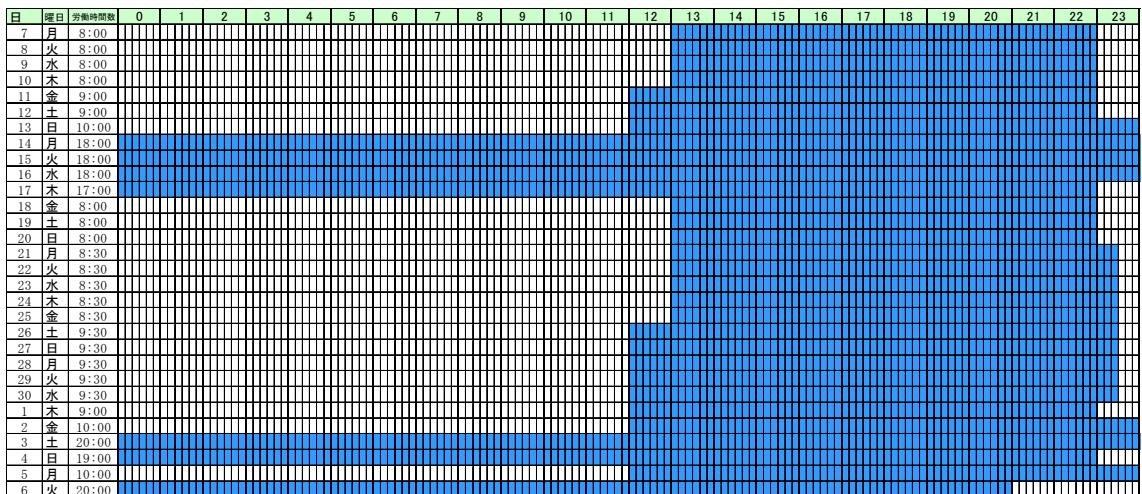
53	20代 以下	男性	生活関連サービ ス業、 娯楽業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 4~9年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 193時間
遊技機の開発。睡眠時間が2~3時間の生活で身体に異変が見られた。血便が出るなどの症状が出たため医療機関を受診した。決められた開発スケジュールは絶対守る必要があり、調整作業や不具合の修正など、残業や休日返上で業務をこなすしかなかった。まじめな性格と上司は評価し、業務の大変さも認識。同僚は、本人の顔色が悪いことや、睡眠不足のためか妙にハイテンションになるときもあり、心配していた。労働時間はタイムカードで管理されていた（把握は正確）。事業場は36協定を締結していたが、その限度時間を超過していた。								



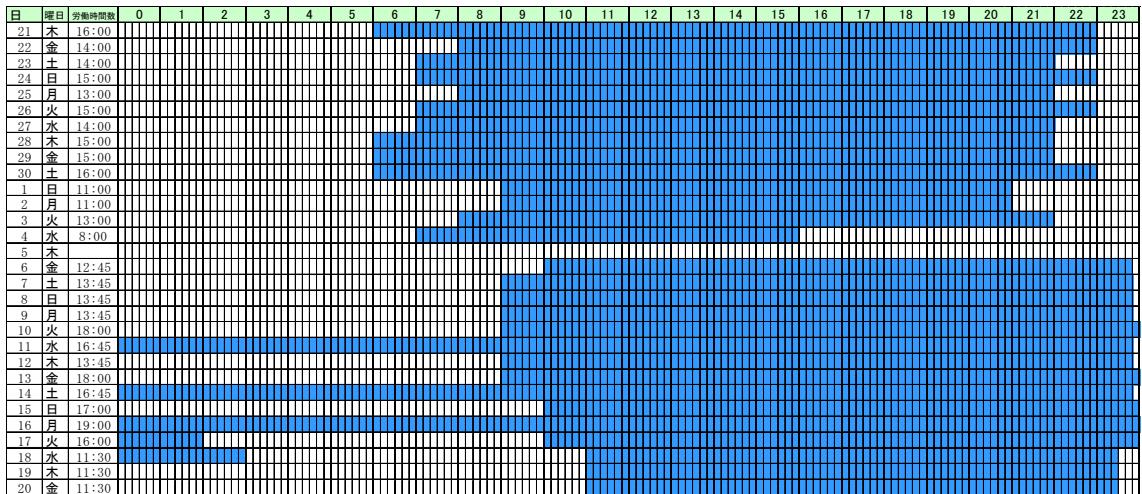
54	20代以下	男性	学術研究、専門・技術サービス業	専門的・技術的職業従事者	勤続1~3年目	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働：168時間
ゲーム制作に関わる業務を担当。担当していた作品の納期が迫り、長時間労働や泊まり込み勤務、休日勤務が続いた。不眠や意欲低下などの症状が続き、休暇をとるなどしてやり過ごしていたが、症状が強まり、異変を感じたため受診した。会社は、本人が休みがちになったことを把握。診断書とともに休職願いが提出され、休職期間を経て、退職となった。それ以前に、体調が悪いという話はなく、見た目も異変は感じなかったという。業務については、納期がタイトであったため、皆深夜まで残業していた大変な時期だったという。また、会社によると、本人は経験が浅かったため、仕事の与え方に配慮をしており、深夜まで残って行う業務量ではなかったと述べる。労働時間は、出退勤時のPC打刻で把握されていたが、時間管理を行っていなかった。								



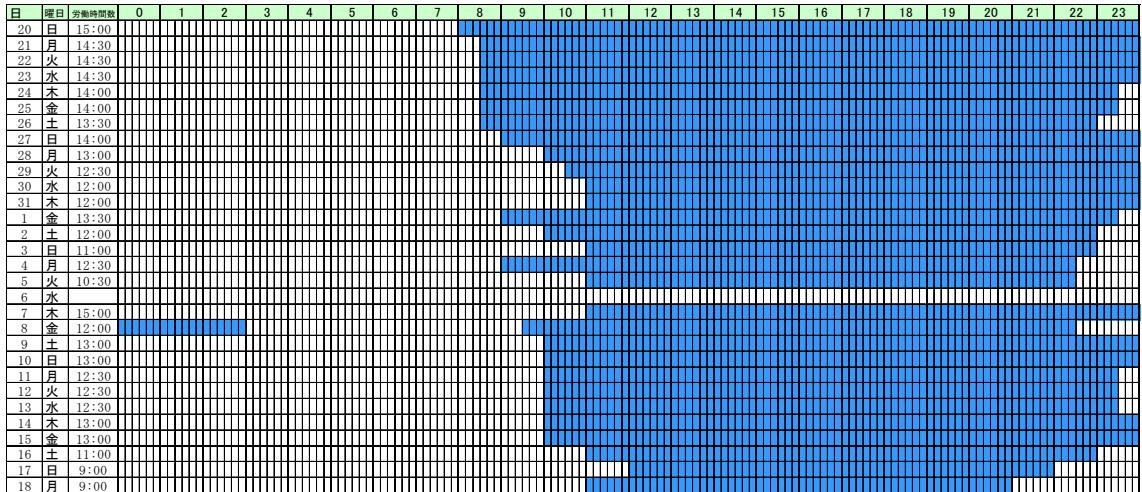
55	20代以下	男性	情報通信業	専門的・技術的職業従事者	勤続4~9年目	転職1回	F44 解離性（転換性）障害	時間外労働：173時間
テレビ番組制作のAD。イベントの準備から開催までを限られた時間内にこなす業務。新番組のチーフADとして業務量が増加した。外出先から会社に戻る途中に倒れ、救急搬送された。本人の申述からは事前の異変は確認されていない。会社は、本人の責任とプレッシャーが大きかったものと述べる。真面目な性格で、責任感が強く、周囲の人望も厚いという。事業場では、出退勤、残業、休日出勤については、仕事の締め切りに柔軟に対応できるよう、社員個々の判断で行われており、労働時間は特に管理されておらず、実労働時間は把握されていなかった。								



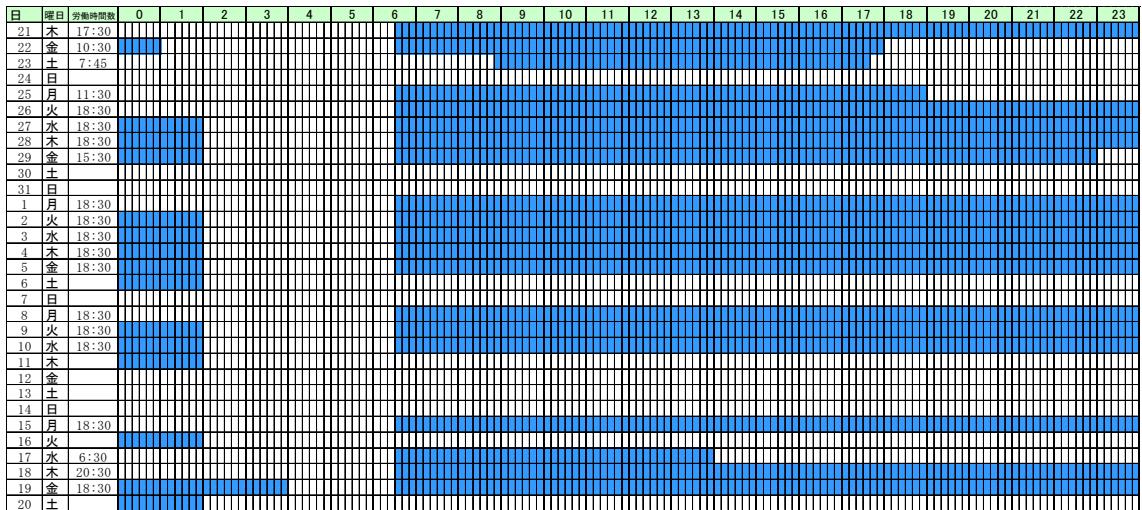
56	30代	男性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 1~3年目	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 245時間
テレビ番組のディレクター。番組取材、VTRの編集および台本作成業務を行っていた。番組取材で海外出張し、帰国後に短納期でのVTR編集作業、泊まり込みでの長時間労働と、上司からの再三の修正指示、暴言等によって、不眠、尋麻疹等の症状が出て、クリニックを受診した。本人が事業場外で業務を行うことが多かったこともあり、会社は本人の体調変化を認識していない。裁量労働制は適用されていないが、会社は、およそその始業・終業時刻を把握しているのみで、連続勤務中の休憩時間や拘束時間の把握はしておらず、時間外手当は支払われていなかった。								



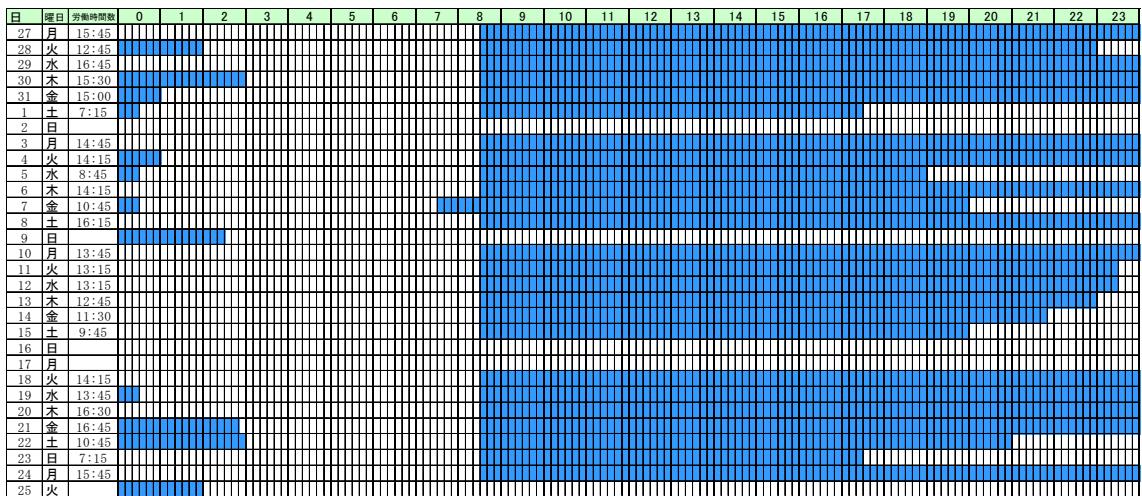
57	50代	男性	情報通信業	専門的・技術的職業 従事者	勤続 20年以上	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 208時間
新聞社の編集・取材。東日本大震災直後の膨大な業務量によって不眠不休の状態が続いていたが、数か月後、業務が落ち着いた時期になって、精神的・肉体的に大きな疲労を自覚するようになったという。不眠の症状があり、医療機関を受診して、うつ病と診断された。震災後の業務量の増大は、周囲も同じ認識を持っていた。一時休職した後、復職した。職場の上司は、本人の外見上の変化は感じなかったという。労働時間管理は、本人が始業・終業時刻をシートに記載し、月1回提出する自己申告制で、実態と乖離はなかった。特別条項付き36協定が締結されていたが、限度時間を超過していた。震災直後の急激な業務量増加に、会社が時間管理の対応をできなかった状況がうかがえる。								



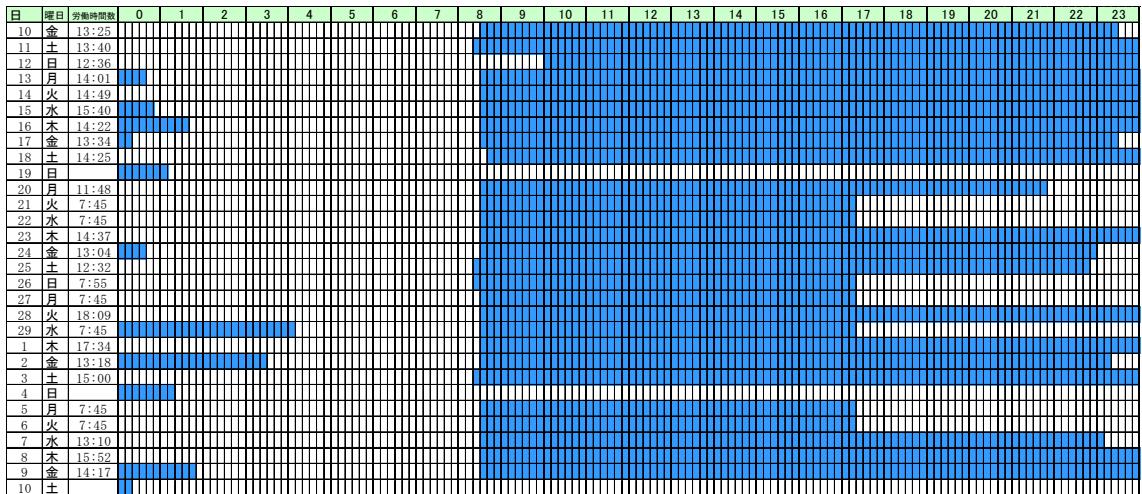
58	30代	女性	教育、学習支援業	専門的・技術的職業従事者	勤続1~3年目	転職2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働：162時間
大学教員。学務や教務等の業務に従事。幅広い業務を行わなければならなくなり、本来担当すべき課や教員の協力を得られず、膨大な業務を一人でこなした上、職員からハラスメントを受けたことにより、うつ病を発病したと申述。涙が止まらないなどの症状があり、休暇をとったが回復しなかった。同僚も、本人の土日勤務が多かったことを認識していた。また、本人の性格が完璧主義で、他の人の数倍の時間をかけて準備し、資料を作成するなどしていたとも述べる。就業規則により教職員は超過勤務手当の支給がなく、時間管理されていなかった（出退勤管理は出勤簿への印押のみ）。								



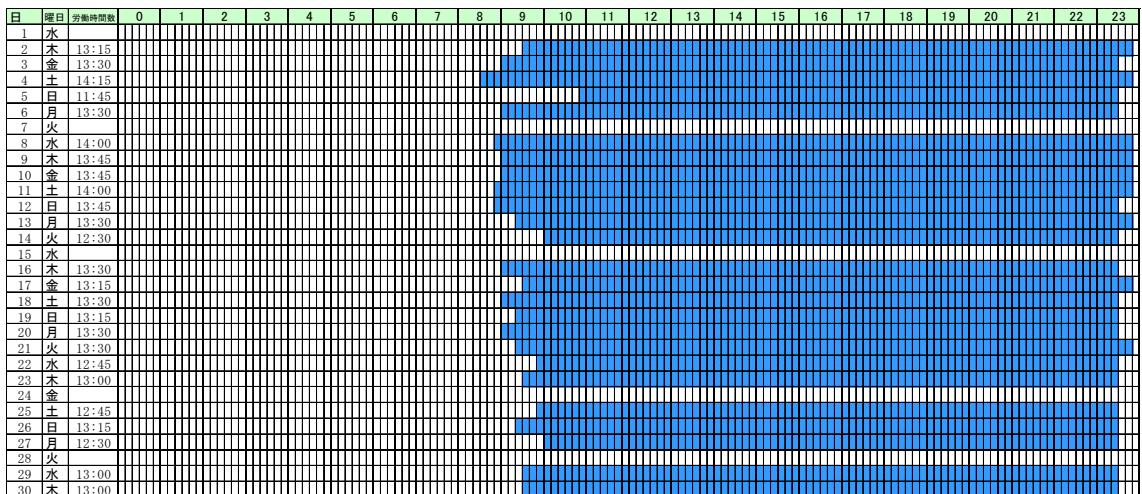
59	20代以下	男性	建設業	専門的・技術的職業従事者	勤続1~3年目	転職なし	F43.1 心的外傷後ストレス障害	時間外労働：163時間
建設事業場の測量業務。入社直後で不慣れだったこともあり、繁忙期にさしかかって残業時間が増え、ほぼ毎日、深夜残業するように。自宅に帰ることも困難になって事業所内で寝泊まりした。食事習慣の時間的乱れもあった。仕事のミスが多くなって、上司から注意を受け、涙が止まらないなどの症状が出た。ある時、自動車で帰宅途中に意識朦朧の中で追突事故を起こし、それがきっかけで不眠、食欲低下などの症状が強まり、家族の勧めで受診した。上司によると、依頼が集中する時期は忙しくなり、残業が増えるという。労働時間は、勤怠管理システムへの入力による自己申告で把握していたが、PCのログイン・ログオフ時間と乖離があった。事業場では特別条項付き36協定が締結されていたが、限度時間を超過し、恒常に所定休日の土曜日に出勤している実態があった。長時間労働の背景として、人員不足が認められた。								



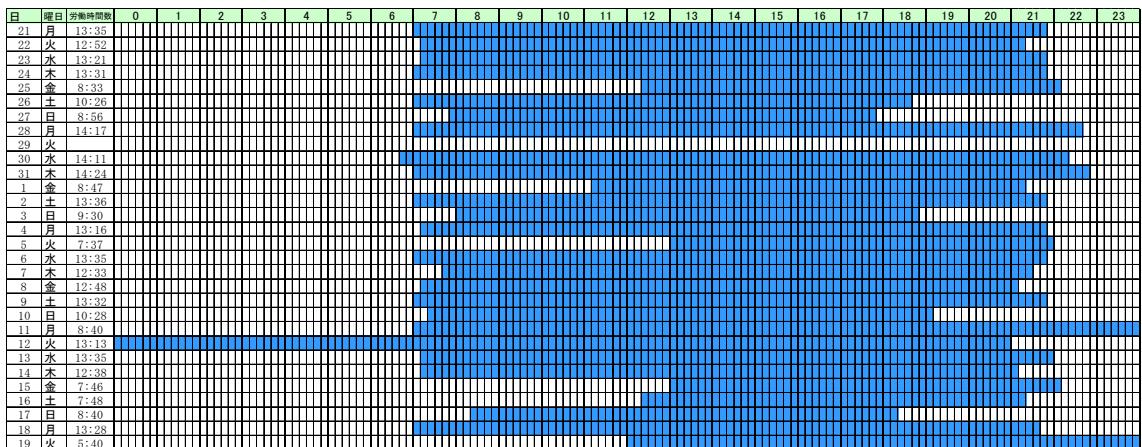
60	50代	男性	学術研究、専門・技術サービス業	専門的・技術的職業従事者	勤続 4~9年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 172時間
設計施工管理。完成検査の準備や、新しく始まった工事など、複数の仕事に追われる中、連日の残業となり、退勤が深夜に及ぶことが多くなったといい、身体的限界を超えた過重労働が発病要因と申述する。不得意な業務もある中、処理しきれないほど仕事がたまり、精神的に追い込まれたともいう。同僚も、本人の仕事の進捗がうまくいっていなかったことを認識。不眠、不安、自己評価低下などの症状が出て、医療機関を受診した。受診後、上司に、これ以上仕事ができないと伝え、休職になった。事業場の労働時間管理は、本人が就業状況表を作成し、月末にメールで提出する方式。時間外勤務手当が支給されていなかったため（会社は固定残業代を支給していると説明）、本人は所定労働時間で申告しており、事業場は実労働時間を把握していなかった。								



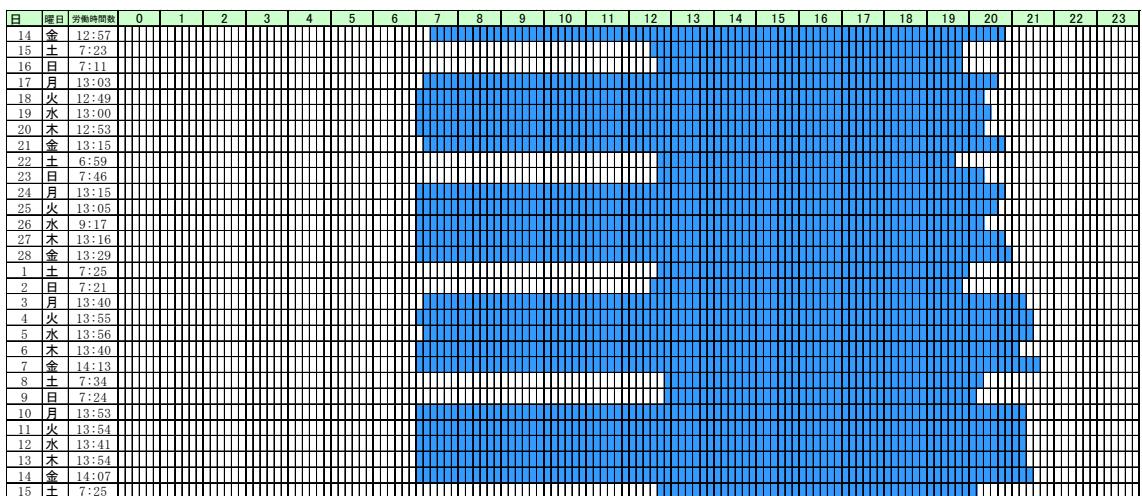
61	30代	男性	宿泊業、飲食サービス業	専門的・技術的職業従事者	勤続 20年以上	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 164時間
飲食店の調理マネージャー。調理全般、発注作業、シフト作成等の業務に従事。長時間労働が続き、上司からの厳しい指導・叱責もあって発病したと申述する。不眠、気分の落ち込み、倦怠感、注意力低下、食欲不振等の症状があり、会社に行けなくなった。妻の勧めもあり受診。会社は結局退職となった。事業場の労働時間管理は、各自がPCに出退勤時刻を入力する方式（把握は正確）。上司は、遅刻が多い等、本人の仕事への姿勢に問題がある事について叱責していたという。								



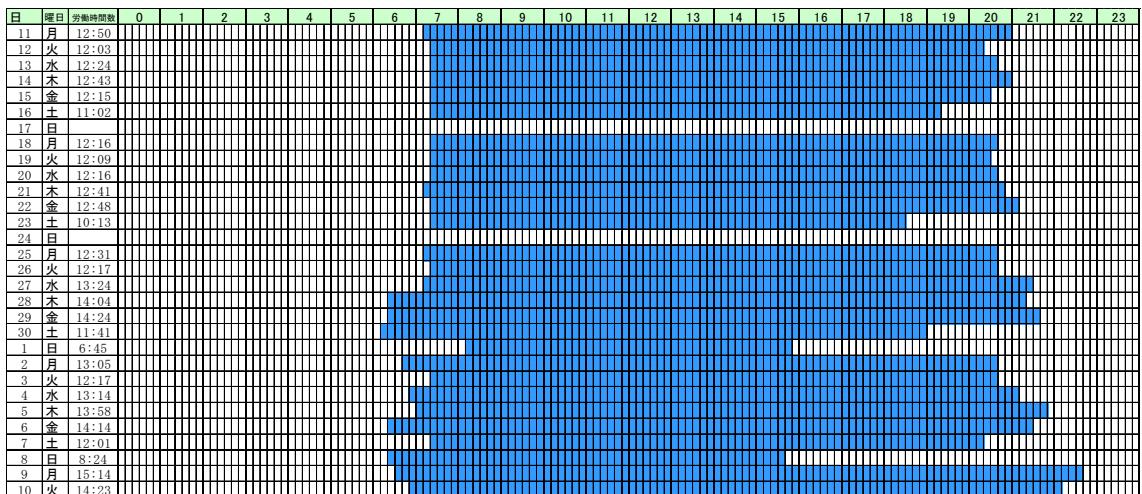
62	50代	女性	医療, 福祉	専門的・技術的職業 従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 171時間
医療機関の看護師。様々な役職を兼務し、新事業の立ち上げ、準備作業で、長時間労働になったという。同時期に上司から、厳しい言葉によるプレッシャーもかけられていた。会社は、本人が毎日のように夜遅くまで残業していた事実を認めるが、早く帰るようになっても、本人が自分の意思で残業して書類作成などをしていたと述べる。血圧上昇、胸痛、不安感、恐怖心などの症状が出て、循環器科を受診するも異常が見つからず、心療内科・精神科を勧められて受診した。同僚も、本人が様々な業務をこなしており、長時間労働になっていた事実を認める。本人は役職者のため管理監督者扱いとされ、時間管理をされておらず、事業場は実労働時間を正確に把握していなかった。								



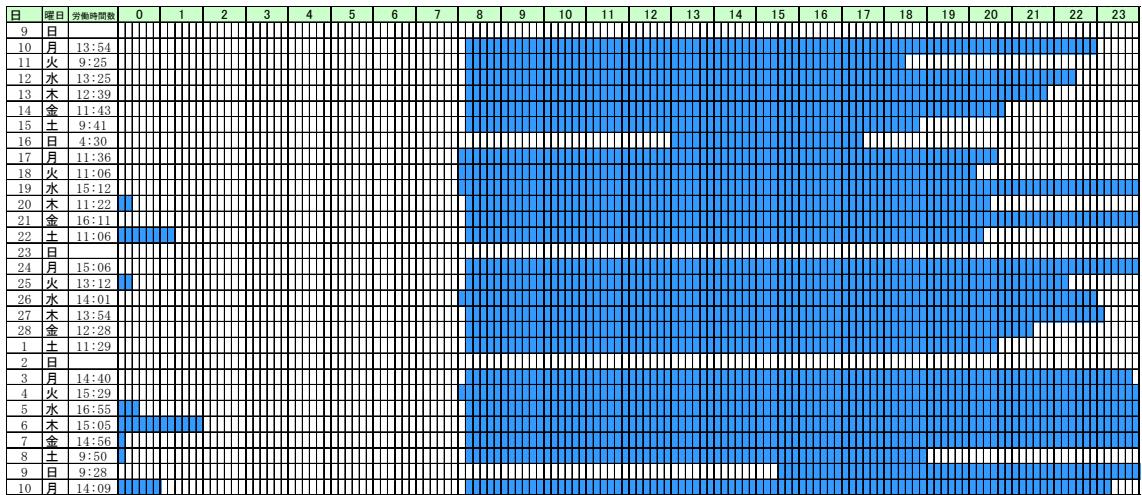
63	50代	男性	医療, 福祉	専門的・技術的職業 従事者	勤続 20年以上	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 185時間
福祉施設の相談支援業務。諸手続、生活、就労などに関する相談業務を担当。業務量（相談件数）が多いことや、時間外や土日でも相談対応を迫られることが多く、一人で従事していたため、休むことができなかつたと述べる。上司は、本人から、対応しきれないという弱音を聞いたこともあったが、自身も忙しい時期だったので、対応できなかつたという。本人は、顧客の都合に合わせて時間外や休日でも対応していたが、上司は、本人が仕事熱心で、優秀な人材であったことは認めるものの、対応の仕方次第でここまで長時間労働にはならなかつたのではないかとも述べる。事業場は、日々の出勤を出勤簿で把握するのみで、出退勤時刻の把握は行つていなかつた。時間外労働は、自己申告に基づく時間外命令簿で把握されていたが、建物の警備記録やメール履歴等から見る実労働時間と乖離があつた。								



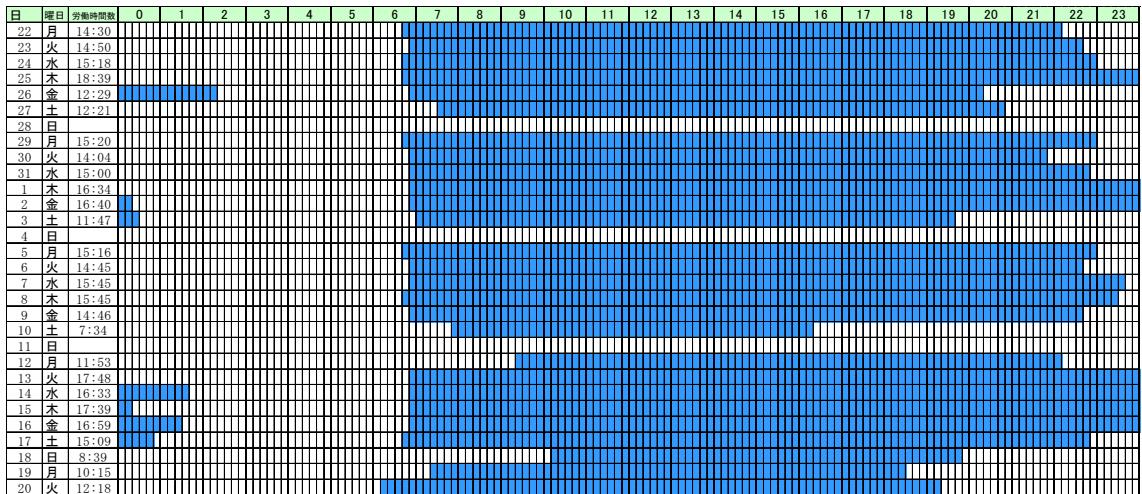
64	50代	男性	製造業	管理的職業従事者	勤続 20年以上	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 179時間
製造課長。部門責任者として、取引先からの無理な受注量と納期で追い込まれる。生産能力を超える受注、厳しい納期に精一杯対応してきたが、対応しきれなかったと述べる。責任者として、会社の雇用を守るために、注文をクリアするという意識で働いていた。周囲も、当人の仕事ぶりに対する評価は高く、まじめで一生懸命、スペシャリストとし、工場の中で一番長い時間働いていたことを認める。不眠、動悸、吐き気、体重減少等を感じていたが、ある日の打ち合わせ中、脂汗とめまいが立っていることができなくなり、周りの人に支えられる出来事があった。それから3日間会社を休んだが症状が軽快しないため、医療機関を受診し、休職に。休職後、社長が顧客に仕事を断り、その部門から撤退することを決めた。妻は体調悪化を心配していたが、本人が会社のことばかり気にしていたので、病院に行くことを勧められなかつたという。管理監督者扱いで時間外手当の支給はされていないが、出退勤時刻はタイムカードによる記録がなされていた。								



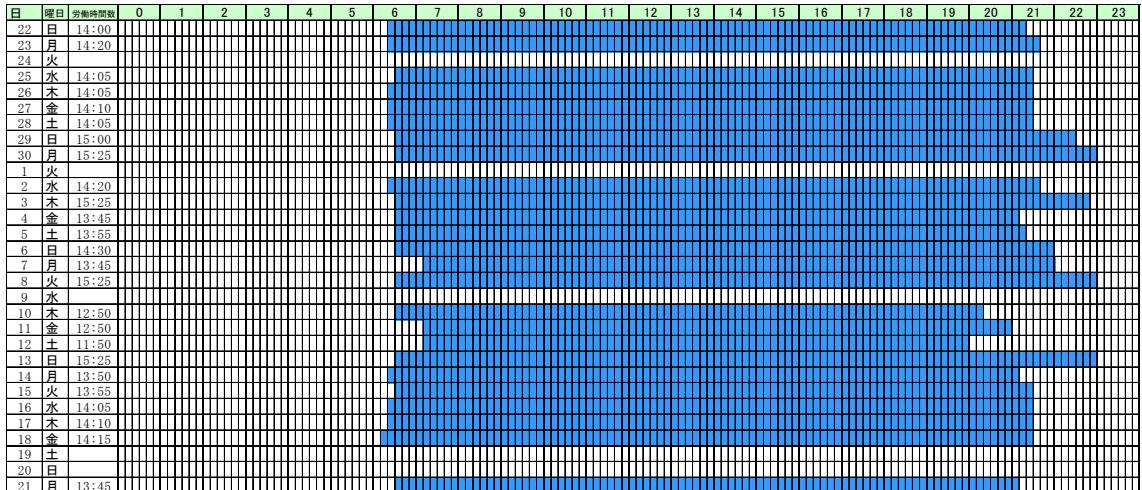
65	30代	男性	製造業	管理的職業従事者	勤続 1~3年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 182時間
機械器具製造業の課長職。工場の工程・品質管理、営業活動、新人教育、クレーム対応、トラブル対応等の業務を行っていた。息苦しさ、めまい、吐き気を仕事中に感じるようになり、医療機関を受診し、休職になった。会社によると、課長職は、プロジェクト受注の営業活動、製品に関する納期やコストの積算、品質管理をする仕事であり、大変な業務であると認識していた。当人は高い勤務評価も受けていた。労働時間管理はタイムカードによる（把握は正確）。								



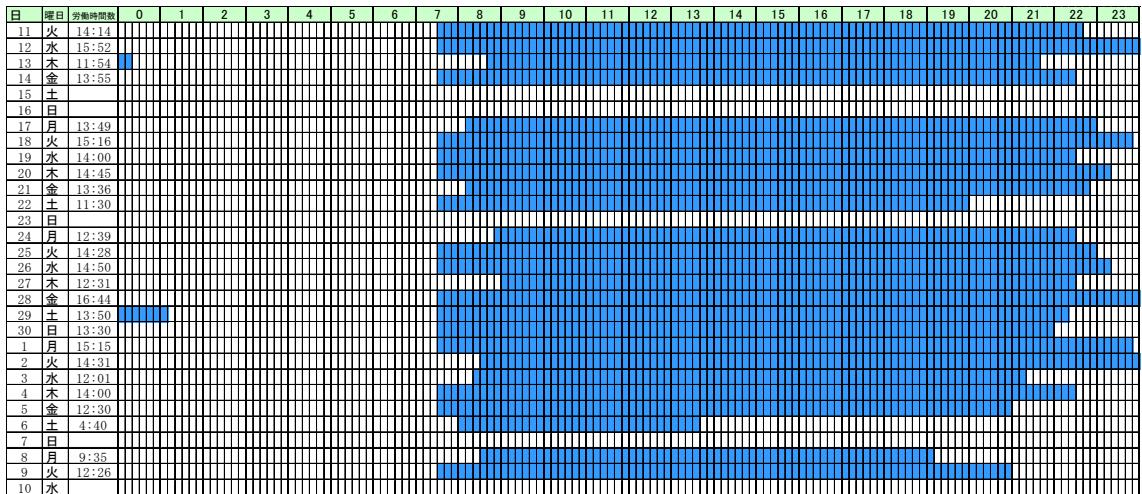
66	40代	男性	不動産業、物品賃貸業	管理的職業従事者	勤続 20年以上	転職 2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 228時間
資材調達業務の課長。東日本大震災後の資材調達の困難、会社の支援体制の不足もあり長時間労働になったという。会社も、職場全体が忙しい中、本人の業務量も多く、労働時間が長かったこと、早朝から夜遅くまで会社に残っていたことを認める。業務のミスが増え、会議で上司から叱責されて、自分は仕事ができないと悩み、自殺を図った（未遂）。事業場の労働時間管理は、PCの出退勤管理システムに自分で入力する方式で行われていた。ただ、時間外労働を少なく申告する慣行となっており、PCのログイン・ログオフ記録とは乖離があった。								



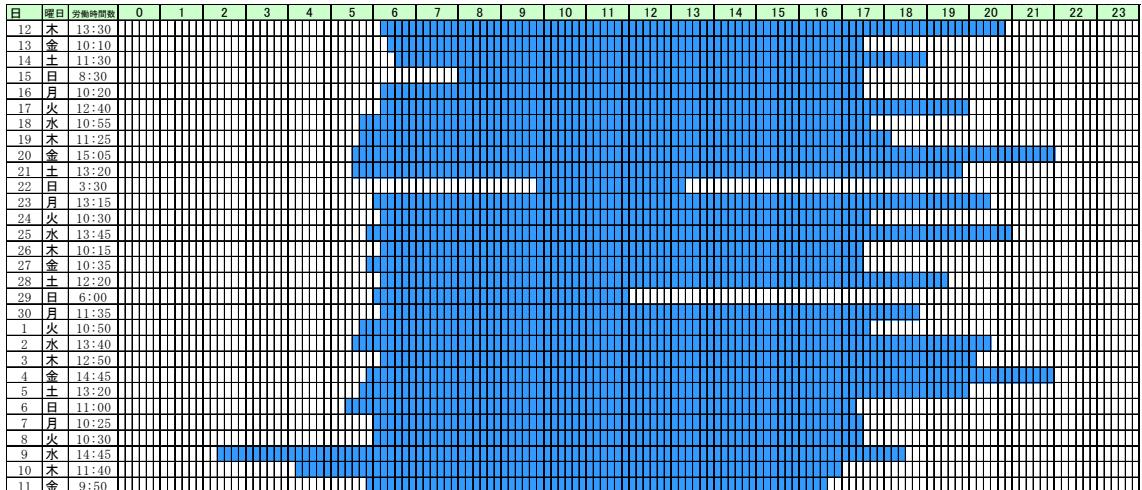
67	30代	男性	運輸業、郵便業	管理的職業従事者	勤続10～ 19年目	転職 2回以上	F43.2 適応障害	時間外労働： 185時間
営業所の責任者。本社との連絡やドライバーのシフト管理が主な仕事。大型案件があり、管理者として、配送計画やドライバーの教育、管理業務をほぼ1人でこなしたという。頭痛、不眠が続き、言葉が出ない、情緒不安定といった症状も頻繁に起こるようになった。頭痛で通院していたが精神障害の診断がされた。会社は、本人の退勤時間が遅かった、休日を取得していなかった様子は認めるが、休めるはずなのに意図的に休日をとっていなかった、休むように言っても聞かなかつたと申述する。また、仕事に追われているような感じや、体調の異変は感じなかつたという。労働時間管理は自己申告方式で、実労働時間と乖離していた。36協定が締結されており、他の従業員（ドライバー）においては、長時間労働は認められなかつた。								



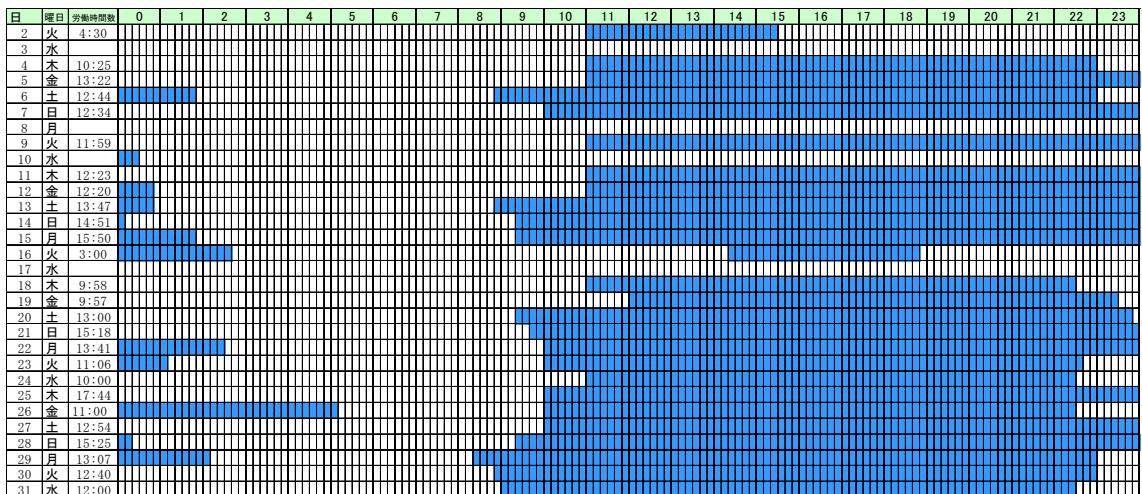
68	30代	男性	運輸業、郵便業	管理的職業従事者	勤続10～19年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働：165時間
貨物運送業の営業所長。配車業務、運行管理などの事務処理全般を行う。クレーム処理等の業務が増えたことで長時間労働となり、うつ病を発病したと申述。不眠、めまい、吐き気、だるさ、食欲低下などがあり、仕事のミスも出るようになった。メンタルクリニックを受診し、通院するも回復せず休職になった。周囲は、本人に元気がないとは感じていたが、突然の診断書・休職願提出に驚き。本人の労働時間が長かったことは認めるものの、業務上必要がないのに早朝や夜に出勤していたことがあり、労働密度、業務負荷は低いと認識していた。実労働時間はタイムカードで把握されていたが、管理監督者扱いで、出退勤時刻は本人の自由な判断に委ねていたという。								



69	50代	男性	サービス業（他に分類されないもの）	管理的職業従事者	勤続10～19年目	転職1回	F32 うつ病エピソード	時間外労働：182時間
倉庫物流管理業務。営業所長として転勤して着任後、長時間労働が続く中で、仕事の限界を感じたことで、出勤できなくなり、医療機関を受診した。資料作成、トラブル対応等の業務負荷が大きく、長時間労働が常態化したという。数年前に、うつ病の通院治療を行った既往歴があり、不眠はその後も続いている。職場の同僚は、本人が朝早く出勤し、現場が忙しいときは残業していた事実を認める。ただ、現場のトラブル対応は、通常の業務の範囲内のものとも申述する。事業場の労働時間管理は、本人の申告に基づく勤怠管理簿によるもので、出退勤時刻の把握は正確だった。なお、本人は管理監督者として扱われており、36協定の対象から除外されていた。								



70	30代	男性	宿泊業、飲食 サービス業	管理的職業従事者	勤続10~ 19年目	転職なし	F32 うつ病エピソード	時間外労働： 155時間
飲食店店長。アルバイトの離職が相次ぎ、人手不足のため、店長として連続勤務、長時間労働になった。上司による嫌がらせ、長時間労働、連続勤務によって、睡眠不足、吐き気、嘔吐、思考能力の低下、気力低下等を感じていた。上司の暴行によって症状が強まったため、医療機関を受診し、うつ病と診断された。会社は店長を管理監督者扱いとしており、賃金の不払いも見られた。長時間労働の背景には、繁忙期のほか、アルバイトの離職にともなう慢性の人手不足が認められた。アルバイトの労働時間は各店の店長が本社に報告していたが、店長の労働時間は管理されていなかった。								



71	40代	男性	教育、学習支援業	管理的職業従事者	勤続4~9年目	転職2回以上	F32 うつ病エピソード	時間外労働：186時間
学習塾の教室長。授業負担、事務作業が追いつかず、授業料の未回収金額が膨大になったことで上司からたたびたび叱責され、暴行を受けた事実も認められる。未回収金を自腹で立て替えていたことや、ノルマ未達成のペナルティとして他校への人事異動を命じられたことが発端となり、うつ病を発症したと申述する。1か月間を超える期間の連続勤務も認められる。会社は、本人がやらなければいけないことができていなかったなど、仕事の進め方に問題があったと述べる。労働時間管理は出勤簿によるもので、正確に把握されていなかった。								

